

代腦錄

愛鷹山民有請願日誌





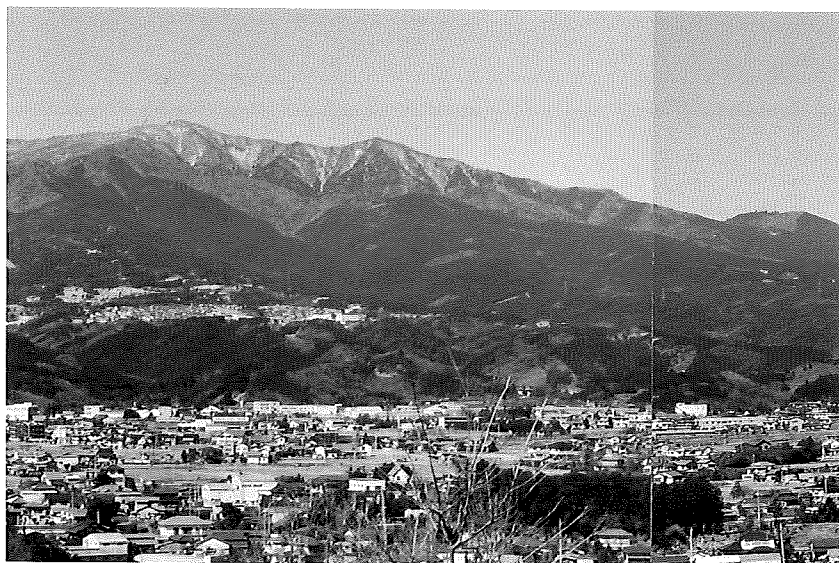
横山健吾（1858年～1942年）



裾野市公文名より西方愛鷹山と富士山を望む

写真左手愛鷹山中腹に広がるのは千福ニュータウン

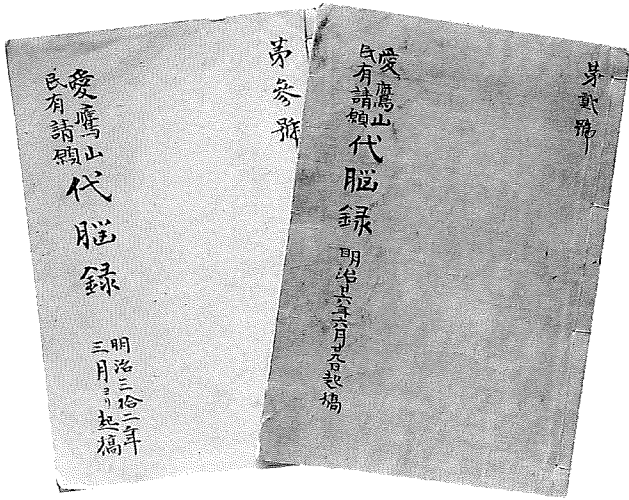
千福 横山家の門





明治42年 払下10周年を記念して建てられた愛鷹山払下記念碑  
碑文には「土地者無尽之宝藏／自治体之基礎利用之／保護之共有者之本務也」  
と刻まれている

上 大正15年4月撮影 右上枠内は払下功労者の江原素六  
下 現在は沼津市立少年自然の家の裏手に移築されている



茅草辨

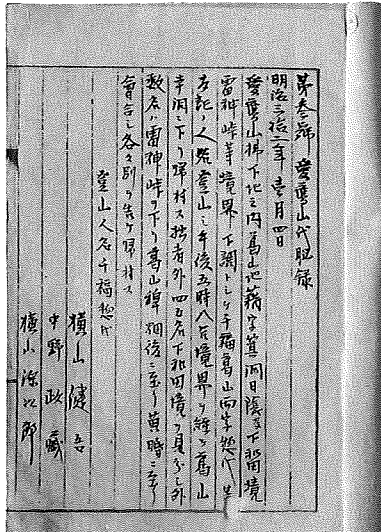
愛鷹山  
氏有請願  
代脳録

明治三拾二年  
三月廿九日  
起稿

茅草辨

愛鷹山  
氏有請願  
代脳録

明治三拾二年  
三月廿九日  
起稿

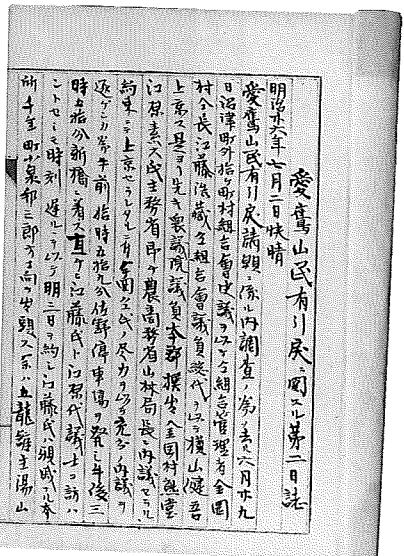


茅草辨 愛鷹山代脳録

明治三拾二年 三月廿九日

愛鷹山 下北之内 萬山地 蕨草 笹岡 日 藤 下 野間 境  
 留 神 峠 半 境 界 下 湖 上 千 福 萬 山 向 半 越 八 八  
 左 北 之 麓 雲 山 千 後 五 群 八 八 境 界 下 經 之 萬 山  
 半 洞 下 下 野 村 之 傍 者 外 四 八 八 下 和 可 傍 了 貝 分 外  
 敷 左 八 雷 神 峠 下 下 野 山 神 畑 後 至 了 苗 崎 三 五  
 會 言 各 別 各 別 各 別 各 別

嶺山 殿  
 中野 政 志  
 嶺山 殿

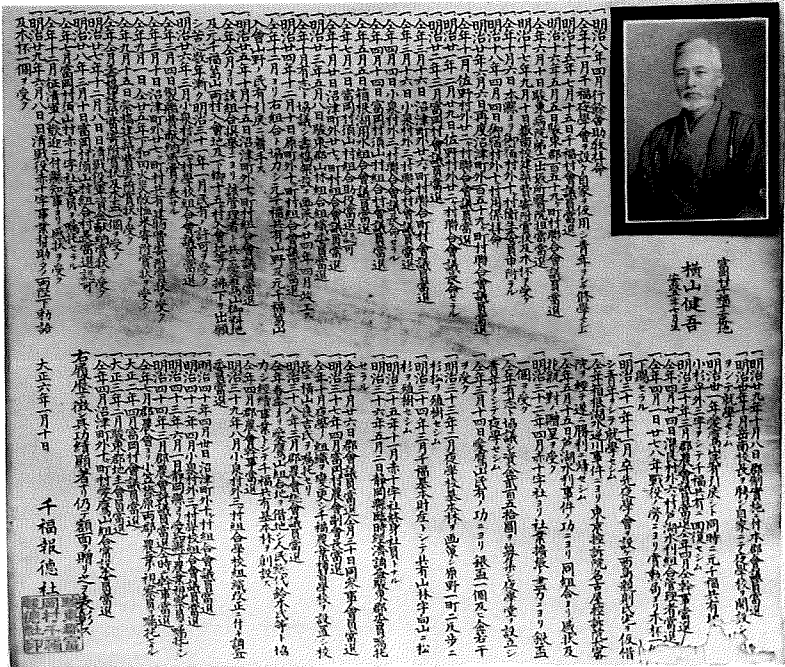


愛鷹山氏有請願 代脳録 第二号

明治三拾二年 七月二日 快晴

愛鷹山 氏有請願 係 内 湖 查 券 主 六 月 亦 九  
 日 沼 澤 町 外 指 野 村 組 吉 留 申 談 以 之 令 組 長 吉 留 理 者 全 國  
 村 令 長 江 藤 澤 藏 八 八 組 長 會 談 負 担 代 以 嶺 山 健 吾  
 上 券 之 呈 可 先 之 敷 談 成 議 算 本 部 撰 考 全 國 村 組 長  
 江 留 去 入 氏 主 務 省 町 々 農 協 務 省 山 村 局 長 之 再 談 以 九  
 納 束 上 京 也 上 京 之 後 亦 會 同 之 氏 尽 力 以 之 充 分 再 談 以  
 逐 分 力 考 予 前 指 時 在 指 九 八 八 野 傳 申 留 之 充 分 再 談 以  
 時 止 指 分 新 稿 着 之 宜 了 江 藤 澤 氏 江 留 代 談 上 訪 八  
 二 七 之 時 刻 遊 止 以 之 明 三 日 約 上 江 藤 澤 氏 八 八 八 本  
 所 予 至 町 八 八 八 即 方 三 而 出 頭 之 系 八 八 八 龍 舞 主 湯 山

「愛鷹山氏有請願 代脳録」第二号・第三号 表紙と書出部分



大正6年1月10日 千福報徳社による  
 横山健吾の表彰状  
 それまでの横山健吾の履歴が記されて  
 いる (巻末167頁参照)



横山健吾・みち夫妻の墓  
 横山家の裏山の中腹にある 現在その  
 魂は屋敷地内の墓に移されている



## 発刊にあたって

裾野市史編さん委員長 助役 杉山 政 康

本市の市史編さん事業は、関係者の不断の努力によって資料編四冊、市史研究、調査報告書等をすでに刊行し、現在も事業をすすめているところです。編さん事業を通して調査、収集をした資史料は四万点以上に及んでいますが、すべてを資料編に収録することは不可能ですので、日記等まとまった内容で、特に史料価値が高いものについては『資料叢書』として刊行しております。

このたび資料叢書3として「代脳録 愛鷹山民有請願日誌」を刊行することとなりました。この史料は、明治三十二年（一八九九）の愛鷹山払下げという歴史的事件において、その運動の中心人物であった横山健吾氏が、その過程を記した日記であります。愛鷹山の払下げに関しては、まとまった資料がほとんど現存せず、唯一現在利用しうる資料と思われれます。

本書を刊行するにあたり、貴重な資料のご提供をいただきました横山正美氏に厚く感謝し、本書が多くなの方々にご高覧、ご活用いただければ幸いです。今後とも格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成八年三月



# 目次

口 絵

発刊にあたって

凡 例

代脳録 第弐号 ..... 1

代脳録 第参号 ..... 69

愛鷹山関係雑誌 ..... 115

解 説 ..... 140



## 凡例

資料の翻刻にあたって、できるだけ原本の体裁を生かすようつとめたが、読者の便宜と編集上の必要から、原本の意味を損なわない範囲で、次のようにあつかった。

一 適宜、句読点（、。）、並列点（・）を付した。

一 漢字は原則として常用漢字を用い、異体字・俗字・略字・同字等は標準字体に改めた。ただし、固有名詞（人名・地名）の旧字体は原文のままとした。

また「并」は原文のまま使用した。

一 変体仮名はひらがなに、助詞等に慣用的に用いられる者、江、与、茂、而、而已、ち、片、氏、丁等は、カタカナに改めた。

一 清音・濁音は原文のままとした。また、ひらがな・カタカナの混用についても原文のままとした。

一 本文中の抹消部分については、必要と認められたものは、その左側に「      」を付し、右側に訂正加筆を小活字

で記した。必要ないと認められたものは、訂正加筆をそのまま本文とした。

一 本文中に朱筆などがある場合、その部分を「      」で囲み、右肩に（朱筆）などと小活字で示した。

一 文字不明などで判読できない場合、□で字数を埋め、「判読不能」と傍注を付した。

一 繰返し記号として、一字の繰返しは「々」（漢字）、「、」（カタカナ）、「、」（ひらがな）とし、二字以上の繰返し「      」等はそのまま用いた。

一 印判は、資料の性質上すべて写である。公印、私印の区別はせず原文の表記のままとした。

一 原文の誤りについては、幾通りかの訂正の可能性がある場合にはママを付し、明白に推定できるものやあて字については「      」で現在の一般的な表記を傍注で補った。また脱字は本文中に「      」で補った。



愛鷹山  
民有請願

代  
腦  
錄  
  
第  
三  
號





(表紙)

第貳号

愛鷹山  
民有請願  
代脳録

明治廿六年六月廿九日起稿

(縦三六ミリ×横一六四ミリ)

愛鷹山民有引戻二関スル第二日誌

明治廿六年七月二日 快晴

愛鷹山民有引戻請願ニ係ル内調査ノ為メ、去ル六月廿九日沼津町外拾ヶ町村組合会決議ヲ以テ、同組合管理者金岡村々長江藤浩藏、同組合会議員総代ヲ以テ横山健吾、上京ス。是ヨリ先キ衆議院議員本郡撰出金岡村熊堂江原

素六氏、主務省即チ農商務省山林局長ニ内議セラル、約束ニテ上京セラレタルニ付、今回同氏ノ尽力ヲ以テ充分ノ内議ヲ遂ゲンカ為、午前拾時五拾九分佐野停車場ヲ発シ午後三時五拾分新橋ニ着ス。直チニ江藤氏ト江原代議士ヲ訪ハントセシモ時刻遅ル、ヲ以テ明三日ヲ約シ、江藤氏ハ親戚ナル本所千年町小泉邦三郎方エ向テ出頭ス。余ハ五龍館主湯山氏ト同伴セシヲ以テ、京橋区銀座壺丁目西本信良方ニ投宿ス。

明治廿六年七月三日 快晴

午前拾時江藤金岡村長、拙者旅偶西本方ニ出張セラル。依テ種々打合セヲナシ、正午拾貳時兩人ニテ牛込区佐土原町三丁目五番地江原素六氏ヲ訪ヒシニ、同氏ハ出他不在ナルヲ以テ明四日午前再ヒ訪問スヘシトテ、各々名刺壹葉ヲ残シ帰途ニ付ク。途中帝国大学ニヨリ江藤氏実弟捨三氏ニ面会シ、大学各部ヲ廻リ各々教場及器械室等ニ至ルマテ実見シ、午后五時帰宿ニ付ク。江藤捨三氏ハ工科大学二年生ニシテ性質温厚ナリ。此内実見セサリシワ

医科大学ニシテ他ハ悉皆縦覧セリ。帰途協議ノ末、江原代議士ヲ止宿西本方エ招待シ百事打合セヲナスニ如カズトテ途中壹通ノ書状ヲ發シ、此ニ於テ各々別ヲ告ケ江藤氏ハ小泉氏ニ歸リ、余ハ駿河臺ナル神学校ヲ問ヒ午后七時帰宿ス。

明治廿六年七月四日 快晴

午前拾時江藤金岡村々長、拙者旅宿西本信良方ニ来リ、江原代議士ノ来訪ヲ待テリ。午后三時五拾分頃ニ至リ突然江原氏来訪アリ。各一礼ヲナス。夫レヨリ江原氏ハ農商務省山林局長エ面談ノ始末ヲ述テ曰ク、今日早朝代議士田艇吉ノ紹介書ヲ以テ田邊山林局長ノ私邸ニ至リシニ、早速局長面会セラレタルヲ以テ、愛鷹山ニ係ル証拠物件悉皆閲覽ニ供セシニ、局長モ大ニ感スル所アルヲ以テ曰ク、如此書類數多アルモノヲシテ官有二婦セシムルヲ当局者ノ調査粗漏ナルト人民ニ於テ熱心民有二尽力セザリシトニ基因セシナラン。既ニ是迄各県ヨリ民有証拠物件提出セラル、モ、入会原野ニシテ山手役本高入リナル証

拠ハ例外ナレバ無論民有二婦スベキモノナレトモ、割付免状ノミニテハ愛鷹原野及同山林山手ナルヲ証スルノ道無之ニ付、是レニ附随スル明細書キ上ケ帳及ヒ其県知事ニ於テ愛鷹山ニ関スル割付ナルコトノ証明証ヲ添付ノ上、速カニ願書差出スベク旨談話セラレタルニ付キ、江原氏猶壹歩ヲ進メテ曰ク、貴官ノ御意見ハ如此ニシテ了解セシモ、主任調査ノ意見確定セザレバ<sup>案</sup>心ナラサルニ付、其為メ関係人民総代兩名上京致居リ候ニ付篤ト事情陳述致サセ度候間、主任官ニ面接アランコトヲ望ムト述ベシニ、田邊局長曰ク、小官ヨリ貴殿ニ面接シ此ノ如キ談話ハ差岡ナキモ、人民総代ヲシテ調査主任ニ引合セ候ハ少ク相憚リ候義ナル旨述ベラレタリ。田邊局長ハ猶言ヲ繼テ曰ク、是レマテ静岡岡県ヨリ數通ノ民有引戻請願出テタレトモ、何レモ証拠薄弱ニシテ民有トナスニ足ラス、遺憾ナカラ官地ニ婦セシナレバ、充分ノ調査ヲ遂ケ高入山手米ハ確ト愛鷹山ナルヲ証スルコト尤モ必要ニ付、充分注意セラレタキ旨懇々談話アリタルニ付、是ニ於テ談ヲ

余談ニ写シ<sup>(移)</sup>數刻ノ後帰邸セラレタル由、漏ナク陳述セラレタルニ付、猶協議之上、是非調査主任ニ忝<sup>(恥)</sup>書類ヲ披見セシメ充分ノ意見確メ度トテ猶江原氏ニ迫リシニ、江

原氏モ然ラバ是レヨリ農商務省中他ノ官吏ニ付キ主任者ノ誰ナルヲ調べ夫レヨリ主任者ニ引合セントテ、午后五時帰邸セラレタリ。江原氏ハ山林局長田邊氏ハ無識ノ人ナルヲ以テ代議士田艇吉ノ紹介ニテ面接セラレタル所、田邊氏ハ江原氏ヲ充分承知シ居ラレ、先年江原氏ヲシテ群馬県ノ書記官タラシメントテ静岡県知事ヲ以テ紹介<sup>(照念)</sup>セシニ聞キ入レザリシコト等アリシ旨談話アリテ、大二都合好カリシ由談話アリタリ。

明治廿六年七月五日 快晴

午前六時、五龍館主湯山柳雄同宿ナリシモ処用済ナルヲ以テ帰国ス。

午前拾壹時江藤村長、拙者旅宿ニ来リ種々談話ノ末、江原氏ノ手配如何ナラントテ午后三時兩人ニテ佐土原町ノ江原氏邸ヲ訪フ。江原氏ハ他出ニテ面会ヲ得ズ、空ク

名刺ヲ残シテ帰宿ス。途中江藤氏ハ本所ニ余ハ京橋ニ各々別レヲ告ケ、午後六時全ク帰宿ス。

明治廿六年七月六日 快晴

午前八時突然止宿西本方エ江原代議士来リ、余モ食后ナルヲ以テ直チニ面談ス。江原氏云ク、昨日農商務省出勤官吏二名ノ邸ヲ訪ヒシモ、何レモ地方出張中ニテ面談ヲ得ズ。故ニ猶今朝日本橋ノ同省出勤官吏邸ヲ訪ヒシニ、幸ニ面談ヲ得、種々談話ノ末、今夕ヲ限り書状ヲ以テ江原氏ニ通シ、而テ江原氏ハ調査主任ニ面接シ談話中、江藤・横山ノ兩氏參邸面会ヲ求メ、書類ヲ披見セシメ并ニ請願ニ係ル理由ヲ具陳スベキコトニ約セシニ付、必スタ刻カ乃至今夜マテニワ通報可致旨、談話セラレタリ。此時江藤氏ハ未タ本所小泉方ヨリ出張ナキニヨリ、拙者忝名ニテ承諾ノ旨ヲ述べ、夫レヨリ暫ク談話ノ末江原氏帰邸セラレタリ。

午前拾壹時頃ニ至リ江藤氏來訪セラレタルヲ以テ、江原氏ノ談話詳細ヲ説明シ、江原氏ヨリノ來状ヲ待チシモ

終日何等ノ報道ナキニヨリ、夜拾壹時頃迄待チシモ是亦何等ノ報ナキヲ以テ、江藤氏モ同居老泊ス。

明治廿六年七月七日 快晴

江藤及拙者喫飯後暫ク前日ノ約アルヲ以テ江原氏ノ報道ヲ待チシモ、是日モ同ク通信ニ接セサルニヨリ、午前九時三拾分芝区神明町居住通信省官吏松元剛吉方ヲ他用ヲ以テ問ヒシニ、談偶々官地処分ニ及ヒ遂ニ愛鷹山民有引戻請願ニ関スル談話ヲナセシニ、同松元氏曰ク、該山引戻ニ付テハ農商務中知己ノモノモ有之、且山林局長及參事官ハ同県人ナルノミナラス懇意ナルヲ以テ周旋可致旨ニ付キ、拙者曰ク局長ニワ最早知己ヲ求メ意見ヲ糺セシニ至極好結果ナリ。依テ此ノ上ハ調査主者ノ意見ヲ確メ度ニ付キ手續キアラバ周旋セラレ度旨述ベシニ、松元氏曰ク本日出省可致ノ処他用アルヲ以テ明日出省卜定メアルヲ以テ今夕刻マテニワ手續キ運ベキニ付、明八日午前八時頃迄ニ来ラレ度旨申述ベニ付、明日ヲ約シ帰宿セリ。此日モ終日江原氏ヨリ報導<sup>(道)</sup>ナキヲ以テ、午后二時

ヨリ江藤氏ハ本所小泉方エ帰宿セラレタリ。

明治廿六年七月八日 晴快<sup>マ</sup>

午前八時前日ノ約束アルヲ以テ芝区神明町松元剛吉方ヲ訪ヒシニ、松元氏曰ク、昨日約セシモ朋友ノ依頼ニヨリ止ヲ得ズ横浜ニ出張、午後拾時頃帰邸セルニ付キ、遂ニ昨日ノ約束ヲ履行セズ、何共縮恐<sup>マ</sup>ニ付キ本日ハ必ス履行致、夕刻マテニワ何等報導<sup>(道)</sup>可致旨述ベラル、ニ付、愛鷹山民有引戻請願并ニ同理由陳述書各老通ヲ渡シ立戻ル。帰途京橋区加賀町進経太氏方ヲ訪ヒシモ、横濱出張中ニテ不在ニ付空ク立戻リタリ。此ノ進経太ト申人ハ工学士ニシテ石川嶋造船所長タリ。曩キニ日本橋区通巷丁目鯨組々長平松與市郎等ト箱根湖用水ヲ利用シ駿東郡深良村エ製蠟所建設致度由ニテ、去ル四月中佐野瀑園エ来ラレ其節ヨリ懇意ナリ。然ルニ行政裁判所評定官進十六ト申ス人ハ此ノ経太氏ノ実兄タリシニヨリ、此経太氏ノ周旋ヲ以テ請願ノ証拠物件<sup>(鑑)</sup>鑑定ヲ請ハンガ為、出頭訪問セシモノナリ。

午后三時ヨリ江藤兩人ニテ江原氏ヲ訪問セシニ、幸ナルカナ在宿ナルヲ以テ面会セリ。此時農商務省記録課同省属中川喜重ナル人、江原方ヲ出発ノ際ナリ。同氏出立後江原氏曰ク、唯今出立セシワ農商務ノモノニテ兼テ打

合セ置キタル日本橋区ノ中川喜重ナルモノニテ、彼耆老

ニテ夫々取調来リ呉候処、同人ノ曰ク、昨今調査主人更

迭アリタルヲ以テ、昨今ノ主任タル部長下見重慎ニワ面

会スルモ、山林ニ通業セサルヲ以テ其功ナカルベシ。他

県ノ典獄ヨリ転任タルモノナレバ、却テ民間ノ請願等ヲ

相嘶候モ害ヲ生スルトモ益ヲ生スルコトナカルベシ。依

テ功能ナカルベシトテ、今日日本橋ヨリ態々来タラレタ

リトノコトニテ、種々談合ノ末、江原氏曰ク、代議士中

長野県撰出議員中村彌六氏ハ先年来農商務省山林局ニ奉

職セシコトアリ。其後農林学校長ニ転シ其后代議士ニ選

出セラル、ヲ以テ辭職セシ人ナレバ、多少ノ考案モアル

ベケレバ、明日同氏ヲ訪ヒ同氏ノ意見ヲ聞キ置クベキニ

付、明後拾日午前八時頃マテニ出頭スベキ旨陳ベラル、

ヲ以テ、依頼ノ上兩人共立去リタリ。帰途、神田南甲賀町八番地井田伊三郎方エ立寄り爾来止宿ヲ依頼シ、本日ヨリ銀座巷丁目西本信良方ヲ引弘ヒ兩人共此ニ止宿ヲ定ム。爾来江藤氏モ此ニ移転シ事務処弁セリ。

明治廿六年七月九日 快晴

本日ハ夫々本願関係人エ宿所移転ノ報知ヲナシ、夫レ

ヨリ江藤氏耳療養ノ為医師方エ出、夫レヨリ散步ノタメ

上野・浅草・向嶋ヲ遊歩シ終日消光セリ。

明治廿六年七月拾日 快晴

午前七時三拾分江藤・小生兩人ニテ兼テ約束アルヲ以

テ江原氏ノ邸ヲ訪フ。途中車上ニテ江原氏ノ帰邸セラル、

ヲ認メタリ。江原氏邸ニ至レバ先生出テ是レヲ向フ。直

チニ階上ノ先生ノ室ニ至ル。先生曰ク、昨日中村氏ヲ訪

ハントセシモ他人ノ依頼ニヨリ多用ナルヲ以テ、今早朝

中村氏ヲ四谷信濃町ニ訪ヒシニ、同氏未タ寢床中ニテ直

チニ起キ余ヲ向フ。依テ依頼ノ転末ヲ談セシニ、同氏曰

ク余ノ知己ニ調査スベキモノアリ。余必ス周旋スベシ。

各地方ヨリ種々ナル請願来ルモ証拠不充分且願書不完全等ニテ遂ニ意ヲ果ス能ハサルモノ往々有之ニ付、願書ノ調製及証拠ノ調査等マテ悉皆周旋致スベクニ付キ、上京ノ委員兩名来ル拾二日午前六時頃マテニ当所へ出張致サスベシ。然ル上ハ同人等ヨリ充分聞取り周旋スベシトテ甘諾セラレタルニ付、江原氏ヨリ曩キニ同氏エ提供セシ書類悉皆ヲ中村氏エ相渡、拾二日ヲ約シ帰宿セシ旨、申陳ベラレタリ。猶江原氏曰ク、中村彌六氏ハ大日本土木會議々員ニシテ毎日内務省エ出頭セラル、人ナレバ、是非午前六七時頃ニワ談判完結候位ニ早朝出頭致スベクトテ、中村氏エ宛タル尅通ノ添書ヲ渡サレタルニヨリ、兩人是レヲ請取り将来ヲ頼ミ帰ラントセシ際、先生曰ク、中村氏ニ依頼スルトモ中村老人ノ手ニナルモノニ非ス。夫々技師監<sup>(鑑)</sup>定周旋ニヨルモノナレバ多少ノ運動費ハ支出セサレバナラサルベキ旨談話ニ付、右ハ兼テ承諾ノ旨ニ付先生ニ於テ可然取計ラハレ度、他日必ス支出可致トテ兩人共立去リタリ。

右帰途、赤坂新坂町津田三郎及赤坂新町児玉及銀座等、各地相回り止宿ニ戻ル。時ニ午後三時三分ナリ。芝神明町松元剛吉氏ヨリ来状アルニヨリ開封セシニ、兼テ依頼シ置タル請願証拠読査ノ件ハ相当ノモノ無之ニ付致方ナキ旨、回答アリタリ。

明治廿六年七月拾吉日 快晴

午前八時江藤氏ハ耳治療ノ為神田裏猿樂町医師賀古鶴所ナル人ノ邸ニ出頭シ、余ハ宿所ニテ書類ノ調査ヲセリ。児玉弁之輔来談アリ。午后駿河臺ヨリ児玉きり殿来訪アリ。夜ニ入り平松與市郎及鈴木嘉吉へ書状発送ス。

明治廿六年七月拾二日 快晴ス

午前四時起床シ種々準備ヲナシ、午前五時ヲ以テ四ツ谷信濃町代議士中村弥六氏ヲ訪フ。玄関ニ至リ江藤及拙者兩名ノ名刺并ニ去ル拾日江原代議士ヨリノ添書ヲ出シ取付キヲ乞フ。書生出テ中村氏ニ取付ク。暫クシテ書生一ノ応接所ニ案内ス。応接所ニ至レバ中央二一ノ「テール」アリ。上等ノ夏椅子三脚ヲ備エ、金地ノ屏風尅双

ヲ以テ隣室ヲ覆フ。少許ニシテ書生茶及烟草盆ヲ出シ是レニ添フルニ新聞紙數葉ヲ以テス。暫時ニシテ中村氏服装ヲ正シ出來リ、各々沓札ヲナシ各自姓名ヲ述テ面會ノ所謂<sup>マ</sup>ヲ述フ。中村氏曰ク、余ハ多忙ノ身ナルヲ以テ至急用件ノ大意ヲ述ベラレタシ。依テ江藤氏ハ愛鷹山ノ由來ヲ説キシモ、説長キヲ以テ中村氏ハ中途ニシテ願書及証拋物件ヲ点見致度旨述ベラル、二付、古書類写及本書等披見ニ入レタルニ、一々熟読ノ上、願書ハ如斯贅文ヲ書スルヲ却テ不利益ナルニ付、唯民有二婦セシムベキ要點ヲ書スルニ止メ、他ハ悉皆相ハブキ候方却テ得策ナラン。且証拋物件各号ヲ閱スルニ何レモ使用權ヲ確ムルモノニシテ所有權ヲ確ムルモノ僅々ナリ。売買証文・境界爭論等ノ書類ハ使用權ニ必用ニシテ一モ民有ノ証トナスニ足ラズトテ、証拋物件第壹号及同四号・同八号等ハ民有二少ク証拋トナスベキモノト考フ。他ハ概シテ使用權利ニ關スルモノナレバ却テ有害ナラン。併シ各書類一応調査スベキニ付書類殘サレタク旨述ベラル、二付、大略愛鷹

山ノ民有トナスベキ所謂<sup>マ</sup>ヲ述ベ書類ヲ殘シ立去リタリ。其節ノ言ニモ、入會地ニシテ民有タルベキ所有權ヲ有セシモノハ恐ラクワ之レナカラン。併シ如此高内ニ山手ノアルヲ古來稀ナルモノニ付、篤ト調査シ、自分ノ見込立タザル時ハ其道ノモノへ問合セ、近日回答スベキ旨ニ付、悉皆書類ヲ渡シ宿所ヲ書置キ七時頃立去リタリ。此時中村氏ハ土木會議ニ出張ガケノ由ニ見請ケタリ。拙者等外二面會ヲ求メシ人、玄關ニ見請ケタリ。婦途車ヲ駛セテ牛込佐土原町江原氏ヲ問ヒシニ、在宿ニテ直チニ階上先生ノ居間ニ通ス。依テ中村氏ニ面會セシ次第逐一ヲ陳べ、猶先生ヨリ至急取調ノ件中村氏工相<sup>亭</sup>迫リ呉候様依頼セシニ、先生曰ク、余モ関東地方ニ星亨<sup>亭</sup>同道ニテ政談演舌會ニ來ル拾四日ヨリ出發ニ付、其以前中村方エ老回督促トシテ出頭可致旨、承諾セラレタリ。依テ中村氏方調査費トシテ金拾五円、江原先生車賃トシテ五円、都合式拾円ヲ江藤氏ヨリ江原氏工渡シ種々依頼ノ上、八時三拾分頃兩人共帰宿セリ。

明治廿六年七月拾三日 快晴

本日ハ江原氏ヨリ中村代議士工照会呉候約束ヲ以テ、  
江藤兩人其報ヲ待テリ。

明治廿六年七月拾四日 快晴

午前七時三拾分ニ至リ、江原氏ヨリ突然端書到達ニ  
付披見セシニ、如何ノ間違ニヤ用件更ニ記載ナク、表書  
ニ江藤及拙者ノ姓名ヲ記シ唯江原素六トアルノミニテ、  
裏面則チ用件記載ノ場所ニワ更ニ一字ヲ記サス。其用件  
タルヤ更ニ解スルナク、加之江藤氏ハ昨夕刻本所小泉方  
エ出張于今帰宿ナキヲ以テ何分判断ニ苦ミ、午前八時ヨ  
リ江原氏止宿ヲ訪ハントシ、江藤氏ニ一通ノ書状ヲ殘シ  
出發ス。因テ牛込佐土原町江原氏邸ニ至リ面会ヲ求メシ  
ニ、取継キノモノ曰ク、今払曉上州地方エ出張セラレ四  
五日ヲ経テ帰京スト。是ニ於テ始テ書状ノ要件ヲ解セリ。  
先キニ星衆議院議長ト党勢拡張ノタメ上州地方漫遊ノ計  
画アリシコトヲ語リシコトアリシヲ以テ、今朝出發ノ報  
導ナリシナラント自解シ、帰京モアラバ早速報導<sup>道</sup>呉候

様、伝言セラレ度旨申殘シ、夫レヨリ車ヲ駛テ四ツ谷信  
濃町代議士中村彌六方ヲ問フ。玄関ニ至リ名刺ヲ出シ面  
会ヲ求メシニ、書生出テ応接所ニ案内ス。暫クシテ茶及  
烟草火等ヲ出シ、後少許ニシテ中村氏出テ面会ス。依テ  
拙者曰ク、今朝江原氏ヨリ一片ノ書翰アリシモ白面ニシ  
テ其用件ヲ解シ難ク、因テ出頭訪問セシニ早ヤ上州地方  
漫遊ニテ遂ニ面会ヲ得ス。故ニ用件ノ何タルヲ弁セサル  
ニ付、或ハ先生ヨリノ用件ニワ非スヤ。然ルニ於テハ再  
ヒ先生ヨリ來状ヲ得候モ失敬ニ付、御調査ノ御模様伺旁  
出頭シタル旨ヲ陳ブ。中村氏曰ク、今朝拙者エモ宛テ江  
原氏ヨリ一通ノ書翰來レリ。夫レニ依テ見ルト、三四日  
上州地方エ出張云々調査ノ模様承知致度云々ト記載有之  
候ニ付、近日帰京可相成事ト信認致候。先ツ調査ノ模様  
ヲ概言スレバ、多忙ノタメ充分ノ調査完結シタルニワ非  
サレトモ、彼証拠物件ニテハ拾中七八分ハ民有タルベク  
ト認メラル。併シ二三分ハ疑ハシキ廉ナキニ非サルヲ以  
テ、今后一層ノ取調ヲナサン。然レトモ余ハ多忙ノ位置



ナルヲ以テ、夫々今日關係ノアル者ヲシテ調査セシメン  
トス。調査ノ法方并ニ其人名等ハ余ノ胸中ニアルヲ以テ、  
余ニ一任セラレタシ。余ハ監督ノ位置ヲ以テ充分ノ調査  
ヲナサシメン。來ル拾八日ハ壹貳泊ノ見込ヲ以テ静岡県  
エ出張、帰京ノ上ハ早々野州地方工用件有之、其上ハ北  
海道工出発ノ予定アルヲ以テ、何分自身調査ノ任ニ当ル  
能ハズ。故ニ江原氏モ拾八日頃迄ニワ帰京可相成ニ付、  
夫迄ニワ出願ノ順序、証拠ノ選択、願書ノ文体等、篤ト  
取調置キ、關係人集会ノ上充分示指可致、夫レニワ是非  
江原氏立会ヲ要スベキ義ト考候ニ付、江原帰京早々其手  
配可致、若拾八日以前ニ於テ江原氏帰京ナキニ於テハ、  
調査主人ヨリ拙者宅ナリ或ハ何処ナリ都合ヨキ場所ヲ定  
メ、貴君等兩人ニ出願ノ法方等御指示可致、其節猶本省  
等ヨリ出問等有之節ハ其答工等マテ打合セ置キ、渾テ問  
答等ノ協議等モ相定メ置カサレバ不都合トモ相考候ニ付、  
今后集会ノ日時ニ於テハ確ト総テ将来ノ約束ヲナシタク  
ニ付、左様承諾セラレ度シ。尤モ打合セモ面倒ナレバ、

直チニ願面調製ノ上進達ノ運ヒニ致候テモ差岡ナシ。併  
シ重大ノ事件ナレバ、早<sup>〔註〕</sup>輕ニ失シ候モ却テ得策ニ非サル  
ベシ。併シ両様ノ内貴君等ノ意見次第ニ任スベシトノ説  
ニ付キ、拙者ニ於テハ前説即チ江原氏帰京ノ上關係人集  
会シ万協議ヲ遂ケ然ル後決定スルニ如カズト考候ニ付、  
左様致サレ度シ。併拾八日以前ニ於テ江原氏帰京無之ニ  
於テハ拙者等兩人ニ御指示相成度旨陳述シ、猶集会以前  
ニ於テ静岡県エ出発ニ候ハ、一応ノ報導<sup>〔道〕</sup>ヲ乞ヒ度旨申陳  
ベシニ、中村氏モ甘諾サレタルヲ以テ、午前拾時同邸ヲ  
發シ帰宿ス。此日ハ中村氏モ大ニ閑ナリシ模様ニテ充分  
ノ談話ヲナセリ。既ニ土木會議モ壹昨拾二日閉会セシヲ  
以テ或ハ猶予アリシナラン。

午后三時ニ至リシモ江藤氏帰宿ナキヲ以テ、止ムヲ得  
ズ一通ノ書状ヲ殘シ一時帰村ス。其所謂<sup>〔道〕</sup>ハ中村氏ヨリ十  
八日迄ノ延期アリシヲ以テ、平松與市郎ノ設置二関スル  
製蠟所建築ノ件ニ付湯山柳雄氏ヨリ帰宅ノ件數回ノ照会  
アリシヲ以テ、后<sup>〔道〕</sup>午三時三十五分新橋發ニテ帰村ス。

明治廿六年七月拾五日 快晴

昨夜八時帰村ノ途次五龍館エ立寄り、平松氏ニ係ル製蠟所設置手續キ打合セ来リシヲ以テ、本日ハ在宅ニテ留守中ノ私事ヲ整理ス。

明治廿六年七月拾六日 快晴

午前拾時製蠟場設置ニ係ル用件ニ付、五龍館湯山方エ訪ヒシモ協議委員衆会遅キヲ以テ午〔後〕拾二時迄帰宅ス。午后四時ニ至リ再度出京ノ集備<sup>(準)</sup>ニテ自宅出發、製蠟場ノ件ニ付再ヒ五龍館ヲ訪問セシニ、湯山半七郎外数名及菅沼小泉村長等集會シアルヲ以、止ムヲ得ス立會シ、遂ニ出京スルヲ得ス。午后拾壹時帰宅ス。

明治廿六年七月拾七日 快晴

午前三時、再度出京ノ集備<sup>(準)</sup>ヲ以テ旅装ヲ整ヒ出發ス。途中湯山柳雄氏方エ立寄り、同氏モ横濱マテ私用發途ニ付、同道ニテ三時五拾分佐野發車第一列車ニテ出京ス。午前拾時着京ス。江藤氏在宿ナリシヲ以テ昼飯ヲ喫シ、新橋ニ至リ永井嘉六郎及江原素六ノ兩人ニ至急出京スベ

キ旨電信ヲ以テ通報シ、翌拾八日午后中村彌六氏二面會ノ準備ヲナセリ。然ルニ江原氏ハ曩キニ栃木県地方エ出張中ニ付居所判然不仕候ニ付、自由党本部エ相尋ネ候得共、判然不仕。唯宇津宮<sup>(郵)</sup>関東自由新聞社宛ニテ発信スベシトノコトニ付、右宛ヲ以テ発信セリ。午后五時帰宿ス。

明治廿六年七月拾八日 快晴

午前拾時ニ至リ四ツ谷信濃町中村彌六氏ヨリ電通ノ片書到達セリ。其文ニ曰ク、兼テ本日午后ヨリ御來訪ノ旨御通報ノ処、同日ハ少ク差岡有之。然ルニ未タ江原氏モ帰京之レナクニ付、同氏帰京ノ上篤ト談合ノ上、會合ノ時日相定メ申スベク云々。右ニ付本日會合ノ<sup>(準)</sup>預定ニ候処、延期相成候。依テ江藤氏ト協議シ、江原氏ノ帰京ヲ待ツト決セリ。

午后壹時ニ至リ愛鷹山組合管理人長泉村長永井嘉六郎氏、電報ニヨリ上京セリ。然ルニ中村氏ヨリ會合ヲ延期セラル、ヲ以テ上京ノ功ヲ奏セス、空ク江原氏ヲ待ツト決シタリ。

明治廿六年七月拾九日 快晴

午前八時永井嘉六郎・江藤浩造<sup>(冠)</sup>・拙者合三名ニテ江原氏ヲ訪問セシニ、江原氏ハ未タ帰宅ナキヲ以テ、留守宅書生出テ昨日日光ヨリ発信相成タル端書如此トテ尅通ノ書信ヲ出セリ。夫レニ因テ見ルトキワ、本日鹿沼ヨリ日光ニ出テ来ル廿尅日尅番列車ニテ帰京致度云々ト記載アリタルニ付、帰京ノ上ハ直チニ報導<sup>(道)</sup>セラレ度旨懇々依頼ノ上、帰宿致。午后尅時ヨリ千住鐘淵紡績会社工場見分トシテ三名ニテ出頭ス。午后貳時二車ヲ同会社門前ニ止メ門番ニ至リ来意ヲ述ベシニ、事務所ニ至リ呉候旨述べラル、ニ付、三名事務所受付ケニ至レハ給仕出テ向フ。因テ三名々刺ヲ出シテ、将来静岡県ニ紡績所設置ニ付テハ参考トシテ見分ヲ許サレ度旨述べシニ、給仕ハ名刺ヲ以テ事務員ニ通ズ。暫クシテ給仕ハ応接所ニ案内ス。三名応接所ニ至レハ茶烟草盆ヲ出シ、暫クシテ事務委<sup>(員)</sup>ト覚シキモノ尅名出テ来リテ来意ヲ問ヒシニ、将来本工場設置<sup>(マ)</sup>設置ノ参考トモシ且目下絹糸機械設置計画中ニ付参考

トモナルベキニ付、本県ヨリ態々出京セル旨述べタリシニ、事務員曰ク工場内縦覧ハ謝絶シ置キタルモ態々ノ出京、殊トニ将来ノ計画モアラバ縦覧セラルベシトテ、給仕ヲシテ工場案内セシム。工場ニ至レバ又受付ケアリテ、給仕ハ受付ケノモノヘ三名ノ来意ヲ述ベシニ、受付者ハ縦覧鑑札三枚ヲ持参シ自ラ案内者トナリ、第尅二蒸気釜備付ケ場ヨリ順次各場ヲ案内セラル。其機械精密ニシテ其工ナルコト人力ノ能シ得タルカト唯驚歎スルノミニニテ、言語ニ語ルヲ得ズ紙筆ニ尽スヲ得サルノ綿密ナル工場拾四五ヶ所モアリ。其工場ハ多クワ女工ニシテ年齢拾五六歳ヨリ三拾歳位マテニテ、風俗ハ大概<sup>(メ)</sup>女唐ト唱フル紺ノ筒袖衣服ナリ。男子ハ機械室其他各室トモ多少相雜リ居リ、其数凡二千名以上ニ達セルモノト云ハレタリ。各室凡尅時三十分間余リ見分シ、午后四時頃各々車ヲ駛セテ止宿ニ戻ル。

明治廿六年七月廿日 快晴午后六時ヨリ意外ノ降雨アリ

午前八時、江藤氏ハ耳療養トシテ医師工出張、永井・

拙者ハ処用ノタメ京橋ニ出張、自由新聞社エ立寄り江原代議士ノ出張先キヲ尋ネシモ、栃木県下今市ニ向ケ昨日出発ト日光ヨリノ報ニテ今市ノ何処ニ居ルヤラ判然セサル旨ニ付、用弁ノ上立戻リタリ。然ルニ午前拾壹時頃ニ至リ中村彌六氏ヨリ今日壹時ヨリ三時迄ノ間ニ來談アリタキ旨通報ニ付、昼飯後中村方エ永井・江藤并ニ拙者ノ三名ニテ車ヲ駛セテ出頭ス。玄關ニ至レバ書生出テ、主人未タ帰宅ナキヲ以テ暫時休息セラレ度シトテ応接所ニ案内ス。暫クシテ生書<sup>マ</sup>ハ茶・新聞并ニ烟草ノ火ヲ出ス。彌々アツテ主人中村氏帰宅セラレ少許ニシテ余等ヲ応接所ニ向フ。余ハ沓札ヲナシ、永井氏ハ初面会ナルヲ以テ中村氏ニ紹介ス。永井氏名刺ヲ出テ厚意ヲ謝シ猶將來ノ依頼ヲ述ブ。此ニ於テ中村氏曰ク、先般來江原氏并ニ諸君ヨリ依頼ニ付、書類ニ付キ沓応ノ調査ヲナセシニ先ツ此位ノ証拠ナレバ充分願意貫徹スベシ。沓札モ早ク書面調製ノ上県庁ニ差出シ、県庁ヨリハ神速本省ニ差出ス様可致云々。併シ願書調製セヨトナレバ其依頼ニ応ズベキ

モ、拙者ハ多忙ノ身ナレバ其道ノ人ヲ以テ調製セシムル義ニ付、其辺ニ付テハ江原氏ト協議セサレハ御相談兼候次第、先般來江原氏ヨリノ依頼ニワ沓応ノ調査ノミ依頼ナリシニヨリ本日ハ可否ヲ弁明スルニ止リ、今日ノ件ニ付テハ後日ナラサレバ引請ケ難キ次第、強テ責任ヲ帶テ調整セヨトナレバ必ス責任ヲ以テ調製スベシ。併シ余モ明廿一日早朝静岡県エ出發、廿五日壹列車ニテ帰宅ニ付、到<sup>處</sup>唯今ニ於テハ致方ナシ。且余ハ多忙、殊ニ官途ヲ辭セシヨリ数年ヲ経過シタル今日ナレバ却テ粗漏ニ涉ル廉ナキニ非サルヲ以テ、其道ニ十數年奉職シアルモノヲシテ責任ヲ負ハシムレバ必ズ満足ノ結果ヲ得ル義ニ付、御依頼トアレバ是レヲシテ百事依托セシムベシ。乍去其誰タルワ余ノ胸中ニ任セラレタシ。已ニ青森県羽前ノ国某郡ニ於テ民有ノ証左ヲ持參セラレタルニヨリ調査セシニ、静岡県ノ愛鷹山ニ係ル証左等トワ雲泥ノ差アルモノトテ証拠數葉ヲ示サレタルモ、何レモ高外ノ山手ニシテ本高入ナルモノ更ニ之レナク故ヲ以テ之レ等ハ到<sup>處</sup>低民有

二婦セサルモノナリト明言セラレ、何レ近日江原氏モ帰宅セラル、モノナレハ其上篤ト相談スベシ。依テ壺時書類ハ返付スルトテ預ケ置キシ書類持參セラレタルニヨリ、何レ廿五日御面会マテ預リ呉候旨述ベシニ、大切ノ書類

留守中心配ニ付持參セラレタシトニ付、悉皆受取、夫レ

ヨリ引戻ニ関スル手續キ并ニ県庁処分、本省ノ処分方等ニ付充分問答ノ上、談數刻ニ涉リ壺時間半余リ本省ニ於テ同氏取扱ヒタル件等ニ付キ説明ヲ談話セラレ、廿五日江原氏トモ協議ノ上再会スベキコトニ約シ、三名トモ止宿ニ戻リタリ。時ニ午后五時ナリシ。

午后六時ニ至リ突然大雨盆ヲ顛スカ如キ有様ニテ夜半マテ降雨アリ。翌午前式時頃ヨリ晴天トナル。

明治廿六年七月廿一日 快晴ス

午前六時払曉、永井氏ハ昨日ニ於テ中村氏ヨリ大略聞取リタルヲ以テ婦郷セラル。然レトモ江原氏ニワ面会セサリシヲ以テ江原氏エ宛テ壺通ノ書状ヲ殘シ、自後ハ江藤并ニ拙者ニ於テ百事取計ハレタシトテ發途セラル。

午後六時ヨリ江藤氏ハ本所小泉邦三郎方エ出頭ス。然ルニ夜九時頃ニ至リ江原代議士方ヨリ同氏帰宅セラレタルニ付明廿二日午前六時迄ニ來リ呉候旨、端書來リタリ。依テ明早朝發足トシテ寢ニ付ク。

明治廿六年七月廿二日 快晴ス

午前四時半起床シ夫々仕度ノ上、朝飯前ニテ江原氏ヲ訪ハントシ午前五時車ヲ駛セテ佐土原町江原方ニ至リシニ、同氏ハ他出ノ用意ニテ朝飯セラレ居レリ。直チニ階上ナル先生ノ室ニ至リ面会ス。先生曰ク今朝中村氏方ヲ訪ハント準備中ナル旨ニ付、去ル廿一日壺列車ニテ中村君ハ静岡県エ出張セラレタルニ付不在ナル旨述ベシニ、然ラバ見合スベシトテ車ヲ止メタリ。依テ余ハ去ル拾四日江原君栃木県出張後ニ係ル中村君トノ手續キ巨細弁明シ、來ル廿五日早朝再会ヲ約シタルニ付先生ニワ是非立合ハレタク旨述ベシニ、先生曰ク本日はレヨリ陸軍省并ニ海軍省等ニ出張シマ後午三時半ニテ御殿場エ出張、明日山梨県郡内ノ演説会ニ立合イ、廿四日沼津ニ出テ廿五日

ハ豆州松崎ノ演説懇親会エ出張ノ日取ナルニ付、廿五日ノ会合ハ何分列席ナシ難シ。其後廿七日頃ナラデハ面会スル能ハサル旨述べラル、ニ付、余曰ク本件ニ付テハ永井氏モ態々出京セラレ先生ノ帰京ヲ待チシモ遂ニ面会ヲ得ズ昨日帰村セラレ、中村氏モ去ル拾八日静岡エ出張ノ筈ナルニ先生ノ御帰京ナキヲ以テ廿一日迄延期セシ次第ニ付、松崎ノ演説ハ一時延期シ会合セラレタシト述ベシニ、先生曰ク是レマテ数回延期シアルヲ以テ今更延期ナシ難シ、依テ中村氏ノ帰京途次沼津ニ於テ会スベシト述ベラレタレトモ、余ハ中村氏ト先生トノミニテハ会合ノ功ナカルベシ、調査ノ主人并ニ拙者カ或ハ江藤ノ委員モ会セサレバ満足ノ結果ヲ得ズ、殊ニ調査主任ニワ是非面会スルノ必要アレバ、可成東京ノ或場所ニ於テ先生始メ中村氏及主任調査者并ニ拙者トモ会合ノ上、答弁等ノ要點ヲ研究シ置キタシ。故ニ沼津ノ会合ハ不便ナラント云ヒシニ、先生曰ク、然ラハ廿六日豆圃ヨリ帰京シ同夜会合スベキニ付、中村ノ都合如何ナランカ電信ヲ以テ静

岡エ照会スベシトノ説ニ付、直チニ江原氏方ヲ辞シ四谷信濃町中村氏ニ至リ静岡ノ宿所ヲ尋ネシニ、取付キノモノ曰ク未タ静岡ヨリ宿所ノ報導ナキニヨリ判然セズ。併シ報導以前ニ於テ用件モ出来セバ御料局静岡支庁宛ニテ申越スベシト申置キ出發セシニヨリ、同所エ照会セラレタシトノ答ニヨリ、夫レヨリ四ツ谷電信局ニ至リ御料局支庁へ宛テ下ノ如ク電報ヲ發セリ。「二五エハラルスニ六ヨルアウベシ。」夫レヨリ再度江原方エ戻リ江原氏ニ右ノ手續キヲ談シ、若亦中村氏ニ於テ廿六日差岡アレバ静岡ノ帰途廿四日沼津ニ於テ江原・中村并ニ拙者共会合スベキコトニ相談シ、中村氏ノ返信模様ニヨリテ正午十二時頃再度出張可致トテ、彙度江原氏ヲ引取止宿ニ戻リシモ江藤氏ハ未タ帰宿ナシ。時ニ午前九時ナリシ。然ルニ中村氏ヨリ返信ナキニヨリ拾二時迄待チシモ更ニ返信ナシ。是レヨリ先キ江藤氏帰宿ナキニヨリ本所小泉邦三郎方エ宛彙通ノ端書發送セシモ、更ニ是モ亦返事ナキニナラズ帰宿ナキニヨリ、兼テ江原氏ト約セシ時刻來リ

シモ中村ノ返信ナキト江藤氏ノ帰宿ナキニヨリ大ニ当惑、  
為スベキノ術ナク唯忙然<sup>(モ)</sup>タリシニ、永井嘉六郎氏ヨリ一  
通ノ書翰來リシニヨリ開封セシニ、去ル拾八日ノ岳南日  
報ニ江原氏ハ來ル廿二日山梨県ヨリ豆州ニ遊説ト記載ア  
ルニヨリ、今回ノ事件<sup>(モ)</sup>ヲシ江原氏在サレバ満足セサル  
ニヨリ、假令山梨県エ追跡ストモ江原氏ヲ引戻シ帰京ノ  
上、廿五日ノ会合ヲ失セサル様ナスベシトノ書状ニヨリ、  
直チニ江藤方エ脚夫ヲ發シ同氏ノ帰宿ヲ待チシモ、早ヤ  
時耄時ニ近ツキタルヲ以テ江原氏ノ約ニ遅ル、ヲ以テ、  
脚夫ノ帰宿ヲ待タズ余壹人ニテ車ヲ駛セテ江原氏宅ニ向  
フ。是ヨリ先キ下婢ニ命シテ曰ク、江藤氏來ラバ直チニ  
江原氏エ來ルベシト。依テ余ノ江原氏ニ着シテ後暫時ニ  
シテ武人曳ノ腕車ニテ江藤氏來レリ。依テ江原氏ニ中村  
氏ヨリ返信ナキニヨリ今后ノ方針ニ付キ如何セン、是非  
共豆国行キヲ延期シ廿五日ノ会合ニ立合ハレタシト述ベ  
シニ、江原氏モ策尽キタルヲ以テ止ムヲ得ズ本日三時半  
ヨリ東京ヲ發シ山梨県エ出張、來ル廿四日帰京ノ上廿五

日ノ会合ニ列スベシト相決シ、中村方エ先電取消シノ報  
ヲ發シ且松崎ノ会合延期ノ電報ヲ發スルコトニ決定シ、  
來廿五日午前ニ於テ再ヒ面会スベシトテ、江藤并ニ余兩  
人トモ立戻リタリ。夫レヨリ江原氏ハ御殿<sup>(場)</sup>泊ノ見込  
ヲ以テ三時三拾分ノ列車ニテ出發ス。余并ニ江藤氏ハ帰  
途九段坂下ナル電信分局ニ於テ中村氏エ宛下ノ如キ電信  
ヲ發セリ。「二五エバラヲルセンデントリケス。」而テ一  
方ニワ江原氏ヨリ松崎閑友太郎エ宛壹通ノ電報ヲ發シ止  
宿ニ戻リタリ。午後五時ニ至リ大磯町ナル招仙閣ヨリ中  
村氏返電ヲ發セリ。「二六サシツカエナシ」トアリ。依  
之テ見ルニ今朝静岡御料局支庁エ宛發信シタルヲ大磯ヨ  
リノ返信ニ付、斯ク遷延シタルモノニテ恐クワ静岡ヨリ  
中村氏ハ大磯ニ引取りシモノナラン。午後九時頃ニ至リ  
再度大磯中村氏ヨリ返電アリ。「二五ユウカタニタノム」  
トアリ。之レニ依テ見ルトキワ廿六日ノ会合ヲ取消シ廿  
五日夕方ニ会合出來申スベク義ニ付、此ニ於テ始テ江原・  
中村及委員ノ会合ヲ見ルニ定リシナリ。依テ満足シ永井

氏エモ一通ノ返書ヲ發シ各々寝ニ付ク。時ニ拾壹時ナリ。

午后拾壹時、平松與市郎製蠟所新設ノ件ニ付箱根湖用水組合会來ル廿五日佐野ニ於テ開會ニ付、是非出席呉候旨、製蠟所設置委員湯山柳雄・同半七郎・松井謙治・勝又彌平治・杉山角平・渡辺恵作・渡辺孫三郎・小林理三郎・星野徳三郎・山本浅次郎合計九名ヨリ連名ニテ書狀來リタルニ付キ、直チニ意見ノアル所ヲ縷述シ壹編ノ返書ヲ發セリ。

明治廿六年七月廿三日 快晴ス

午前、去ル廿二日江原氏エ会合シ來廿五日会ニ決定セシ旨、詳細永井嘉六郎方エ報導<sup>(通)</sup>セリ。

明治廿六年七月廿四日 快晴ス

午前江藤氏ハ処用ノタメ本所小泉方エ出頭ス。午后五時山梨県郡内ヨリ帰途御殿場ニ於テ江原氏ヨリ下ノ如キ電報アリ。「イマゴテンバタツ」「江原ヨリ横山ト」アリタルニヨリ晩食後車ヲ驅テ新橋ニ迎フ。午后九時四拾五分新橋着ノ汽車ニテ江原氏帰京ス。同所ニ於テ中村氏ヨ

リ返信ノ模様并ニ本日再度中村氏エ宛急速帰京ノ電報ヲ發セシ由來等談話シ、明廿五日ハ早朝出頭スヘキノ処、中村氏ノ帰京モ判然セザルニヨリ九時頃出頭スベキ旨約束シテ、車ヲ命ジテ江原氏ヲ自邸ニ送り、拾二時頃止宿ニ戻ル。

明治廿六年七月廿五日

昨日ノ約束アルヲ以テ江原氏エ午前拾壹時出頭ス。江藤氏ハ午前六時帰宿セルヲ以テ兩人ニテ訪フ。然ルニ江原氏ハ自分等ノ出頭遅キヲ待テリ。直チニ中村氏帰京セシヤ否ヤヲ電報ニテ同邸ニ問フ。少クシテ本日壹時帰邸ノ筈ナル旨返電アリ。依テ暫ク江原氏方ニ休息ス。江原氏曰ク、今朝沼津ナル岳南日報エ宛テ豆田松崎行ノ乗船ハ夜何時ニ出航セルヤ、其都合ニヨリ中村ノ談判<sup>(伸)</sup>縮アルヲ以テ電報ヲ發セル旨談話ニ付、多分午前四時頃ノ出帆ナルベキニ付、午后九時五十分ニテ新橋発ト確定シ、中村ノ談判充分セラレタシトテ協議中、岳南日報ヨリ夜半拾二時出帆ト返電アリタルニヨリ、是レニ依テ時間ヲ



算スルトキ午後三時參拾五分新橋發ニ非サレバ出帆ニ  
間ニ合ハザルヲ以テ、猶午后九時五十分新橋出發ニテハ  
出帆ニ合ハサル<sup>カ</sup>方如何ト電報ヲ發セシモ、早ヤ二時ニ垂  
ントスルヲ以テ返電ヲ待タズ中村氏方エ三名ニテ出頭ス。  
尤モ自分等式名ハ江原氏ヨリ少ク遅レタルヲ以テ、江原  
氏ハ最早中村氏ト協議中ナリシニヨリ、別室ニ暫ク控エ  
タリ。而テ江原氏モ談尽キタルヲ以テ中村氏ニ紹介ス。  
江原氏曰ク、唯今中村氏ニモ充分依頼セシニ、中村氏ニ  
於テモ壹人ニテナスニ非ス、他ニ參名ノ協議者アレバ是  
等エ対シテハ避暑旁海水浴ニテモ願書調製呉トテ多少ノ  
手當テヲ遣ラザレバ相成ル間敷旨ニ付、其額等ハ唯今猶  
御断可申、併シ貴殿等モ其都合モ如何カ判然セサルニ付、  
○ニ於テ御不都合モアラバ中村君ニ於テ尅時何トカ工<sup>マ</sup>風  
相願ヒ後チ同君エ返上候様可致云々。就テハ時刻モ折<sup>切</sup>追  
セルヲ以テ退散セントテ中村氏ヲ退カル。此時玄關ニ於  
テ江原氏ハ余并ニ江藤氏ニ語テ曰ク、唯今中村氏ノ説ニ  
參名ハ省内ノモノニ付、是レ等ニ調査ヲ命ズルニワ少ク

トモ壹名五拾円位ヤラザレバナラザルベシ。故ニ願意貫  
徹ノ上ハ何レニスルモ大事件ニ付五十円ツ、壹百五拾円  
ノ金ハ憤<sup>奮</sup>發シ置キタル方可然。亦タ成功致候上ハ何トカ  
謝<sup>儀</sup>議等致スベキコトニ付テハ他日相談スベシトテ、江原  
氏ハ中村氏ヲ出發セリ。時ニ參時ナリ。余并ニ江藤兩人  
ハ居残り請願書起草ノ件ヲ依頼セシニ、可相成急速ニス  
ベシ云々。猶江原氏ヨリ談話アリシ海水浴費等ハ唯今持  
參ナキニ付、立戻リ持參スベキニ付テハ何日御面會ヲ得  
ラル、ヤト問ヒシニ、中村氏曰ク明日三名ノモノヘ書狀  
ヲ發シ一応<sup>召</sup>招喚シ逐一協議シ置キ、明後日午后拾二時ヨ  
リ四時迄ノ間ニ御面會可申、拙者モ廿八日ニワ栃木県ヘ  
出張ノ予定ニ付キ帰京ハ来八月壹日以後ナルベシ。依テ  
是非共明後日御面會ヲ得ベシトノコトニ付キ、兩人共廿  
七日ノ會合ヲ約シ帰宿セリ。夫レヨリ協議ノ末、左ノ件々  
ヲ決定セリ。

第壹 願意未遂ニ於テ大金ヲ支出スルニワ一応組合管理  
者タル永井嘉六郎エ協議ヲ為サ、ル可カラズ。因

テ明廿六日午前六時ニ於テ出發ノコト。

第三 永井氏ニ於テ前頭賛成ヲ表スルニ於テハ支出ニ係

ル金額壹百五拾円ヲ臨時調達セシムルコト。

第參 永井氏ニ於テ金員調達ノ上ハ翌廿七日ニ番列車則

チ七時廿六分佐野發車ニテ永井同伴上京スルコト。

第四 前頭協議ノ為メ江藤氏ノ帰国ヲ依頼セシモ迷惑ノ

模様アルヲ以テ余出頭ノコトニ決定セリ。

第五 前項協議ノ為出頭スルモ永井氏不在ナルトキワ無

功ニ屬スルヲ以テ前以テ電信ニテ照会シ置クコト。

右決定シ直チニ永井氏ニ電報ヲ發セリ。

明治廿六年七月廿六日 曇天ナリ午前七時ヨリ降雨アリ

午前六時新橋發壹番列車ニテ昨日決議履行ノ為、帰国

ノ途ニ付ク。午前拾壹時佐野停車場着ス。夫レヨリ車ヲ

驅セテ永井氏ヲ訪フ。折リシモ永井氏ハ役場方エ出張中

不在ナルヲ以テ直チニ使ヲ驅セテ帰宅ヲ報ス。暫クシテ

同氏帰宅セリ。依テ江原氏ノ手配并ニ中村氏会合ノ逐一

ヲ談話セシニ、永井氏曰ク、斯クマテ事進ミシヲ金額ノ

タメ今更否ヤヲ唱フ可キ時期ニ非サルベシ。因テ金員ハ

調達スベキニ付決行セラレタシ。併シ余ハ同伴ナシ難キ

ニ付江藤氏トモ熟議決定セラ(レ)タシ。金員ノ義モ沼津

エ出頭セザレバ調達ナシ難キニヨリ、今夕六時佐野發ニ

テ沼津エ出張セラレ度トノコトニ付、承諾ノ上沼津ニ於

テ再会ヲ約シ帰宅セシニ、他用多端ノタメ出沼叶ハサル

ニヨリ自分代理者トシテ西川倉藏(富岡村役場書記)ヲ午后八時

九分佐野發ニテ出沼セシム。翌廿七日七時廿七分佐野着

ニテ西川氏ニ面会シ金員持參同車ニテ上京ノ手配ニテ、

永井氏エモ壹通ノ書状ヲ發セリ。西川倉藏持參出發ス。

明治廿六年七月廿七日 快晴ス

午前四時半西川倉藏沼津ヨリ帰宅セルヲ以テ直チニ面

会セシニ、永井氏ヨリ壹通ノ書状ヲ持參セリ。其文ニ曰

ク、兼テ沼津ニ於テ再会ノ約ナリシモ出頭ナク、代理者

出沼セシモ代理西川某ナルモノハ未タ壹面識無之、加之

御面会ノ約束ナルヲ以テ是非出沼アルベシ。然ラザルニ

於テハ一時金員調達上京セラレタシ云々。西川氏曰ク、

昨夜永井氏ヲ問ヒシニ永井氏ハ御書面ノ通面識ナク且領収証モ持參セザルニ付キ金員ヲ渡サ、ルニヨリ空シク戻リタリト。因テ直チニ出沼シ永井氏ニ面会シ金員請取り拾時五十分ノ上リ列車ニテ上京ト決セシモ、然ルニ於テハ東京中村氏ト会合ノ約束時間違フヲ以テ、身体是ニ谷シ、夫レヨリ湯山詮殿方エ出頭、今回ノ事情ヲ説明シ役場ノ經費ヲ一時流用セラレタシト懇情セシニ、同氏モ事ノ急ナルヲ察シ直チニ壹百五拾円ヲ調達セラレタリ。因テ一通ノ臨時借用証ヲ渡シ、午前七時廿六分佐野停車場發ナル列車ニテ上京ス。此ニ於テ永井氏エワ壹通ノ端書ヲ發シ上京ヲ報セリ。正午拾二時二拾三分新橋ニ着ス。直チニ中村氏エ下ノ如キ電報ヲ發ス。「四ジウカガウ。」夫レヨリ止宿井田伊三郎方エ着ス。然ルニ江藤氏ハ病院ニ出頭留守中ナリ。之レヨリ先キ日本橋通一丁目鯨組平松與市郎ヨリ電報ニテ、濱町二丁目日本橋俱樂部エ出頭呉レトノコトニ付キ昼飯後出頭セントシ居リタルニ、江藤氏モ帰宿セルヲ以テ、永井氏ノ模様并ニ壹時流用持參

セシ等逐一弁明シ金員壹百五拾円江藤氏ニ渡シ、午后四時中村エ出頭スヘキコトニ電報シタルヲ以テ江藤氏ヲ殘シ、直チニ日本橋區濱町二丁目日本橋俱樂部ニ出頭ス。

平松與市郎ニ面会スレバ、兼テ前回ヨリ計画ニ係ル製蠟場壹条ニ付、湯山半七郎氏上京セラレ居タルニヨリ面会セラレタシ云々。暫ク三名ニテ協議談話ノ末、三時三拾分頃同所出發止宿エ戻リ、直チニ江藤同伴四ツ谷東信濃町中村彌六氏ヲ訪フ。玄關ニ至レバ下婢出テ迎フ。正午他出セシ儘ニテ未タ主人戻ラサルニ付キ暫ク休息セラレタシト。因テ応接所ニ至リ休息ス。午后六時半ニ至ルモ中村氏帰宿ナキヲ以テ、明早朝出頭スベキニ付其旨主人帰宅セラレナバ伝エラレタク旨申置キ、六時四拾分兩人共月ヲ踏テ止宿ニ戻ル。

明治廿六年七月廿八日 快晴ス

午前六時江藤并ニ拙者兩人ニテ中村氏ヲ訪ヒシニ、昨日伝言セシヲ以テ中村氏在宿ナリシニヨリ、応接所ニ於テ左ノ諸件ヲ要求ス。

第七 第五帝國議會開會以前ニ指令ヲ受領スルノ目的ヲ

以テ出願致度ニ付、請願草稿ノ交付可成速カナラシ  
ンコトヲ望ム。

第二 本県ヨリ願書本省エ回送ナリシ上ハ本省ノ調査ノ  
模様電報ナリ書状ナリニテ詳細報<sup>導</sup>ヲ蒙リ度キコ  
ト。

第三 本省調査修局ノ上ハ御料局エ充分談判ヲ遂ケ同局

ヨリ引戻モ充分ノ好結果ヲ得候様配慮ヲ望ムコト。

第四 願意<sup>低</sup>セシ上ハ相当ノ報酬ヲ呈スベキニヨリ熱  
心尽力セラレ度キコト。

第五 調査主任者タル三名ニ面会シ充分依頼致シタキコ  
ト。

右五項ノ要求ニ対シ第四項迄ハ承諾セラレタルモ、第五  
項ニ至リテハ却テ面会セザル方得策ナルベシ。其故ハ省  
内ニアルモノナレバ直接ノ面会ハ先方ニ於テ大ニ迷惑ノ  
模様アルニヨリ、願意成就セシ上ハ会合スルモ其以前ハ  
拙者ニ一任為サレシ方、却テ先方ニ於テモ都合ヨカルベ

シ。故ニ此辺ハ強テ面会ヲ要セザルベシ。第七ノ要求タ  
ル草稿ハ来ル三十日カ乃至三十一日マデニ起稿シ、当方  
ヨリ御通知可申。拙者モ栃木県エ出發ノ予定ナリシモ、  
旧知事ノ財産監督ノ任ヲ依頼サレ居ルニヨリ、其ノ為メ  
八月初旬マテ發足延期セシニヨリ、三名ノモノエモ精々  
尽力脱稿セシムベシトノ旨陳述セラル、ニヨリ、自分等  
兩人ニ於テ異口同音尽力吳候様依頼シ、民有引戻請願期  
成費トシテ沼津町外拾ケ町村組合總代横山健吾・江藤浩  
藏ト記シ封入ニテ壹百五拾円ヲ中村氏エ渡シ、兩人共止  
宿ニ戻ル。其節中村氏ノ言ク、余過日静岡エ通行ノ節一  
見セシニ、愛鷹山ハ大略壹万五千町歩位ハアルベキニ付  
キ、事成リタル上ハ或部分ヲ何程ナリトモ廉価ヲ以テ充  
渡シ呉レラレタシトノコトニ付、拙者曰ク、愛鷹山ノ内  
西ノ中央ヨリハ富士郡ノ所有ニシテ最早民有地タリ。又  
同山ノ東北ニ係ル中央ヨリ以北ハ既ニ本郡ノ内民有二婦  
シ居リシニ付キ、今回出願ニ係ル部分ハ全ク願書面ニア  
ル如ク東北ノ中央ヨリ南部ニ掛ケ凡六千余町歩ノ予定ナ

り。併シ実測セシ上ハ何程ニナリシヤ判然セズ。願意成就セシ上ハ貴意ノ如ク部分ヲ定メ売却セルコト容易ナラシニ付、充分尽力セラレタシ云々。右修テ雑話數刻ニシテ退散ス。

明治廿六年七月廿九日 快晴

昨廿八日中村氏ト協議ノ末三拾壹日延期タルヲ以テ記事ナシ。

明治廿六年七月三十日 午前降雨

午前八時駿河臺ナル神学校児玉方エ出頭、夫ヨリ大学理学部性理<sup>マ</sup>研究<sup>マ</sup>研所エ韭山村ノモノ鈴木範衛ナル人來リ居タルニヨリ同氏ヲ訪フ。

明治廿六年七月三十一日 快晴ス

午前七時四ツ谷信濃町中村彌六殿方エ下ノ如キ電報ヲ發セリ。併シ江藤氏ハ去ル廿八日夕刻親戚本所エ出張帰宿ナキニヨリ拙者壹人ニテ中村氏エ照会ス。「シヨメンイカッヘン。」午前拾壹時頃江藤氏帰宿セリ。中村氏ヨリ返信ニ曰ク「アスヤクル。」故ニ夕刻ニ至リ端書ヲ以

テ、明八月壹日午前拾壹時發車ニテ帰国致シタキニヨリ其見込ニテ調製セラレタシ云々ト照会シ置キタリ。

明治廿六年八月壹日 快晴ス

午前六時半四ツ谷中村氏ヨリ下ノ如キ電報アリ。「スグキタレ。」依テ江藤・拙者兩人ニテ車ヲ驅テ中村氏ニ至ル。中村氏出テ応接シ、請願書ノ草稿ヲ出シ証拠ノ選扱ヲ説明セラレタリ。其草稿及証拠物件左ニ

官有愛鷹山民有引戻願

駿河国駿東郡愛鷹山

一官山反別六千五拾壹町四反八畝廿壹歩

但、此区域西ハ富士郡界、東ハ字雷神峠、南ハ民有

山林、北ハ絶頂(水コボレ)界トス

右ハ往古ヨリ何々町村何々大字ニ於ル共有ノ所有地ニシテ、右町村ハ僉<sup>マ</sup>ナ該山ノ麓ニ連接圍繞シ、村民等ハ數百年一日ノ如ク該山ニ対スル山年貢ヲ納メ、古来山稼ト称エ各自生産上必用ナル農具・漁具・家具ノ用材ヲ始メ薪

炭用ノ為メ立木ヲ伐採シ、或ハ秣肥草ヲ刈取シ田畑ヲ培養シ、又ハ樹木ヲ栽植シ、或ハ開墾ノ業ヲ取り、若クワ立木ヲ売却スル等、自由ニ進退シ来リタル慣行成蹟ハ比隣郡村ニ於テモ証明スル義ニシテ、蔽フ可カラサル事實ノ歴然タルニモ<sup>(地)</sup>抱ラス、明治八年中官林ニ編入セラレタル旨ノ達示ヲ受ケタルワ、実ニ意外ノ事ニシテ村民ノ疑懼措ク能ハサルヨリ、前陳従来ノ慣行成蹟ヲ述ベ民有地ニ据置レタク旨出願セシモ、遂ニ願意採用セラレズ。茲ニ於テ乎、村民等ハ痛歎措ク能ハズ。素ヨリ右御指令ニ服従スル能ハズト雖モ又如何トモ為スベキ実ナク、村民等ハ拳テ茫然タルノミ。然ルニ他ヲ見レバ些々タル慣行、僅々タル証拠ノ存スルヲ以テ、既ニ民有地引戻相成タルケ所尠ナカラズ。其一例ヲ挙クレバ、富士郡須津村及本郡千福村外ニケ村入会地等ハ本願愛鷹山ト同一ナル性質ニシテ、孰レモ慣行成蹟ニヨリ民有地ニ引戻サレタルニモ<sup>(地)</sup>抱ラス、独リ我々村民ノ願意ノミ達セサルワ如何ナル不幸ナラント慨嘆哭泣ノ至ニ堪エサルナリ。倩々拝察ス

ルニ、当時願意ヲ採用セラレザルワ証拠書類ノ不完備ナルニ原因スルナラント。爾來村民等ハ拳テ該山地ニ関スル旧記書類ノ搜索ニ汲々タリシモ、旧家ノ或ハ廢絶ニ或ハ罹災等ノタメ証拠トナルベキ古書類ノ滅亡烏有ニ帰セシモノ幾許ナルヲ知ラスト雖モ、漸次発見セシ証左ハ即チ左ニ記スル処ノ第壹号証ヨリ第四号証ニ至ル數証ノ通ニシテ、該山地ニ対スル貢租ハ高内ニアリテ純然タル正税ナルノミナラズ、植伐ノ事業其他自由進退ノ成蹟共明瞭ナルモノナレバ、該山地ノ我々村民ニ於テ所有權アルコトハ明確ナル義ニ有之処、明治八年官林ニ編入セラレ頓ニ村民等ノ入山ヲ禁セラレタルニ依リ村民等生産ノ業ヲ失ヒ、爾來年老年日一日ト疲弊ニ疲弊ヲ來シ候情態篤ト憐察セラレ、又該山地ニ対スル村民等祖先祖宗ヨリ伝來自由進退ノ成蹟著明ニシテ且証拠書ノ明確ナル等ノ事實、精密御調査公明正大ナル御裁斷ヲ以テ速ニ從來ノ如ク我々村民共有ノ民有地ニ御下戻相成度、茲ニ關係各村ノ村会決議ヲ經テ右証拠書類ノ本書并ニ写、新旧図面△

相添エ、此段敢テ奉仰願候也。

〔欄外〕  
一△図面ノ下「及証拠書説明書、比隣村証明書」ノ拾四字ヲ脱ス

明治廿六年何月何日

駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合

管理者 何村長 何 某

同

同 同 何 某

静岡県知事 何 某 殿

証拠書説明

第壹号証ハ宝永・享保・文久・慶応度ニ於ケル年貢割付

ケ面ニシテ、書中ニ高式斗四升米壹斗式升、山手高九

斗式升米四斗六升、定納山手高七斗六升ニ合此取米參

斗八升壹合トアリテ、即チ高内ノ貢租ナルコトハ明瞭

ニシテ、且貢租カ本願愛鷹山ニ対スル貢租タルコトハ

他ニ如此共有ノ山地ナキノミナラズ又第二号証ニ対照

シテ明確ナリトス。

第貳号証ハ各村明細帳ニシテ、書中「薪秣刈場愛鷹山

入会ニシテ伐来リ申候」云々、又「此山手高九斗本高

二入」、「薪秣刈場愛鷹山ノ内高六斗八升此山手役米三

斗四升定納、但本石是レハ当村秣場」云々ニ依リ、本

願各村ガ古来入会ニ係ル共有地ナルコト及ビ本願山地

ニ対シ本高内ノ貢租ヲ上納シタル等ノ事實明確ナリト

ス。

第參号証ハ愛鷹山ノ内壹部分ヲ売却シ而テ又其後請戻シ

タルトキノ控帳ニシテ、地盤ヲ自由進退セシ成蹟明確

ナリトス。

第四号証ハ郷山即チ愛鷹山中へ樹木ヲ栽植シタル本数・

費用・植付人夫等ヲ詳カニスルモノニシテ、当時控帳

ニシテ該山地エ栽植ノ事業ヲ為シタルコト及炭木代ヲ

各家並ニ割付ケタルコト、其他慶応四年中調製シタル

絵図面内ニ記入シアル伐木箇所等ニ依リ其事實ヲ見ル

モ、毛上モ自由進退セシ成蹟明瞭ナリトス。

以上ノ数証ニ依リ本願各町村共有ノ山地ニシテ之レカ所  
有權ハ本願町村ニ歸スルコト明確ナル義ト信認致候也。

証拠書目録

第壹号証

- 一 宝永二酉年石川村年貢割付 壹
- 一 享保三戊戌年西熊堂村年貢割付 壹
- 一 同五庚子年 同上 壹
- 一 元文四己未年 同上 壹
- 一 慶応二寅年新宿村年貢割付 壹

ノ 五通

第貳号証

- 一 安永六酉年東熊堂村明細帳 壹
- 一 天保八酉年 同上 壹
- 一 慶応四辰年岡宮村明細帳 壹
- 一 安永六酉年葛山村明細帳 壹

第參号証

第四号証

一 文久三年郷山請返ニ付障入用帳控 壹  
〔欄外 三号前へ 一文久元年酉十一月郷山売渡証書 壹〕

- 一 嘉永六丑年郷山杉植込諸事控帳 壹
  - 一 宝永拾二年箕洞入会山炭木代割帳 壹
  - 一 明治六年郷山雜草木代割合帳 壹
  - 一 山代金兩度分村方エ割渡帳 壹
  - 一 慶応四年辰正月調製図面 壹葉
- 外ニ

- 一 図面 壹
- 一 比隣村証明書 壹
- 一 証拠書説明書 壹

以上

右之通願書及証拠物件説明其他ノ草按ヲ示サレ、中村氏曰ク、是レマテノ願書ハ理屈ニノミ出テ請願ノ主意ニ違フニ付、総テ理屈ヲ去リ哀願ノ二事ヲ訴エサレバ当



局者ノ感情ヲ害スルニヨリ前草按ノ如ク致シタシ。且証  
拠物件ノ義モ前數回述ベタルカ如ク、余リ多數ヲ添付ス  
ルトキワ却テ良策ニ非ス。其所謂ハ數通ノ内ニワ多少薄  
弱ナル証拠出テ来ラン。然ルトキワ調査者ニ於テ疑ヲ起  
シ、疑ノ晴ル、迄ハ充分ノ整査ヲ遂クル素ヨリナレバ、  
出願者ニ於テ或ハ相当ノ答弁ナラザル場合モ可有之。且  
ツ今回ノ如ク日子折迫<sup>切</sup>ノ場合ニ於テ如此不必要ノ調査ヲ  
請クルハ決テ得策ニ非サルベシ。故ニ可成緊要ノ証拠タ  
ル少數ノ証拠ヲ選択セシニヨリ、右ヲ添付出願セラルベ  
シ云々。又曰ク、行政整理発布ノ期モ近キニアレバ、可  
成臆序ノ調査ヲ八月中旬マテニ完結シ、本省エ持參セラ  
レタシ。然ル<sup>ニ</sup>於テハ充分注意シ至急許可相成ル様可  
致。就テハ余ハ素ヨリ謝<sup>儀</sup>報酬ヲ望ムモノニ非サレトモ、  
内幕ニ居リ尽力スルモノエワ相当ノ報酬ヲ遣サ、レバ尽  
力ノ功薄カラント考候ニ付、金額ニテ何程ト云フト甚タ  
代言者流ニモアルシ且穩当ナラザルニヨリ、愛鷹山ノ内  
或部分ヲ何程ナリトモ譲リ与エ工具候様相成ラバ、内外共

充分尽力致サスベシ。併シ此辺ハ貴君等一己ニテ取計モ  
相成ル間敷ニ付、今后願書携帶上京ノ節マテニ何トカ充  
分ノ協議ヲ遂ケ来タラレ、其節契約書ナリ或ハ何ナリト  
モ定約致サレタシ。素ヨリ江原氏ハ政友ナルヲ以テ信認  
致居候ニ付、別段ノ約定ニモ及ハサル次第ナレトモ、先  
回青森県ニ於テ約定証書ヲセズ内幕者ニ尽力致サセ候処、  
許可後契約ヲ破リ大ニ困難ヲ来タセシコトアリシニヨリ、  
内幕者モ貴君等ノ誰タルモ知ラズ且拙者モ初面会ノコト  
ナレバ、何トカ契約致シ置カザレバ内幕者ノ指揮ニモ差  
支候ニ付、其辺承知セラレ度云々ニ付、右ハ江原氏モ近々  
帰国可致ニ付、必ス其辺御迷惑相成ラザル様、拙者等ニ  
於テ取計<sup>マ</sup>ブヘシ。併シ組合會議ノアルアレバ忝<sup>ハ</sup>協<sup>儀</sup>議ノ  
上、今後上京ノ節ハ何トカ御契約可仕ニ付、内外共御尽  
力ヲ乞フ旨申陳べ、猶今后願書持參ノ節貴殿御在宿ニ非  
サル場合ニ於テハ差支ノ次第モ可有之、其辺如何ト質問  
ヲ起セシニ、先生曰ク、貴君等再上京ノ御拙者不在ナレ  
バ出先キエ電報ニテ御報アラバ直チニ引返シ可申。若不

得止場合ニテ帰京ナシ難キ時節ハ出先キヨリ電報ナリ書  
状ナリニテ内幕者エ通シ、差支ナキ様取計フベシ。且ツ  
貴君等願書持參上京ノ節ハ局長及主任者エ拙者ヨリ、出  
願人総代滞京待居り候義ニ付質問モアラバ県庁等エ御照

会ナク直チニ本人等へ御質問アレト前以テ申置キ、用件

モ到来セバ電報ニテ申越スベキニ付、予メ宿所等拙者エ  
申置キ帰国セラレ用件ノ到来スルヲ待テ上京スル様致候  
ハ、貴殿等ノ万都合ニ相成ルベクニ付、右等モ内幕者ト

協議シ置キ県庁等ノ手数ヲ経サル様取計フベシ云々ト、

懇切極マリタル注意ニ付、万依頼ノ上草稿并ニ用不用共  
証拠物件請取り、午前拾壹時車ヲ駆テ止宿ニ歸リ、夫レ  
ヨリ來ル三日沼津ニ於テ会合スルニヨリ出張スベキ旨永  
井嘉六郎・森藤七郎兩人ニ通知シ、翌二日ニ番列車ニテ  
志ト先ツ帰国ト決シ、江藤氏ハ親戚本所小泉方エ出發セ  
リ。余ハ志人ニテ諸事取片付、帰国ノ用意ナセリ。

明治廿六年八月二日 午前ヨリ快晴

午前六時新橋發ノ壹番列車ニテ帰国スベキノ処、江藤

氏ハ親戚本所小泉邦三郎方出立ニ付、式番列車發ニテ新  
橋出合ノコトニ約束ナシ、新橋ニ至ルモ式番列車ニ見エ  
サ(ル)ニヨリ自分志人ノミ帰国ノ途ニ付キ、正午拾貳時  
式拾分佐野停車場着、車ニテ歸村ス。

明治廿六年八月三日 快晴

午前拾壹時駿東郡公会堂ニ於テ、愛鷹山民有引戻ノ件  
ニ付在京中ノ報告及今后県庁エ出願ノ手續キ及ヒ中村彌  
六氏草按出願ニ係ル諸書類等熟議ノ為メ、集會ヲ開ク。

同日会スルモノ江藤金岡村々長・永井長泉村々長・浮嶋

村森藤七郎及拙者ノ四名ニシテ、書記トシテ金岡村助役  
江藤繁太郎・同役場書記芹沢久太郎之式名ニシテ、午後  
三時開會シ、拙者ヨリ在京中ノ諸手續キ及経過ノ次第ヲ  
報告シ、引続キ願書草按ノ討議ヲ尽シ、而テ來ル六日願  
書携帶出願ノコトニ相定メ、書記ヲシテ草按ヲ記載セシ  
メ、出庁ノモノ選任セシニ何レモ事故多数ニテ、遂ニ一

同即チ江藤浩藏・永井嘉六郎・森藤七郎・拙者ノ四名ニ  
テ出県ト相定メ、午後七時一同退場。依テ七時拾四分上

リ列車ニテ拙者及永井ノ兩人帰村ス。

明治廿六年八月四日 快晴

記事ナシ。

明治廿六年八月五日 快晴

前夜ヨリ大雨ナリシモ早天快晴タリ。午前七時半江藤

金岡村長ヨリ、来ル八月六日出県ノ件ハ比隣村長証明ヲ要スル為延期シ追テ日限急報スベキ旨、通知アリタリ。

明治廿六年八月七日 快晴

午前拾時拾六分佐野発ノ汽車ニテ金岡村役場エ出頭セ

シニ、江藤村長郡役所エ出張セシ趣キニテ助役江藤繁太郎氏ニ面会シ、愛鷹山民有引戻之件ニ付出県ノ日取り并

二本省ニ出頭ノタメ中村弥六へ照会ノ件等ニ付キ暫時対話シ、帰途ニ付キ、途次沼津ニ於テ永井嘉六郎氏ニ面会

シ来ル拾壹日出岡ノ手順等協議シ、猶江藤金岡村長ニ面会セントテ郡役所及郡書記伊藤鉉一郎ヲ訪ヒシモ遂ニ面

会ヲ得ズ、空ク立戻リタリ。尤モ曩キニ東京中村エ相渡シタル運動費壹百五拾円繰替ノ分、金岡村長ヨリ出金ナ

ルベキ分、同村助役江藤繁太郎ヨリ請取り来タリタリ。

明治廿六年八月九日 快晴

江藤金岡村長ヨリ来ル十一日請願ノ件ニ付出岡スベキ

件、通達アリタリ。

明治廿六年八月拾壹日 快晴

午后三時五拾分佐野停車場発ノ列車ニテ出岡ス。途中沼津ヨリ河目駿東郡長本件ニ付出県與レラル、為メ同車

ニテ午后五時五拾八分静岡ニ着シ、河目郡長ハ両替町魚伊方ニ止宿シ、余ハ呉服町袋屋方ニ止宿ス。江藤・永井

ノ両氏ハ午后九時ニ至リ出頭ス。暫クシテ河目郡長ハ自分等止宿袋屋方ニ来ラレテ曰ク、兼テ談話アリタル請願

書調査ノ件ニ付主任者森田吉祥自邸ヲ訪ヒタリシニ、同氏在宿ニ付懇々依頼ノ上願書尅通相渡シ、明十二日午前

九時県庁ニテ面会ヲ約シ来リタル旨談話ノ末、午后拾時頃戻ラレタリ。

廿六年八月十二日 快晴

午前八時三拾分、永井・江藤・自分三名ニテ袋屋ヲ出

テ兩替魚伊方河目駿東郡長ヲ訪フ。郡長出テ向フ。依テ三名トモ出県ニ付キ同行セラレンコトヲ求ム。河目郡長承諾セラレ暫クシテ四名ニテ魚伊方ヲ出テ県庁ニ出頭ス。自分等三名ハ市町村吏員控席ニ休シ、河目郡長ハ楼上ノ第式課森田氏ニ面接ス。暫クシテ給仕ノ案内ニヨリ自分等三名楼上ノ応接ニ至ル。少許ニシテ森田県屬及河目郡長兩名ニテ応接所ニ來ル。夫レヨリ昨年二月中進達致置タル愛鷹山民有引戻請願書引替ノ件及該証拠物件増減ノ件等ニ付詳悉説明シ、郡長ヨリモ請願書引替エサル可カラサル理由ト証拠ノ増減セサル可カラサル理由ヲ述ベタルヲ以テ、森田氏モ大ニ解スル所アルヲ以テ其意ヲ容レ新旧願書引替ヲ諾サレタリ。依テ新願書ヲ示シ森田氏ノ意見ヲ問ヒシニ、少ク加除訂正ヲ要シ度箇所ヲ指示セラレ他ハ同意ヲ表サレタリ。猶森田氏ノ曰ク、明治八年愛鷹山峯等官林ニ編入ノ達及其後民有据置ヲ出願シタルノ願書及指令写等、参考ノ為別冊トシ添付セラレ度、且証拠物件第參号及第四号等余リ緩ニ失スルヲ以テ今一步ヲ

進メ説明セラレタシ云々。依テ一同總テ森田氏ノ説ノ如ク訂正ト決ス。夫レヨリ願書調査結了セバ願人エ下渡サレ度旨詳陳セシニ略々諾サレタルニヨリ、調査日限ヲ問ヒシニ本月内即チ八月三十日内ニワ結了スべく旨ニ付、猶日限ヲ短縮シ來ル廿日迄ニ結了シ自分等エ渡サレタク旨郡長ヲ以テ談判セシニ、是亦タ略々諾サレタルニヨリ、一同願書訂正ノ為午后三時退庁ス。河目郡長ハ自分等ヨリ暫時退庁ヲ遅クレタリ。止宿袋屋ニ於テ書面訂正中、魚伊方河目郡長ヨリ書狀ニ付永井氏ハ是レニ出頭ス。暫クシ帰宿シテ曰ク、來ル廿日迄ニワ大略調査ヲ了シ本人エ下戻スベシト森田氏ヨリ談話ニ付、一時引取リタリ。依テ三時五拾分ニテ帰郡スル旨ノ由。夫レヨリ願書彙通ヲ訂正シ他ハ帰郡ノ上訂正スルコトニ相定メ、江藤・永井ノ兩氏願書彙通ヲ持參シ再ヒ森田氏ノ自邸ヲ問ヒ、百事依頼ノ上願書彙通ヲ渡シ帰宿シ、午后五時式拾五分ノ汽車ニテ各々帰宅ス。

明治廿六年八月拾五日 快晴

午后三時五拾分佐野發ノ列車ニテ江藤金岡村長ト同伴  
ニテ出岡シ、吳服町袋屋方ニ投宿ス。

明治廿六年八月拾六日 快晴

午前九時江藤及自分兩名ニテ静岡県庁ニ出頭シ係員森  
田吉祥氏ニ面会ヲ求メタリシニ、未タ出頭ナキ旨ニ付暫  
ク町村吏員控席ニ休息セシニ、彌拾壹時半頃ニ至リ給仕  
ノ案内ニテ階上ノ応接所ニ至レバ森田氏出テ、面接ス。

依テ新願書調製シタルニ付、旧願書ニ添付シアル証拠物  
件本書并ニ写共尅応下戻サレ度旨談判セシニ、森田氏ハ  
直チニ諾サレ請願ニ係ル書類悉皆持參セラレ、請願書ヲ  
除クノ外古書類等返付セラレタルニヨリ、止宿袋屋方マ  
テ持參シ訂正ノコトニ約シ、種々引戻ノ件并ニ願書訂正  
方等ニ付キ指揮ノ末明日ヲ約シ、午后三時頃退庁シ止宿  
ニ戻ル。夫レヨリ古書類ノ増減等ニ着手、午后七時訂正  
完結ス。

明治廿六年八月拾六日<sup>七</sup> 前夜二時頃ヨリ降雨ナリシモ快  
晴ス

午前ヨリ証拠ノ挿入ニ着シ、第四号証ノ内工尅本松新  
田外式新田ヨリ石川村外三ヶ村工差入レタル取替セ規定  
ヲ挿入スルコトニ決シ、中村彌六氏ノ撰定ヨリ尅証ヲ増  
シ総テノ訂正ヲ了リ、午前拾壹(時)頃県庁ニ至リ森田県  
属ニ面会ヲ求メタリシニ、早速応接所ニ於テ面会ス。依  
テ訂正ノ書類數通ヲ示シ尅応ノ調査ヲ請ヒシニ、猶數箇  
所ノ訂正所ヲ示サレタルニヨリ直チニ訂正シ、願書數通  
并ニ証拠物件本書写共相渡、比隣村保証書ノミ契印ヲ要  
スル為メ下戻シアリタリ。依テ兩人共<sup>マ</sup>后午四時止宿ニ戻  
リタリ。大略処用済ナルヲ以テ五時廿五分ノ列車ニテ兩  
人共帰村ス。

明治廿六年八月拾八日 降雨

県庁ニ於愛鷹全山略図尅葉紛失セシニ付キ、江藤方控  
ノ分送付スベキニヨリ拙者控ノ分ヲ江藤組合管理人工送  
付ス。追テ<sup>總</sup>騰写ノ上自分控ノ分ハ返付ノ約定ナリ。

明治廿六年八月廿四日 降雨午后彌快晴ス  
昨廿三日午后八時金岡村長江藤浩藏氏ヨリ特使ニテ、

廿四日午前拾時三拾分駿東郡会堂ニ於テ集会ニ付同刻マ  
デニ同所ニ出頭可致旨通達ニヨリ、午前拾時拾六分佐野  
停車場発ニテ会堂ニ出頭ス。会スルモノ永井嘉六郎并ニ  
拙者・江藤浩藏ノ三名ニシテ、談話數刻之後衆議院議員  
本郡撰出江原素六君出頭セラル。同君ハ曩キニ愛鷹山引  
戻之件ニ付中村彌六氏ニ紹介セラレ、其後代議士ノ資格  
ヲ以テ長崎県肥前国佐世保港鎮守府及廣嶋県安藝国呉港  
鎮守府実地視察トシテ出張セラレ、去ル廿三日帰国セ  
ラレタルヲ以テ、是マテノ愛鷹山引戻手續(簡)キ及后後ノ方  
向ニ付協議セントシ、先ツ曩キニ両港視察ノ模様大体ヲ  
質問シ同君ヨリ明細談話セラレ、修テ愛鷹山引戻ノ件ニ  
〔付〕拙者中村氏ニ紹介後ノ次第ヲ述へ、猶同君ヨリ請  
求ニ係ル民有引戻許可相成タル上ハ其報酬トシテ同山ノ  
内幾分カヲ讓与セラレ度旨請求アリタルニ付テハ、其反  
別何程ヲ分与シ相当ナルベキ哉ヲ協議セシニ、江原氏云  
ク、事數丁歩ニ属スルモノニ付余リ少數ニテハ先方ノ感  
情如何ナルベキヤ、去リトテ多數ヲ分与スルワ当方ノ望

マサル所ニ付キ、当方ヨリ其數ヲ提示スルワ却テ不得策  
ニ付、先方ノ意見ヲ糺シ而テ後「ネキル」ニ如ズ。其任  
ハ拙者引請クベシトテ江原君承諾セラレタルニ付キ、一  
同同君ニ委任シ報酬ノ數ヲ定メズ各々退散ノコトニシ、  
江原君ハ明日上京ノ都合ナル旨ニテ退席セラレ、永井氏  
モ引続き退散セラレ、余及江藤氏ハ郡長ニ面シテ県庁エ  
督促ヲ請求セントセシニ、郡長ハ御厨町ニ公用出張中ナ  
リシヲ以テ面会ヲ果サズ、江藤氏ニ托シ午后四時四拾五  
分ニテ帰宅ス。

明治廿六年拾壹月廿日 快晴

愛鷹山民地引戻ノ件県庁ノ調査延引ニ付、本県ノ模様  
及手續質問ノ為金岡村役場ニ出頭ス。村長江藤氏ヨリ是  
迄ノ模様逐一承知シ、江藤氏ト同道出県シ松田參事官ニ  
面接シ逐一是迄ノ模様ヲ問ヒ、夫レヨリ主任者森田氏ノ  
自宅ヲ問ヒ速ニ調査決(結)了セラレンコトヲ請求シ、午後五  
時廿分ニテ尅時帰村ス。是ヨリ先キ永井嘉六郎氏ハ県会  
ノ為出岡中ニ付同伴、係員ヲ訪問ス。

明治廿六年拾一月廿二日 快晴ス

横山健吾

午前拾時拾五分佐野停車〔場〕発ニテ静岡エ出發ス。

永井嘉六郎

是レヨリ先キ昨廿日江藤金岡村長ト同行ノ約アルヲ以テ、沼津停車場ニ至レバ同氏乗車シ、拾二時九分静岡ニ着セ

静岡県属 森田吉祥殿

右ノ書面差出シ午後四時半ニ至ルモ森田氏ヨリ何等回

シヲ以テ直チニ呉服町式丁目旅舎袋屋ニ着シ、午後二時  
県庁ニ出頭シ永井嘉六郎ニ面接シ、森田県属ニ面会ヲ請

答ナキニヨリ受附係ヲ以テ督促シタルニ、其回答ノ言ニ

求セシモ、同氏多忙ノタメ面接シカタクニヨリ面会ノ要

時ナリシ。依テ旅舎大井啓次郎方ニ宿泊ス。

点書面ニテ差出サレタシトノ取継キニ付、左ノ書面差出

明治廿六年十一月廿三日 快晴ス

シタリ。然ルニ永井氏ハ県会開会中ニ付諸般取調ノ用件

午前八時小松原本県知事ノ自宅ヲ訪問シ、知事ニ応接

モアルニヨリ帰宿致度旨ニ付、拙者及江藤ノ兩人ニテ森  
田県属ノ回答ヲ待チタリ。

所ニ於テ面会ス。依テ江藤及拙者兩人ニテ愛鷹山ノ沿革  
并ニ請願ノ主趣ヲ陳述シ、県庁ニ於テ調査終了ノ上ハ主

一 数回御手数ヲ煩シ候願書御調査終了、知事御決裁ノ  
時期ハ何日頃ナリシヤ。

務省〔へ〕出張セラレ自分共ノ願意徹底候様取計ハレタ  
シ云々ト述ベタリシニ、知事モ甘諾セラレ願意困難ナル

一 前請願ニ対シ不明ノ廉等モ候ハ、充分御質問アリタ  
シ。

場合ニ於テハ必ス上京ノ上尽力スベシト述ベラレタルニ  
ヨリ、猶主任者ニ督促尅日モ早く調査終了スベキ様依頼

右何分ノ御回答煩度候也。

セシニ、是亦承諾セラレタルニヨリ、持參ノ古書類数通

江藤 浩藏

ヲ閲覧ニ供シ尅時間以上ノ談話ニテ帰途ニ付キ、途中參

事官松田氏ヲ訪問セシニ不在ニシテ面会ヲ得ス帰宿ス。  
夜ニ入り永井嘉六郎氏止宿ヲ訪ヒ知事訪問ノ願末ヲ聞カ  
セタリ。

明治廿六年十一月廿四日 晴朗

午前八時県庁ニ至リ森田氏二面会ヲ求メタリシニ未タ  
出勤ナキニヨリ、課長松田參事官二面接シ調査ノ速成ヲ  
促シタリシニ、森田氏モ出勤セラレタルニヨリ猶森田氏  
ニ速成ノ調査ヲ請求〔七〕シニ、森田氏云ク、本高入及  
本高外等ノ区別ヲ充分調査セサレバナラザルニ付キ数日  
ノ日子ヲ要スル旨述べラレタリ。故ニ壹日モ早ク結了ヲ  
告ケ通知セラレンコトヲ約シ、午後二時止宿ニ戻リ午後  
五時二十分静岡発車ニテ江藤・拙者兩人共壹時帰村ス。

明治廿六年十二月四日 快晴

昨三日在岡永井嘉六郎ヨリ至急出岡スベキ旨書狀二付、  
江藤村長工出岡可致旨通牒致シ置キ、午前拾時拾五分佐  
野停車場発ノ汽車ニテ出岡セシニ、未タ江藤村長出岡ナ  
キニ付キ直チニ県庁ニ至リ永井氏二面会ヲ求メシモ、県

会開会中ニ付キ不得止暫時傍聴セシニ、午後三時頃ニ至  
リ江藤村長出県セラレ、県会閉場後永井氏二面会セシニ、  
永井氏云ク過日知事小松原氏ヨリ親展ニ付キ上局ニ於テ  
面会セシニ、知事ノ曰ク、先キニ出願ニ係ル愛鷹山引戻  
之件ニ付テハ、主任者ヨリ申出ノ次第二ヨルトキワ何分  
証拠薄弱ニシテ本高入トシテ差出シタル山手年貢ノ義モ  
小物成同様ニシテ田畑宅地ト同一ナル性質ト見ナシ難キ  
ニ付、今壹層確實ナル証拠提出セサレバ民有ト見做シ難  
シトノ旨ニ付キ、其見解ノ異ナル所謂<sup>マ</sup>ヲ弁明シ何レ管理  
主任タル江藤浩藏出岡為致巨細申伝フベキ旨答弁シ退庁  
シタルニ付、至急出岡ヲ煩シタルニヨリ、充分熟慮ノ上  
好工風<sup>マ</sup>ヲ講スベシトテ県庁ヲ三人同道退散シ、旅舎袋屋  
ニ来リ協議ノ末、知事二面会シ詳陳スベシトテ、午後七  
時ヨリ三名同道小松原知事ノ邸ヲ訪ヒシニ、請付ノモノ  
出テ、用件ヲ訪<sup>問</sup>ヒシニ付キ、三名名刺ヲ出シ愛鷹山引  
戻之件ニ付面会ヲ得度旨陳述セシニ、暫クシテ請付ケノ  
モノ曰ク、今夕ハ或ル宴会ニ招待セラレ不在ニ付明朝出



頭セラレタシ云々、依テ三名共名刺ヲ残シ退邸セリ。

明治廿六年十二月五日 快晴

午前七時三拾分前日ノ約アルヲ以テ永井嘉六郎・江藤浩藏・拙者三名ニテ小松原知事ノ邸ヲ問ヒシニ、請付ケノモノ出テ用件ヲ問ヒシニ付、昨夕ノ約アル旨ヲ告テ名刺ヲ通セシニ、暫クシテ第壹ノ応接場ニ案内シ稍々アツテ知事ノ居室ニ案内セラル。三名知事室ニ至レバ知事ハ老ノテーブルヲ挾テ余等三名を迎フ。各々一礼シテ、来意則チ愛鷹山ハ古来民有タルノ証左確然タルニ付キ引戻出願セシニ、過般永井ニ談判ニ依テハ高入タル割付等民有タル証拠薄弱ニ付、他ニ良証拠提出スベキ云々ノ由ナレトモ、彼高入割付ケヲ薄弱ノ証拠トスルニ於テハ他ニ厚強ナル証拠アルベキナシ。<sup>(飽)</sup>悪マテ彼ノ証ヲ以テ民有二尽力セラレタシ云々ト述ベシニ、知事曰ク、拙者ハ素ヨリ証拠ノ何タルヲ知ラズ。主任者ノ申立テニヨリ良否ヲ知ルモノナレバ、主任森田ニ向テ充分談論セラレタシ。余ハ五分々々ノ勢力ナレバ無論民有二尽力スベシ。苟モ

県民ノ幸福安寧ヲ謀ルベキ位置ニ奉職セシ上ハ悪<sup>(飽)</sup>マテ尽力スルモノナレトモ、如何セン調査主任ノ報告確然ナラサルニ於テハ如何トモ致方ナシ。因テ森田ニ相談セラレタシ。然ル上ハ充分ノ尽力ヲ致スベシ云々ト述ベラレタルニヨリ、三名共厚意ヲ謝シ充分依頼ノ上退邸セシニ、時早ヤ九時ニ垂ントスルヲ以テ、永井氏ハ県会ニ出頭ノ時刻ニ迫リシヲ以テ各々中途ニ離レヲ告ケ、旅宿ニ戻リ午前拾壹時県庁ニ至リ県会休憩ノ時刻ヲ以テ三名ニテ森田県属ニ面接セントセシニ、議事多端ナルヲ以テ面会ヲ得ルノ時刻ナキニヨリ永井氏共協議ノ上、議会閉会後則チ午後三時過面会ノコトニ相定メ、且ツ平素高野義長氏ハ森田氏ト懇意ナルヲ以テ出岡ヲ急報シテハ如何カト、江藤・永井モ賛成ニ付キ壹時三拾分退庁シ、江川町郵便電信局ニ至リ至急出頭スベキ旨通報シ、旅舎ニ至リ返電ヲ待チシニ、午後六時ニ至リ病氣ニテ出岡出来難キ旨返電ニ付キ不得止其旨永井止宿ニ通報シ置キ、午後八時頃ニ至リ江藤・拙者ノ兩人ニテ永井方ニ至リ、明朝三名ニ

テ森田方ヲ訪問スベシト約シ、各々退散ス。

明治廿六年十二月六日 快晴

午前七時江藤・拙者兩人ニテ永井氏ヲ訪ヒ、三名同道ニテ水落町森田県屬ノ寓居ヲ訪フ。時早朝ナルヲ以テ取付キノモノ出テ、昨今風邪ナルヲ以テ未夕臥中ニ付後刻県庁ニ於テ面会スベキニ付、左様承諾アレ云々。因テ三名共不得止宿所ニ戻リ、飯後拾時ニ至リ出県シ永井・江藤・拙者<sup>(名)</sup>ニテ森田ニ面接ヲ通チ、応接所ニ同氏ヲ待ツ數刻暫クシテ森田県屬出テ来リ、証拠ノ薄弱ナル点ヲ明言セラル、ニヨリ調査セシニ、薄弱ニ非スシテ往古ノ違算ナルヲ發見シ、猶數刻ノ間問答セシニ、森田氏云ク、旧来各村ニ於テ上納シ来リタル山手年貢ノ高調ヲ至急進達セラレタシ。且願書并ニ証拠書ノ副本尅通不足ニ付、是レ又進達セラレタシ云々。江藤云ク、各村高調ハ至急ニワ成リ難タカルベシ。併シ幸ヒ旧来取扱ヒタル川口與五郎・西山平次郎ノ諸氏モ来県ニ付、篤ト取糺シ後刻出頭スベシトテ、江藤并ニ拙者ハ退庁シ永井氏ハ県会ニ出

頭ス。兩人止宿ニ戻リ<sup>(テ)</sup>シ、去ル五日道路改良ノ件ニ付川

口・西山外數名出県ニ付キ同氏等ニ謀リシモ、至急取調ノ材料ナカルベシ云々。因テ不得止再ヒ兩人ニテ午後四時県庁ニ至リ森田氏ニ面会シ、容易ニ取調べ難キ旨ニ付キ篤ト県庁ニ於テ取調ラレタシ云々ト述ベシニ、森田氏云ク、然ラバ不得止義ニ付当庁ニ於テス可シ。可成副本ハ差出サレタシ云々。拙者曰ク、本県会モ来ル十三日閉會ノ旨承知致居リ候ニ付、夫レ迄ハ永井氏滯県ニ付キ若御不明ノ廉等發見候ハ、同人ニ質サレタシ。且本県調査ノ結了モ同十三日限リト確定セラレタシト述ベシニ承知セラレタルヲ以テ、尅時帰村シ来ル十二日再度出県ヲ約シ、午後五時旅宿ニ戻リ、夜ニ入り其旨永井氏ニ通報ス。

明治廿六年十二月七日 快晴ス

午前旅裝ヲ整ヒ江藤并ニ拙者兩人共拾尅時三分靜岡發ノ汽車ニテ尅時帰村シ、各々沼津ニ於テ離レヲ告ク。

明治廿六年十二月拾日 快晴

午後六時頃、突然河目駿東郡長ヨリ左記之通り来状ニ

テ特使ヲ發セラレタリ。因テ直チニ村長湯山詮、葛山常設委員、千福常設委員工急報ヲ發シ、山案内トシテ中野政藏氏ヲ委嘱ス。中野氏直チニ來リタルヲ以テ事ノ巨細ヲ談シ、明朝七時停車場ニ出張ヲ約シ退散セリ。

河目駿東郡長ノ書翰

森田県屬愛鷹山実地踏査トシテ明十一日午前七時沼津發汽車ニテ佐野停車場ヨリ登山ノ筈ニ付、此時刻迄ニ同停車場まで御出張相成度、此段申進候也。

十二月十日

河目郡長

横山健吾殿

明治廿六年十二月十一日 快晴

午前六時三十分、昨夜ノ約ヲ以テ中野政藏出張ニ直チニ同道シ佐野停車場ニ至レバ、森田県屬并ニ江藤金岡村長出頭セラレタルヲ以テ同道ニテ帰村、途中葛山常設委員岩佐茂市、千福常設委員代理鈴木林平ノ両氏出テ迎フ。夫レヨリ拙者宅ニテ少憩シテ、人足波太郎ヲ雇ヒ弁當ヲ持參セシメ、市場平ヨリ新塚ヲ經テ八ノ字萱場ニ至

リ、千福・葛山両村ノ境界ヲ質問シ、雷神峠ノ模様及ヒ大月沢ノ地景ヲ見分シ、夫レヨリ池ノ平ニ至リ猶少憩シ、梅之木沢等ヲ見分シ、帰路大畑・千福・佐野三ヶ村入会地ヲ案内シ、爾後六時拙宅ニ帰着ス。此日千福・葛山ノ旧來争論ニ係ル要点及拾五ヶ村及千福・葛山ノ争論ニ係ル要点ヲ悉ク質問アリタリ。此日登山セシモノ左ノ如シ。

静岡県屬

森田 吉祥

金岡村長

江藤 浩藏

沼津町外拾ヶ町村組合議員

横山 健吾

葛山常設委員

岩佐 茂市

千福常設委員鈴木嘉吉代理

鈴木 林平

人足

夜山波太郎

合計六名

午後六時三十分佐野停車場發ニテ森田・江藤・拙者三名ハ金岡村近傍見分トシテ沼津町ニ下車シ、本町杉本和平方へ屯泊ス。尤モ江藤氏ハ翌日之準備トシテ午後九時頃沼津ヨリ帰村セラル。沼津宿ニ着後、森田氏ノ慰勞之

為、江藤・拙者兩人ニテ港橋浮影樓ニ小宴会ヲ開キ森田氏ヲ慰ス。

明治廿六年十二月十二日 快晴

午前八時半止宿杉本和平方ヲ森田并ニ拙者兩名ニテ出発、腕車ヲ駆テ金岡村役場ニ至レバ村長江藤氏出テ迎フ。暫時談話後三名ニテ登山ス。尤モ人足尅人雇ヒ弁當ヲ持參ス。金岡村熊之堂地籍ナル字高山ニ至リ昼飯ス。夫レヨリ牧畜場字<sup>(山)</sup>三居ニ至リ畜舎及牧牛ヲ見分シ、愛鷹山全体及伴次郎嶽其他出願ニ対スル現地ヲ充分調査シ、帰路尾之上牧場跡等ヲ見分シ、午後五時半頃中沢田大中寺ニ少憩シ、是ニ於テ江藤氏ト分レヲ告ケ、森田及拙者ハ沼津ニ出テ、森田氏ハ郡長河目氏ヲ訪ヒ余ハ七時十四分沼津発ノ汽車ニテ帰宅ス。是日森田氏ハ愛鷹山ニ対スル略図数葉ヲ画キ持參セラル。

明治廿六年拾二月拾七日 快晴

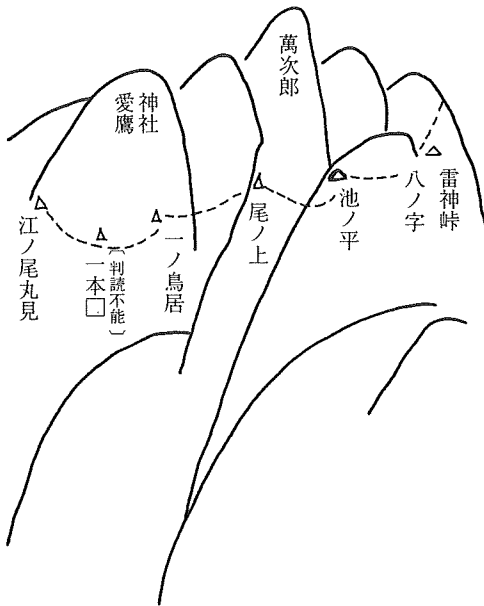
昨拾六日午後六時金岡村長江藤浩藏、長泉村長永井嘉六郎兩人ヨリ特使ニテ、明拾七日午前拾壹時駿東郡公会

堂工出頭可致旨通達相成候ニ付、午前拾時拾六分佐野停車場発之列車ニテ出頭ス。此日会スルモノ浮嶋村森藤七郎・鷹根村川口與五郎・片濱村長倉計吉・大岡村大嶽久三郎・金岡村江藤浩藏・長泉村高野義長・同村永井嘉六郎及拙者ノ八名ニシテ、午後尅時開議。江藤金岡村長曰ク、去ル拾壹日及拾二日本県属森田吉祥愛鷹山実地見分トシテ出張シ、拙者及横山ノ兩人ニテ案内シ見分ヲ了シ、其際森田氏河目郡長方エ宿泊シ、其際森田氏ヨリ愛鷹山引戻ノ件ニ付、県庁ニ於テハ充分尽力シ願意徹底候様尽力中ナレトモ、如何セン森林ノ分ハ世伝御料ト相成居ルヲ以テ引戻方容易ニ非サルベキニ付、目下入用タル芝地ノミ引戻セバ拾中八九分ハ民地ニ許可可相成ニ付、立本ノ箇所相除キ候テハ如何。若シ悉皆トシ、世伝御料ノ為主務省ノ調査<sup>(致密)</sup>ニシテ芝地ニ至ルマテ許可ナラサル場合ニ於テハ実ニ遺憾之至ニ付、充分ノ熟考ヲ要スル時期ナルベシ。世伝御料地マテ含有セバ県庁ニ於テモ容易ニ民有ナリトノ証明難付キニ付、此辺ヲ以テ願人工協議サ

レタシトノ趣キナリトテ、去ル拾四日河目郡長ヨリ談判  
 二付、長泉村長永井氏トモ協議セシモ、事重大ノ件ニシ  
 テ将来ニ莫大ノ關係アルニヨリ、諸君ノ熟考ヲ煩ハサン  
 為招集シタルニ付、充分考案ヲ下サレタシ云々。依之各々  
 意ヲ述ベタレトモ、結局従前ノ通全山引戻トセサレバ、

各村ヨリ現出シタル証拠物割付免状タルモノニ単ニ愛鷹  
 山々手米何斗ト記載シアルヲ以テ、立木ノ有無ニ抱<sup>(抱)</sup>ズ上  
 納セシモノニ付、立木ノ場所ヲ除クトセバ自ラ証拠ヲ薄  
 弱ナラシムルノ嫌アルニヨリ、却テ立木ノ場所ヲ世伝御  
 料トシテ引抜クワ得策ニ非サルベシ。若シ愛鷹神社神地  
 等ニ付キ質問モアラバ、其節山八合以上ハ従前ヨリ神地  
 ト唱エ来リタルヲ以テ、愛鷹一山ト称スルワ神地則チ山  
 八合以上ヲ除キ夫ヨリ以下ノ出願ナルニヨリ、八合以上  
 ヲ望ムニ非サル旨答弁セバ、御料地タル世伝ニ対シ都合  
 モアルナランニ付、西ハ江ノ尾丸見ヨリ<sup>(判談不能)</sup>壺<sup>(判談不能)</sup>頭<sup>(判談不能)</sup>エ見通  
 シ、夫レヨリ愛鷹神社壺ノ鳥居ヲ<sup>(判談不能)</sup>尾ノ上頭<sup>(判談不能)</sup>エ見通シ、  
 猶夫レヨリ池ノ平ヲ<sup>(判談不能)</sup>經<sup>(判談不能)</sup>へ八ノ字<sup>(判談不能)</sup>萱野ヲ見通シ、雷神峠へ

通シテ以上ヲ山八合ト唱エ神地ト答フベキ事ニ相定メ、  
 請願ハ是マテ通り一山トシ<sup>(勉)</sup>惡マテ出願ノ事ト壺<sup>(勉)</sup>決シ、郡  
 長ニワ江藤氏ヨリ其旨挨拶ト確定シ、午後四時各々退散  
 セリ。略図左ニ



明治廿七年壹月以來數回県庁工出願セシモ何分調査神

速ナラズ。然ルニ組合管理村長ナリシ長泉村長永井嘉六

郎辭職ニ付、再ヒ投票ノ結果ニヨリ片濱村長々倉計吉氏

管理者ニ當選シ、江藤・長倉兩人ニテ教回県庁エ出願督

促セシニ、漸ク廿七年十一月七日調査完結ノ旨ヲ以テ願

書下付セラレ、出京ノ運ヒニ至リタリ。其手続左ニ記載

ス。

明治廿七年十一月拾日 快晴

愛鷹山引戻ノ件ニ付、管理村長ヨリ集会方通知ニ付キ

駿東郡役所ニ出頭ス。会スルモノ江藤浩藏・長倉計吉ノ

兩管理者、議員総代永井嘉六郎及拙者ノ四名、他ハ参会

セズ。江藤氏曰ク、去ル七日出県ノ上漸ク願書類受取り

来リタリ。依テ本省エ出願スベキニ付キ出京ノ委員ヲ選

挙セン云々。永井氏ハ差岡アルヲ以テ兩管理者及拙者出

京ト決定ス。其節江藤氏又曰ク、願書及古書類ハ本県ヨ

リ下付ナリタルモ、知事ノ意見書及添翰ハ県庁ヨリ直チ

二本省エ差送ラレタルニ付キ、右様承知セラレタシ云々。

依テ壹同退散セリ。

明治廿七年十一月拾六日 快晴

愛鷹山民有引戻之件ニ付、管理者江藤浩藏・長倉計吉

及拙者ノ三名ニテ出京シ、日本橋区小船町壹丁目七番地

旅人宿静岡屋町井省三方ニ到宿ス。是レヨリ先キ本月拾

二日出京ノ決定ニ候処、江藤氏病氣ノ為メ延引シ本日出

京シタルナリ。依テ直チニ江原代議士方ヲ訪フベキノ処、

晩景ニ付明日ト決シ、書類ヲ整理ス。

明治廿七年十一月拾七日 快晴

午前八時江藤・長倉・拙者ノ三名ニテ麻布区我善防町

ナル江原代議士ノ邸ヲ訪フ。江原氏在宿ニ付、談数時、

江原氏曰ク、昨年来中村彌六氏ノ周旋ヲ以テ下調べセシ

ニ付キ篤ト同氏エ協議スベシ云々。依テ中村氏ヲ問フコ

トニ決ス。江原氏ハ農商務大臣榎本氏ヲ訪ヒ民地引戻ノ

件陳述具候旨、述べラレタリ。三名共江原氏方ニテ昼飯

ヲ喫シ、夫レヨリ江藤氏ハ病氣ノタメ止宿工戻リ、余及

長倉ノ式名ニテ四ツ谷信濃町中村代議士ヲ訪フ。書生出

テ不在ノ旨ヲ述フ。依テ明拾八日早朝出頭スル旨約速<sup>〔東〕</sup>上、退キタリ。午後四時止宿ニ戻リタルニ江藤氏ハ病床ニアリ。依テ協議ノ上、翌拾八日午前九時中村工出頭スルコトニ相定メ、其旨中村方エ通知セリ。

明治廿七年十一月拾八日 快晴

午前九時ニ至リ余及長倉ノ兩名ニテ中村ヲ四ツ谷ノ邸ニ訪フ。中村在宿ニ付、談數刻、中村曰ク、昨年貴殿等上京ノ節トワ政府ノ方針大ニ致密<sup>〔致密〕</sup>ニ涉リ、且山林局長更迭シ加之屬吏數人ノ改革アリタルニヨリ、今日ニテハ昨年ノ比較ニアラス。殊トニ余ノ命令ヲ遵守スルモノ大概更迭セシニヨリ、甚タ時期宜シカラズ。併シ年来ノ願望ニヨリ夫レ々手配可致ニ付、本省工願書提出ハ暫ク見合セ置キ、拙者ヨリ報知ノ上進達致スベシ云々。拙者及長倉ハ県庁調査ノ模様及本日ニ延滞セシ理由等詳細陳述シ、江原代議士トモ熟議ノ上好結果ヲ奏シ候様、周旋方依頼ノ上退邸セリ。帰途市ヶ谷中町仏国文学士長田忠一方ヲ訪ヒ帰宿セリ。本日ハ昨日ヨリ引続キ病氣ノ為メ江藤氏

ハ臥床致シ居レリ。

明治廿七年拾壹月拾九日 晴天

本日ハ中村氏山林局員ニ内相談等ノ日ナルヲ以テ、同氏ヨリ通知ヲ待ツ為メ一日休息セリ。本日ハ魯西亜國皇帝<sup>〔德〕</sup>萌御ニ付葬<sup>〔儀〕</sup>議ノ札ヲ拳クル為メ、駿河臺ナル魯國教會堂ニ於テ大祈禱アリシニヨリ參觀トシテ出頭セシニ、本邦皇帝陛下御代理各大臣及各國公使文武官等凡三百有余名ニテ意外ノ盛會ヲ參觀セリ。江藤氏ハ病氣ノ為メ親戚エ引移リタリ。

明治廿七年拾壹月廿日 晴天

江藤氏ハ病氣ノタメ昨夕ヨリ本所町ナル親戚エ引移、出張セズ。長倉氏ハ他出セリ。中村彌六氏ヨリ通知アルベキ日取りニ付、余耆人ニテ終日旅宿ニテ待受ケ居リシモ、同氏ヨリ通知ナシ。長倉氏ハ夜ニ入り帰宿セリ。

明治廿七年拾壹月廿壹日 快晴

午前七時長倉氏ト協議シ、中村氏エ依頼ノ模様照會ノ電報及江藤氏工直チニ帰宿スベキ旨電報相發候処、拾時

頃ニ至リ江藤氏病氣少ク快愉(電)ノ旨ニテ帰宿セリ。暫クシテ中村ヨリ電話ニテ直チニ出張アリタキ旨通知ニ付、江

藤・長倉・余三名ニテ車ヲ駛セテ信濃町ナル中村方ニ出

頭ス。玄関ニ於テ名刺ヲ通セシニ、直チニ応接所ニ案内

ス。暫時ニシテ中村氏出テ面会ス。依テ三名名刺ヲ述べ

且ツ電話照会ノ勞ヲ謝ス。中村氏曰ク、出願ノ件ニ付或

ル某ニ計リシモ時期甚タ宜シカラズ。併シ願書ハ提出シ

置キ、正面ヨリ県知事ヨリ迫ルニ如カサルベシ。尤モ主

任者エ面会シ忝(守)心ノ説明ハナストモ、滞在シ夫々訪問等

ノ義ハナサ(守)ル方却テ利益ナラン。如何トナレバ、各大

臣次官及局長等ヲ訪問スルニ於テハ証拠薄弱ニ付斯ク情

願スルナリトノ疑点ヲ受ケ、調査上致密(秘)ニ涉リ却テ不利

ヲ来ス基ヒナラン。故ニ京地運動ハ余及江原ノ両氏ニ委

任シ置キ、君等三名ハ帰村ノ上、知事ヨリ正面局長・次

官等ニ相迫リ候様可致。然ラサレバ巷日数拾通ノ出願書

ニ付キ調査遅延スベシ云々。又曰ク、是非共江原氏ニ面

会シ万協議致シタキニ付、江原氏エ其旨通セラレタシ云々。

右ニ付キ三名共其意ヲ了シ翌廿二日願書差出スコトニ相  
定メ退邸セリ。時ニ午後三時ナリ。

明治廿七年拾壹月廿二日 快晴

午前九時江藤・長倉・余三名車ヲ駛テ木挽町ナル農商

務省ニ至リ、玄関ニ於テ山林局林務課長ニ面会致シタキ

旨ニテ名刺ヲ通セシニ、請付係リ出テ楼上ナル応接所ニ

案内ス。稍々暫クシテ属吏原寅次郎ナルモノ来テ面会ス。

三名名刺ノ上、請願ノ要点大略縷述シ携帯ノ願書差出シ、

曩キニ静岡県庁ヨリ意見書及願人出省ノ添翰廻送ナリシ

筈ナルヲ以テ其如何ヲ質問セシニ、未タ知ラサルニ付キ

篤ト取調ブベキニ付、暫ク控エ居ルベシトテ願書持參立

出デラレタリ。稍々暫クシテ原氏再ヒ来リ曰ク、局中調

査セシニ静岡県庁ヨリ書類到達シ居レリ。故ニ証拠物件

ニヨリ篤ト調査スベシ云々。依テ三名ハ愛鷹全図ヲ開キ

引戻ノ箇所及据置キノ場所等明細説明セシ。原氏曰ク、

同性質ノ愛鷹山ニシテ山林ヲ残シ原野ヲ引戻スワ如何ナ

ル理由ナルヤ。同一ノ証拠物件ナレバ金山引戻シテ相当



ナラント。三名曰ク、山上ハ世伝御料地ニシテ従前愛鷹神社ノ現境内ト称シ来リタルニヨリ全ク官地ト見做シ引抜き、原野ノ分ハ従前ヨリ民地ニ付キ今回モ普通ノ御料地ニ付キ、斯ク區別シ出願セルナリト対エ、其他多少ノ質問アリタリシモ、未タ書類ノ調査ニ着手セサルニヨリ

追テ質問ノ点ハ県庁エ向テ照会スベシ云々。因テ三名共再度出頭スベキ旨陳述シ退省セリ。夫レヨリ帰宿セシニ、江原氏帰宅セシ旨通知アリタリ。江原氏ハ去ル拾八日静岡エ出張不在ナリシモ本日帰京セラレシ旨ニ付、翌廿三日同氏ヲ訪フコトニ相定メタリ。

明治廿七年拾壹月廿三日 快晴

正午拾二時ヨリ江藤・長倉ノ式名ト共ニ江原氏ヲ我善坊町ナル自邸ニ訪フ。先生ハ痔疾ノ故ヲ以テ休息シ居ラレタリ。三名応接所ニテ面会ス。三名曰ク、昨日願書類農商務省エ差出シ主任属吏ニ面談セシ模様及中村彌六氏ニ面会シ同氏ノ意見等、詳細相話シ候処、江原氏ニ於テハ不日大臣榎本氏ニ面会シ逐一依頼呉レバクト申サレタ

リ。猶三名曰ク、中村氏ハ是非共貴殿ニ面会シタキ要件アルニ付キ其旨通セ呉レトノコトナリト述ベシニ、江原氏曰ク、然テハ来ル廿五日午前八時中村ヲ訪フベキニ付キ、先キニ其旨通セラレタシ云々。茲ニ於テ尅同ハ江原氏方ヲ退キ止宿ニ戻ル。時ニ午後六時ナリ。

明治廿七年拾壹月廿四日 快晴

午前九時江藤・長倉及余ノ三名ニテ農商務省ニ至リ、山林局長ニ面会ヲ求ムル旨ヲ以テ請付係リエ名刺ヲ通ゼシニ、未タ出省ナキ旨ニ付キ林務課長ニ面会ヲ求メシニ、楼上ナル第壹応接所ニ案内セラル。暫クシテ課長ハ出テ自分ノ姓名ヲ述ベ余等三名ニ要件ノ何タルヲ問フ。余等三名ハ尅礼シテ後チ、愛鷹山引戻ノ件ニ付尅昨廿二日願書提出シ置キタルニ付キ、本願ニ対スル理由及本願地ノ性質弁明ノタメ面会ヲ求メタルナリト述べ、三名ニテ縷々陳弁セシニ、課長但木橋藏氏曰ク、本省ハ従前ト異ナリ余程調査致密<sup>〔秘密〕</sup>ニ涉リ、殊ト二官有ノモノハ則チ尅国ノ財産ニシテ国有ナレバ、国民全体ノ所有権アルモノヲ尅

又ハ壹町村エ下戻スハ易々タルコトニ非ス。壹官吏ノ腦髓ヲ以テ国有物ヲ左右スルワ是レ多衆人ノ權利ヲ左右スル義ニ付キ、充分ノ調査ヲ要スル所謂ナリ。故ニ近々タル日数ニテハ到低調査届キ兼ヌルニ付キ、右等ハ前以テ承知セラレタシ。且農商務省ハ静岡県知事ノ伺ニヨリ指揮スルモノニ付キ、若シ疑点アレバ県庁ニ向テ質問シ、県庁ハ出願人ニ向テ質スルノガ順序ニ付、総代人上京シ本省ニ向テ陳述スト雖モ唯参考上聞キ置クノミニシテモ証トナスニ足ラス。殊トニ総テ書面ノ応答ニ非サレバ後日行政裁判上ニ對シ<sup>効</sup>効力ナキニ付キ、是非共知事ヨリ書面ヲ以テ答エサレバ後日ノ用ヲナサズ。故ニ総代人滯京ナシ居ルワ却テ費用上得策ニアラズ。他ノ処用アリタル際、当省ニ向テ調査ノ模様督促スルニ若カズ。暫ク婦人村シ知事ヨリ總テ上申セシムベシ。併シ君等陳情ノ次第ハ参考上聞置キタリ云々。因テ余等三名曰ク、請願ハ壹私人或ハ有志輩ノ利益上ノ為メニ為スニ非ス。全ク駿東郡中元五拾有餘ヶ村ノ人民ノ休戚ニ関スル重且大ナル事

件ニ付、充分了察セラレ特別ノ詮議セラレ度旨陳述ノセシ、課長ハ承諾ノ上退室セラレタリ。暫クシテ猶局長ニ面会セントテ請付ケニ名刺ヲ通ゼシニ、猶未夕出省セサル旨ニ付キ待ツコト数時、稍々アツテ山林局長高橋仲次殿応接所ニ来リ曰ク、拙者ハ局長高橋ナリ。面会ノ用件ハ如何ナリシヤト問フ。三名例ニ依リ尅礼シテ曰ク、拙者共面会ハ他事ニ非ス。本郡内ナル愛鷹山官地民有引戻ノ件ニテ尅昨廿二日願書提出シ置キタルニヨリ、引戻ノ理由及同山ノ性質ヲ陳情セン為メ出省、面会ヲ求メタルナリトテ縷々陳弁セリ。然ルニ局長ハ曰ク、未タ出願書等モ一見セザルニ付キ何等ノ質問モ致シ難ク、且ツ事情陳述アリト雖モ唯聞キ置クノミニシテ、若シ質問ノ点生セシ際ハ知事ニ向テ照会スル義ニ付キ、其際明瞭ナル説明書差出サレタシ。併シ唯今陳情ノ次第ハ充分参考ノ為メ承リ置クナリトニ付キ、逐一理由ト性質トヲ説明シ、追テ知事ヨリ百般上申スベシトテ相離レ、三名トモ退省セリ。局長高橋氏ハ性質淡薄ニシテ鹿兒嶋県人ト

認メラレタリ。本県知事小松原トワ知己ナリシ由。時ニ午後二時ナリ。途中ニ於テ昼飯シ、江藤・長倉ノ二名ハ止宿ニ戻リタリ。余ハ東宮屬伊藤鉉一郎氏ヲ青山南町ノ邸ニ訪フ。氏ハ元駿東郡書記ニシテ本郡ニ在住スルコト凡拾年、本年初秋宮内省東宮屬ニ転セシニ付キ訪問セシニ、午後四時頃御所ヨリ帰宅セラレ、談数刻ニシテ夜ニ入り晩食ヲ進メラレ、食後伊藤氏ト共ニ上野音楽学会<sup>ウツ</sup>エ出頭シ、夜拾貳時ニ至リ止宿ニ戻ル。此ノ樂会ハ慈善的ニシテ、会費ノ集金ヲ日本赤十字社エ寄附シ、日清間ノ負傷者ヲ救護スルノ目的ニテ、普通券壹円、特別券貳円ニシテ東宮御所エ廿五枚送ラレタルヲ、伊藤氏五枚所持セラレタルニヨリ、拙者ハ伊藤ノ勧誘ニヨリ特別券壹葉ヲ受け出張セシニ、「マスト」狂言ヲ「オペラ」ノ音曲ニ和セシ仕組ニシテ、會員ハ凡七八百人、八分以上外人ニシテ本邦人ハ高等官ノミ。尤モ男女合席ナリ。近来稀ナル音楽会ナリシ由。

明治廿七年拾壹月廿五日 雨天

本日ハ兼テ約束セシ如ク江原氏中村彌六殿方エ出頭、中村氏ノ意見<sup>四</sup>訪ヒ糺シ呉候約束ニ付キ、午後ヨリ三名ニテ江原氏方エ出頭セントスルモ、降雨甚タシカリシニ付キ、翌廿六日訪問セントテ、三名共休息セリ。尤モ中村氏不在ニテハ江原氏ノ訪問モ徒勞ニ属スルニ付、廿五日午前八時江原氏訪問ノ旨、拙者名義ニテ中村方エ通知置キタリ。降雨ナリシト雖モ江原氏ハ出頭呉レラレタリ。

明治廿七年拾壹月廿六日 快晴

午前九時江藤・長倉及余三名、小舟町ナル旅宿ヨリ車ヲ駆テ江原氏ヲ我善防町<sup>坊</sup>ナル自邸ニ訪フ。江原氏出テ迎フ。三名共応接所ニ於テ面会ス。三名曰ク、昨日拝姿スベキノ処降雨甚シカリシニ付キ為メニ躊躇セリ。因テ今朝參堂セリ云々。江原氏曰ク、昨日雨ヲ冒シテ中村方エ出張セリ。中村氏在宿ニテ曰ク、愛鷹山引戻ノ件ハ昨年ニ比シ時期甚タ悪シ。昨年出願ノ際ハ大臣後藤象次郎、次官齊藤修一郎、山林局長田邊某、且屬吏等拙者<sup>奉</sup>僱職中ノモノニテ何レモ指揮命令行ハル、時期ナリシモ、昨年

改革以來、大臣ハ榎本武揚トナリ、次官ハ評判ノ致密家ナリシ金子謙太郎(堅)トナリ、局長ハ警視ヨリ出テタル高橋伸次トナリ、屬吏皆更迭アリタルニヨリ、今日ニテハ拙者ノ指揮命令ヲ遵守スルモノ農商務省内絶テ之レナクニ付キ余程至難ニ相成リ、殊ト二省内ノ方針ヲ一變シ五分五分ノ權利ナレバ先ツ民有トセザル方ノ傾キニ付キ、此際余程注意致スベキノ時期ト相成リタリ。因テ種々考案ノ上漸ク或老人ヲ依頼セシ処、承諾セラレ充分奔走周旋スベシトノ事ナレトモ、素ヨリ大町歩殊トニ何分カノ報酬アラザルニ於テハ他人ヲ使役スルコトニ付キ、自分ノ費用ニテ奔走セヨトテ依頼スル詎ニモ行カサレバ、此際何分カノ運動費ト成功ノ上ハ何程カ報酬スルトノ約束ナラサレバ、拙者ヨリ命令モ難致ニ付キ承知セラレタシ云々トテ、先方即チ奔走人ヨリノ書状ヲ差出サレタルニヨリ、老見セシニ、何レモ中村氏ノ命ナレバ奔走周旋可致旨記載之レアリ。拾中八九ハ願意貫徹致ス可ク様記載アリタルニヨリ、運動費トシテ何程位入用ナリヤ且報酬ノ額モ

何程位ナルベキヤヲ質問セシニ、中村氏ヨリ出願地総計ニテ価格何程位ナルベキヤトノ問ニ付、原野ハ地味粗悪ニシテ黒松ノ外生長セサル如キ瘠地ニ付、概算壹万円位ノモノナルベシト答エタリ。然ル処中村氏ハ運動費及報酬ノ額ハ本人工間糺シ追テ通知致スベキ旨ノ答ニ付、種々依頼ノ上引取りタリトノ説ニ付、三名ヨリ然ラハ明日ニモ中村氏工今老応問ヒ合セ呉候旨依頼セシニ、江原氏曰ク、明日中村ノ返答ヲ聞キ明後日即チ廿八日静岡工出張ノ用件モアリシニ付キ静岡ニテ会合スヘシトノ言ニ付、余等三名曰ク、幸ヒ知事ニモ面会シ本省ノ様子及知事ヨリ本省工向テ尽力呉候様依頼ノ為出岡致スベキニ付、廿八日出張ノ節ハ拙者共三名ト同道、知事ニ面会依頼呉レラレ度シト述べシニ、江原氏モ承諾セラレタルニヨリ式拾八日静岡會合ト決シ、翌廿七日一ト先ツ東京ヲ引取り帰村ノコトニ約シ、江原氏郎ヲ退キタリ。時ニ午後三時ナリ。

明治廿七年拾壹月廿七日 快晴

早朝ヨリ各々帰郷ノ順備(準)ヲナシ、午後二時小舟町ナル

旅舎ヲ出立シ三名共車ヲ駛セテ新橋停車場ニ至レバ、早  
ヤ汽車ハ西行ノ準備ヲナシ汽笛數聲、直チ二切符ヲ購フ  
テ停車場ヨリ出テントセシニ、突然江原代議士乗車セシ  
トスルニ会ス。因テ三名同室ニ入り昨日ノ勞ヲ謝シ、何  
故本日帰郷セラル、ヤヲ質問セシニ、江原氏曰ク、昨日  
直チニ中村氏エ照会ノ書狀相發候処、何分直チニ回答相  
成難キ旨ノ返辭ニ付、止ヲ得ズ明日ヲ待ツノ必用之レナ  
キニヨリ是レヨリ帰村シ、明廿八日静岡県代議士ノ会合  
ニ出席スルナリトノ説ニ付キ、然ラバ明廿八日同行スベ  
シトテ約束ヲナシ、談數刻ニ涉リシニ、早ヤ汽車ハ横濱  
ヲ越テ国府津ニ達ス。時二日ハ西山ニ没シ各車壹時二点  
灯ス。夫レヨリ瞬時ニシテ山北駅ニ達ス。爰ニテ汽灌車(西)  
ヲ取替エ箱根ノ隧道ヲ越テ、午後七時佐野原停車場ニ着  
ス。江原君始メ同道者エ暇ヲ告ケ、爰ニ下車ス。江原・  
江藤・長倉ノ三名ハ沼津駅下車ノコトニテ進行ス。余ハ  
佐野ヨリ腕車ヲ駛セテ午後八時全ク帰宅ス。

明治廿七年拾壹月廿八日 快晴ス

午前拾時參拾分佐野停車場發ノ列車ニテ静岡エ出發ス。  
沼津停車場ニ至レバ江原素六君始メ江藤・長倉ノ三名乗  
車ス。壹同々室ニテ正午拾二時五拾分静岡ニ着ス。直チ  
ニ旅宿呉服町袋屋ニ至リ昼飯ヲ喫シ、午後貳時県庁ニ出  
頭ス。是レヨリ先キ静岡県会開會ニ付、永井嘉六郎出県  
シ居レリ(永井氏ハ先キニ愛鷹山組合  
管理者ニシテ県會議員ナリ)。因テ同氏エモ打合セ  
ノ為メ議事堂エ出張シ、上京ノ模様逐一陳弁シ、永井氏  
モ同道ニテ知事室ニ至リ小松原知事エ面會シ、農商務省  
ノ模様縷述シ、今後ハ地方長官ノ周旋ニアラザレバ願意  
徹底致サ、ルニ付キ、上京ノ上愛鷹山ニ関スル一切ノ慣  
行実歴等陳情セラレタシト述ベシニ、知事ニ於テモ甘諾  
セラレ、上京ノ際ハ必ス農商務省エ出頭、山林局長及大  
臣・次官等ニモ面接シ尽力致スベシト諾サレタリ。依テ  
懇々依頼シ壹同退庁ス。時二午後三時半ナリ。

明治廿七年十一月廿九日 快晴

午前八時江原・江藤・長倉ノ三名ハ貴族院議員宮崎總

吾ノ邸ヲ訪ヒ、余ハ沼津中学校設立ノタメ県會議員室伏  
董平・永井嘉六郎ノ旅宿ヲ訪フ。後婦宿セシニ、江原氏  
外式名宮崎氏方ヨリ婦宿致シ居レリ。宮崎氏ハ病氣ノタ

明治二十九年十二月拾日付ヲ以テ左記ノ通り金岡役場  
ヨリ通知ニ付キ、同日午後八時佐野停車場発ノ汽車ニテ  
沼津杉本屋和平方エ出張ス。

メ面会セサリシ由。是レヨリ先キ宮崎總吾氏ハ現任農商  
務次官金子堅太郎ノ娘ヲ嫁女トナシ居ルヲ以テ、次

請第二九号

官工愛鷹山ノ性質ヲ懇談セラレンコトヲ依頼スルノ目的  
ニテ宮崎ヲ訪フコトニ決定セシモ、惜哉病氣ノタメ其意  
ヲ果サズ婦宿セシナリ。因テ午後二時三拾分ノ列車ニテ  
壱同婦村ス。帰路江藤・長倉・余ノ三名ニテ中学校設立  
ノ件ニ付郡役所エ出頭、郡長河目俊宗氏ニ面談、午後四  
時各々全ク帰宅ス。

愛鷹山民有引戻請願ニ係ル实地臨検トシテ、本日農商務  
屬其他出張ノ上直チニ管理村長同道ニテ西部エ向ヒ出発  
相成候ニ付キ、本書御披見次第直チニ沼津町杉本旅舎エ  
御参会相成度、特使ヲ以テ此段急報候也。

明治廿九年拾二月拾日

沼津町外拾ヶ町村組合管理

駿東郡金岡村役場印

明治廿八年以後ニ至リテハ、同年四月十一日ヲ以テ余

富岡村須山村組合村長 横山健吾殿

村長ノ職エ当選セシニ付、愛鷹山ニ関スル請願ハ江藤・  
長倉ノ式名エ全ク依托シ、余ハ一切奔走ヲ辞セシニ付キ、  
記載スヘキノ事項之レナシ。

右之通々達ニ付キ杉本和平方エ出張ス。于時午後九時  
ナリキ。江藤金岡村長、長倉片濱村長止宿ニ付キ面会候  
処、二氏曰ク、昨日県庁ヨリ通知ヲ以テ農商務屬原寅次

郎実地臨檢トシテ出張ニ付キ、実地案内可致旨ニ付キ早  
速旅装ヲ整エ沼津停車場ニ至リシニ、県属境野氏宅名ノ  
ミ下車ニ付聞札候処、東京ヨリ荷物ノ都合ニテ一車遅レ  
タリ。依テ時刻マテニ出頭スヘク云々。故ニ昨日ヨリ空  
ク滞在待居リシニ、今日午後ニ至リ漸ク原氏到着セリ。

依テ明日西部即チ富士郡境ノ見分ヲ済シ、夫ヨリ東北即  
チ葛山・千福地籍ノ臨檢ヲナシ、終テ山居牧場ノ見分ヲ  
了セン計畫ナリ。唯今原農商務屬及境野県属当舎止宿ニ  
付キ面会セラルベシト。依テ晩食ヲ喫シ三名ニテ原及境  
野兩屬工面会ヲ求メタリ。暫ク臨檢順序及出發期等ヲ協  
定シ而テ三名共退席ス。原農商務屬ハ明治廿七年十一月  
廿二日農商務省ニテ面会セシコトアリシ温和ナル年齢廿  
五六位ノ美男児ナリ。言語拳動至テ穩順ナリ。県属境野  
氏ハ一面識ナキ人ニシテ年齢凡四拾五六位ト認定セラレ  
タリ。是亦穩和ナル人物ト推考セラレタリ。午后拾二時  
三名共寝ニ付ケリ。

明治廿九年拾二月拾一日

午前七時出發ノ期ナルヲ以テ五時三名共洗面シ朝飯ヲ  
喫セシニ、早ヤ原及境野屬出發ノ用意整ヒタル趣キニ  
付キ、弁当其他ヲ用意シ腕車五輛ヲ命シ一同乗車シ、午  
前七時杉本和平方出發シ午前九時半浮嶋村大字境ニ到着  
ス。此ニ於テ一同下車シ登山ス。是レヨリ先キ本村大字  
石川森藤七郎氏エ案内ヲ依頼シ置タルヲ以テ、途中ヨリ  
同道セラレタリ。依テ森藤七郎及境常設委員某案内ニテ  
登山シ、通称江ノ尾丸見ニ至リ東西ヲ望見シ引戻ノ境界  
ヲ説明シ、正午ニ至リ弁当ヲ喫シ下山シ、再ヒ境ニ至リ  
小休ス。此ノ時浮嶋村長深沢諒平訪問セラレ原屬二面会、  
出頭ノ勞ヲ謝セラレタリ。暫クシテ一同上車シ再ヒ沼津  
杉本和平方エ帰宿セリ。当日ハ御料局静岡支庁沼津出張  
所長吉田敬義氏モ御料地境界ニ関係モアルヲ以テ同道、  
見分出張セラレタルヲ以テ、帰路一同杉本屋方ニ会合セ  
リ。于時午后四時半ニシテ太陽西山ニ没セリ。

明治廿九年十二月拾二日 晴天

午前七時發ノ列車ニテ發足スルノ見込ヲ以テ一同旅装

ヲナシ弁当其他ヲ要意シ、午前六時三十分杉本和平方ヲ  
出發シ(當日ハ富岡村千福及葛山ノ兩字ニ係ル境界及山  
況実檢ノタメ出張ナルニヨリ、前日ヲ以テ千福常設委員  
横山源次郎及案内人中野政藏工通知シ、腕車及休息所ノ  
要意ヲナサシメ置キタリ)、沼津停車場ニ到リ御料局沼  
津出張所長吉田氏ト会合シ、合計七名ニテ乗車シ佐野停

車(場)ニ下車ス。此時中野政藏人足式人ト共ニ出迎トシ  
テ出張セラレ、腕車モ要意セルヲ以テ一同乗車シ、五瀧  
館ニ至リ休息ス。暫クシテ中野政藏ノ案内ニテ、千福通  
リ字市場平ヲ經テ字小座釜ニ至リ昼飯ヲ喫ス。暫時休息  
シテ猶稗畑後口ニ至リ、雷神峠ヨリ箕洞日陰ニ至ル境界  
及葛山地籍ニ属スル本洞并二御宿・上ヶ田・金沢・葛山  
四字元共有ニ属スル場所及今里・葛山境界地等ニ付キ、  
詳細ナル質問原及境野等ヨリアリシモ一々答弁シ、猶小  
座釜等ニ付テハ絵図面及証拠物等取調差出スベシト云々  
トテ一応ノ檢分ヲ終リ、午後五時発ノ列車ニテ帰沼ノ見  
込ヲ以テ下山ス。中野政藏案内ニテ再ヒ五瀧館ニテ休息

ス。暫クシテ中野氏ニ別レ一同佐野停車場ニ至リ上車ス。  
沼津停車場ニ至レハ早ヤ黄昏ニ至セリ、夫レヨリ腰車ヲ  
駛テ杉本方工帰宿ス。此日登山セシハ原農商務屬、境野  
静岡屬、御料局静岡支庁沼津出張所長及江藤金岡村長、  
長倉片濱村長、浮嶋村森藤七郎及拙者ノ七名ニシテ、無  
事檢分ヲ了セリ。

明治廿九年十二月十三日 快晴

前日ノ如ク要意ヲナシ午前七時沼津出發、腕車ニテ金  
岡村役場ニ至リ休憩ス。暫シテ江藤村長ノ案内ニテ大字  
熊ノ堂ヨリ登山シ字高山ニ至リ小憩ス(此日登山セシワ原農  
務屬、境野静岡屬  
及御料局静岡支庁沼津出張所署吉田敬義及同所技手補山本銀太ト江藤  
金岡村長及片濱村長々倉氏并ニ拙者ト森藤七郎氏ナリ。外人足式名ナリ  
。)  
夫レヨリ請願地所々ヲ檢分シ、午後壹時ニ至リ字山居ナ  
ル牧場ニ至リ昼飯ヲ喫ス。此際請願ニ属スル件ニ付種々  
質問アリ、悉皆答弁ス。午後二時半ニ至リ同所出發、再  
ヒ熊ノ堂ニ至リ東沢田大中寺ニ於テ小憩ス。暫クシ原氏  
以下腕車ニテ沼津エ戻リ、余等四名ハ徒歩ニテ沼津杉本  
屋ニ着ス。是レヨリ先キ郡長岡本武輝ト計リ、原氏以下



ノ慰勞会ヲ開クコトトナシ置キタリ。依テ岡本郡長工帰

ス。

着ノ旨通報セシニ、郡長直チニ出張セラレタリ。然ルニ

明治廿九年十二月十四日 晴天

吉田御料局沼津出張所長宅ニ於テ、原氏ノタメ慰勞宴ヲ

午前拾時、原氏及境野氏ハ富士郡大石寺御料地檢分ト

開クノ準備ナルヲ以テ、同氏ハ先キニ同所エ出張セラレ

シテ出発セラレタリ。愛鷹山引戻ニ付テハ三四箇条ノ質

タルニヨリ、郡長ヨリ郡書記小出定富氏ヲ遣ハシ、原氏

問書ヲ発セラレ、当月廿五日頃マテニ県庁マテ差出ス

以下ヲ沼津港橋畔浮影樓ニ招待ス。此夜会スルモノ原農

ベキ旨談示アリタリ。其節ノ質問中重ナルワ、御料林即

商務属、境野県属、吉田出張所長、同山本技手補及岡本

チ山八合以上ト引戻請願地ト明瞭ナル絵図面差出シ方申

郡長、小出郡書記、江藤浩藏、長倉計吉、森藤七郎及拙

付ケラレタリ。他ノ質問ハ簡易ナルニヨリ江藤氏エ一任

者ト金岡村収入役岡田芳郎トナリ（岡本郡長ハ先キニ内

セリ。御料地及請願地等ニ付テハ重大ノ關係アルニヨリ、

務省地理局庶務課長勤務セシニ付キ、原属トワ至テ熟懇

実地臨檢ノ上絵図面調製ノコトニ相談シ、来ル拾九日マ

ナルヲ以テ大ニ都合ヲ得、原氏モ悦テ来席セラレタリ。

テニ絵図調製ノコトニ相定メ、拾六日着手、西部ヨリ順

一同着席、配膳トナリ酒杯トナリ、暫クシテ妓三四名ヲ

次檢分相定メ候事ニ取極メ、悉皆江藤・長倉ニ相托シ午

招キ大ナル宴場トナリ、原氏以下モ十二分ノ酣ヲ尽シテ

后帰宅セリ。今回原氏ノ見分ニ付テハ極好都合ニテ、郡

退散セラレタリ。此ノ宴会ハ郡長ヨリ原氏以下ノ慰勞ト

長ノ知己ナルヲ以テ万事郡長ヨリ依頼呉候ニ付、十中八

名テ開キシモ、其実請願者ニ於テ為シタルモノニ付キ、

九八願意徹底スベキ模様ナリシ。是レヨリ先キ十一月五

費用ハ悉皆管理村長ニ於テ支弁シタリ。此費額ハ凡廿五

日静岡ニ於テ静岡県及愛知県・三重県・山梨県四県聯合

六円以上ト見積ラレタリ。此夜一同杉本屋工引取り宿泊

東海農大会ニ付キ、農商務大臣榎本武揚氏来岡セラレタ

ルニヨリ、翌六日郡会ノ終ヲ以テ江藤・長倉及拙者ノ三名ニテ静岡大東館工訪問セシニ、農務局長藤田四郎ノ紹介ニテ大臣ニ面会、引戻ニ関スル件陳述セシニ、委細承知ニ付キ秘書官ニ申述ヘラレタキ旨ニ付、同官早川鉄次氏ニ面会、充分実地検分ヲ請求セシ処、同氏モ大ニ検分延引セシヲ咤(詫)ヒ帰京後早速検分トシテ出張致サセ申スベシト契ヒタリ。依テ今回至急ノ臨檢アリタルモノト信ス。

明治廿九年十二月拾九日

江藤氏ヨリ絵図面調製上ニ付キ出頭呉候旨通知ニ付出張、今里境ヨリ雷神峠及箕洞日陰ニ至ル分明細指図ノ上、午后帰村セリ。同廿日江藤・長倉兩人ニテ絵図面及外証摺類持參県庁工出頭セシモ、原属・境野氏等遠州御料地検分トシテ出張セラレタル趣ヲ以テ不在ナリシニヨリ、外係員ニ頼置キ帰村セラレタルヨシ。爾來同人等ニ依頼置キタルニヨリ、同人等數回上京督促セラレタル由。

明治三拾年三月廿三日

箱根湖用水告訴事件ニ付、小泉村長菅沼佐太郎、泉村

長服部大誦及拙者ト三名ニテ東京控訴院工出張ノ節、当日休暇ニ付、衆議院議事傍聴トシテ出頭セシニ、偶々傍聴席ニ於テ原農商務属ニ面会セシニヨリ引戻ノ件督促セシニ、同氏云ク、議會閉会後ハ早速許可ノ手續キ取運ヒ可申云々ト申サレタリ。依テ議院内ニ於テ別ヲ告ケタリ。

同年四月ニ至リ農商務大臣榎本武揚氏退職シ大隈外務大臣兼任トナリ、同月中静岡県知事小松原英太郎長崎県工転任セラレ、埼玉県知事男爵千家尊福本県知事トナリタルニヨリ、五月五日ヲ以テ江藤・長倉兩人必至トナリ運動シ、新大臣大隈伯ニ面会旁督促トシテ農商務省工出頭セラレタリ。

明治三拾年七月二日

夜ニ至リ江藤金岡村長ヨリ特使ニ付キ披見スルニ、御料本局ヨリノ命令ニ付キ、沼津出張所長吉田敬義外壱名愛鷹山見分トシテ出張ニ付、直チニ佐野停車場前服部屋

迄出張呉候旨ニ付、夜ヲ冒シテ常設委員中野政藏同道、服部方ニ出頭セシニ、沼津出張所長吉田敬義、沼津分担区受持手下田徳次郎氏式名ト江藤・長倉ノ式名及御料局巡邏桃園字大石角平ノ五名ニシテ、西部富士郡界ヨリ登山シ壹日ノ夜山居牧場工宿泊シ梅之木沢ヨリ当地ニ来リタル旨ナリ。依テ翌日三日千福・葛山ノ境界ヲ調査スル旨ナリトノコトニ付キ、服部氏方エ弁当其他ノ用意ヲ命シ、夜拾時帰宅セリ。

明治三十拾年七月三日 晴天

昨日ニ引続キ沼津出張〔所〕長一行、千福ニ来リ拙宅ニテ小憩ヲナシ、夫レヨリ新塚ニ至リ境界ヲ調べ、雷神峠ヨリ今里境ヲ遠見ニテ見分ヲ終リ、午后五時拾七分ノ佐野発列車ニテ沼津工戻ラレタリ。此夜拙者ハ出頭セス。江藤・長倉ノ両氏所長ト共ニ帰沼セラレタリ。此日登山〔山〕セシワ、境界案内トシテ千福常設委員中野政藏外人足式人及葛山常設委員芹沢孝三外名ナリ。

明治三十拾年七月四日 天氣

此日ハ幸イ日曜ナリシヲ以テ昨日ノ打合せトシテ出沼ス。沼津郡役所ニテ江藤・長倉ノ両氏ニ会シ、郡長岡本武輝氏ヲ訪問シ昨日調査ノ結果ヲ報告シ、夫レヨリ吉田出張所長ノ一行ヲ慰勞センタメ、湊橋畔ナル浮影樓工郡長ノ名義ニテ吉田出張所長及技手補老名ヲ招待シ酒宴ヲ張り、各々甘ヲ尽シテ午后拾時退散ス。此日吉田所長及技手補ニ充分尽力願意徹底スルコトニ依頼セシニ、各受諾セラレタリ。依テ拙者ハ杉本和平方ニ宿泊シ翌五日帰宅ナシタリ。

明治三十拾年拾月九日

突然山居牧場ヨリ使者ヲ以テ、御料局技師愛鷹山見分トシテ出張ニ付宿泊所注意スベキ旨、金岡村役場書記植松久次ヨリ来状ニ付、直チニ五竜館エ命ジ、案内人トシテ常設委員中野政藏、人足壺名ヲ登山セシメタリ。此ノ日拙者ハ、榮橋洪水ノタメ落橋セシニ付キ、修繕ニ付協議ヲ要スルニ付、登山セス。夜ニ入り老行ノ旅〔憑〕偶佐野停車場前服部大八方ヲ訪問シタルニ、御料局静岡支庁技師

野呂某、同局沼津<sup>(出)</sup>支張所長吉田敬一及同所技手補下田徳次郎ノ三名ト江藤金岡村長及長倉片濱村長隨行セリ。夜中登山ノ準備ヲナシ帰宅セリ。

明治三十年拾月拾日

野呂技師一行ト登山シ、葛山・千福ノ元入会地タリシ雷神峠ノ附近ヲ字新塚ニ於テ遠望シ、一々図上ニテ質問アリ。下田技手答弁アリ。夫レヨリ字稗畑後ロニテ昼飯ヲ喫シ、葛山人民惣代ニ会合シニケ村入会地タリシ沿革ヲ説明シ、午后四時頃下山ス。野呂技師一行ハ江藤村長ノ案内ニテ直チニ沼津ニ出頭セリ。此日登山セシハ野呂技師、吉田所長、下田同所技手補、大石巡邏及江藤・長倉ノ兩村長及拙者・中野政藏・芹沢孝三・市川仲藏、人足トシテ市川喜代作・西嶋元作ノ兩名ナリ。此一行ハ御料局最終ノ見分トシテ本局ヨリ派遣セラレ、西部ヨリ巡<sup>(類)</sup>次見分セラレ、此見分ノ復命ニヨリ下戻許可アルベキノ模様ナリシナリ。

明治三十一年拾月拾五日

突然江藤金岡村長ヨリ特使ニテ、引戻一条ニ付キ本日  
上京候ニ付、出京ノ見込ヲ以テ沼津郡会堂工参会セヨト  
ノ急報ニ付、午前拾時時出發、沼津会堂ニ至レハ原町外  
拾ヶ町村組合会開会ノ当日ナリシヲ以テ議員集合セリ。  
依テ長倉村長ニ面会、引戻一件ヲ質問シタルニ、先般來  
江藤村長ト屢々上京、局長及宮内次官等ニ面接請願致シ  
置タル結果、江原氏ヨリ至急上京セヨトノ電報ニ付キ、  
江藤氏ハ今朝出京セリ。依テ該件ハ今回方針ヲ一變シ扨  
下ノ事ニ指図アルニヨリ、組合會議員惣代トシテ高野義  
長及拙者兩名エ出京ヲ乞イ度云々。依テ高野及拙者ハ沼  
津ヨリ午後四時拾七分ニテ出京ス。長倉氏ハ會議ヲ了シ  
午後六時三十分ニテ出京ス。日本橋区小舟町靜岡<sup>(屋)</sup>ニ  
至レハ江藤氏待チ居レリ。依テ一同明拾六日江原氏ヲ訪  
問スルコトニ決定セリ。

明治三十一年拾月拾六日

午前江藤・長倉・高野及拙者ノ四名ニテ麻布烏居坂ナ

ル江原氏ヲ訪問セリ。江原氏授業中ナルヲ以テ暫時休息ス。時偶々政界大変革ノ時期ナルヲ以テ、政黨員及新聞社員等江原氏ヲ訪問セルモノ幾千ナルヲ知ラス。午後一時ニ至リ漸ク面談ス。江原氏曰ク、先般局長岩村氏ニ面会シタル際、同氏ノ言ニ民有引戻トシテハ他県ニモ其例少ナカラス。依テ他ニ影響スルノ恐れアルニヨリ、前ノ意旨ヲ変更シテ払下ケヲ為スニ決シテハ如何。払下ケニ於テハ明治十六年牧場貸渡ノ際約束モアリテ、既ニ払下ケノ性質ヲ有スルモノニ付キ、払下ケト為スニ於テハ敢テ他県ニ於テ云々スルノ要ナシ。価格モ既ニ拾六年度ニ於テ約束ノアルアリ云々トノ主旨ニ付、願意変更セラレテハ如何ト懇切ナル諭示ニ付キ、拙者共ニ於テハ、本組合中千福・葛山ノ二字ノ如キワ牧場拝借地ニ關係ナキニヨリ払下ケヲ乞フノ手續ナキニヨリ、牧場拝借地ニ含有セシメ払下ケニ相成ルニ於テハ<sup>(案)</sup>意存ナキモ、若此二字ヲ格別トナスニ於テハ何分賛成ヲ表スル能ハス。其辺如何ト質セシニ、江原氏曰ク、此ノ点ニ付テハ局長ニモ申談

チ置キタルニヨリ精々尽力、同時ニ処分相成ル様尽力スベシトテ、局長ヨリ示サレタル払下ケ許可ニ属スル図面ヲ示サレタリ。依テ一同其図面ニ付キ討議ノ上、猶為念局長エ相談ヲ乞フ旨依頼シ、江原氏承諾セラレタルニヨリ江原氏ヲ去リ、午後三時牛込区早稲田ナル高橋琢也氏ヲ訪問ス（此ノ高橋氏ハ前内閣中山林局長ヲ勤務シ今御料局顧問トシテ御料局ニ勢力ヲ有スル人ナリ）。在宅ナリシニヨリ面会ノ上御料局方針及許可ノ模様ヲ質問シタルニ、同氏曰ク、目下ノ景状下戻ハ急速ニ処分六ツケ敷カルベシ。併シ払下ケト為スニ於テハ拾六年ノ約束モアルニヨリ急速処分相成ルベシ。仮令払下ケト為スニシテモ拾六年度貸下ケ以外ノ境界外ハ六ツケ敷ルベシ。且千福・葛山ノ二ケ字ノ分ハ元貸下外ナルニヨリ、同一払下ハ不都合ナルベシ。旧拝借ニ属スル分ト区分シテ払下出願セハ、或ハ詮議相成ルベシトノ意旨ニ付キ、当方ノ意旨ハ仮令拝借外ト雖モ引戻出願地ナルニヨリ、尙通ノ願書ニ付キ処分ヲ希望スルニヨリ、此点ニ付キ尽力ヲ望

ム旨陳述セシニ、同氏曰ク、尽力ハスベシト雖モ一通ニテハ到底六ツケ敷カルベキニ付キ二通ニ区分セヨトノ諭示ニヨリ、一同其意ヲ諒シ帰宿セリ。

明治三十一年拾月十七日

早天江原氏ヲ麻布ノ邸ニ訪問シ、昨日高橋氏ニ面会シタル顛末ヲ報シタルニ、江原氏曰ク、然ラハ本日はレヨリ岩村局長ヲ訪問シ猶処分方ノ協議ヲ為スベキニ付、夕刻来ラレタシ云々トノコトニ付キ、一同退出、猶午後五時ニ至リ再ヒ江原ヲ訪ヒタルニ、江原氏ニワ岩村局長ヨリ帰宿シタル儘ナリトノ言ニテ、江原氏ヨリ局長ノ様子ヲ述テ曰ク、高橋氏ノ意見ノ通り千福・葛山ニ属スル分ハ格別ニ願書差出スベシトノコトニ付キ、明日ニモ願書差出スベキ旨ニ付、再慮熟議ノ上願書提出スベキ旨答、一同帰宿セリ。

明治三十一年拾壹月拾八日

前日高橋琢也氏ノ示命ノ如、払下ト願意ヲ変更スルコトニ決定シ、願書ニ着手シ左記ノ通願書ヲ製シ、管理者

タル江藤・長倉ノ命議ニテ前ノ引戻願書ト引替ノコトニナシ、終日願書作製ニ係リタリ。

御料地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料六千五拾壹町六反四畝五歩ノ内一原野地反別凡參千町歩

此地代金四千五百円也

但 志町歩ニ付素地代金志町五拾銭

右御料地原野ノ義ハ、明治拾六年七月農商務省静岡山林事務所ニ於テ明治十六年ヨリ同三拾五年迄二十年期牧場地トシテ御貸与相成、当時組合ニ於テハ牧畜事業ニ不熟練ナルニ付キ当局技師ノ指揮ヲ受ケ、爾来専心一意業務ニ従事仕、拾数年一日ノ如ク動物ノ繁殖ヨリ植樹開墾等ニ至ル迄逐次拡張仕、目今ニ相成候テハ積年ノ經驗ヲモ相重ネ候タメ事業成頓仕、完ク維持ノ方法相立候。就テハ未タ御貸与年限中ニワ有之候得共、前蹟ノ事実ニ御座候間、予テ拝借当初ニ御定メ被成下置候素地代価ヲ以テ、前記ノ原野此際御払下御許可ノ恩典ヲ仰キ組合数万ノ臣

民安堵ヲ得セシメラレ度、付テハ本出願地ハ当初拝借区域ノ全部ニ有之候ニ付、他日其反別ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上間敷候間、此段奉願上候也。

明治三十一年十一月 日

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏

同 郡片濱村長 長倉計吉

御料局長男爵 岩村通俊殿

御地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地ノ内千福・葛山両字地先ニ属スル分

一原野地反別百五拾町歩

此代金參百円也 但壱町歩ニ付金貳円也

右御料地ノ義ハ既ニ民有引戻トシテ出願仕候通、民有土地ノ証拠モ明確仕、且又其以前明治九年改租御施行後ト雖モ古來慣行証蹟ニヨリ民有地トシテ明治拾三年迄完ク

入会進退仕居候。其後何等ノ理由モ御示シ不相成、民有<sup>(置)</sup>

ノ証拠アルニモ不係、俄然官地ニ御編入相成、入会組合人民ハ悲嘆ニ堪エス、直チニ当該官庁ニ向テ屢御処致ノ不当ナルニ付キ民地ニ据置出願仕候。然ルニ明治十六年

同御料地原野三千町歩拝借出願ノ当時ハ、右原野ニ於テハ既ニ据置出願中ノ故ヲ以テ遂ニ拝借地原野參千町歩ノ出願ニ加エサルコトニ相成候。其後明治拾九年ニ至リ官

懇口ニ諭示セラレ旁以テ右ノ原野拝借御許可ニ相成、爾來開墾植樹ニ専ラ従事仕居候。然ルニ今般御貸与原野三千町歩ニ於テハ略素地代価ヲ以テ御払下ニ可相成恩典ヲ

仰クニ至ルベキモ、本組合ノ内独リ千福・葛山ノ兩大字ニ在リテハ、本願地原野ニ対スル民有ノ証蹟モ存在仕、

加フルニ拝借当初ヨリ開墾植樹ノ事業モ大ニ拡張仕候狀況ニシテ、今日御払下ノ恩典ヲ仰ク能ハサルハ、實ニ同

一組合ニ在リテ甚タ休戚ヲ異ニ仕候間、前陳ノ事實御洞

察被成下、破格ノ御詮議ヲ仰キ、右様ノ原野地記載ノ代

金ヲ以テ御払下被成下度、此段奉願上候也。

明治三十一年十一月 日

駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

同 郡金岡村長 江藤浩藏

同 郡金岡村長 江藤浩藏

同 郡片濱村長 々倉計吉

同 郡片濱村長 々倉計吉

御料局長男爵 岩村通俊殿

御料局長男爵 岩村通俊殿

御料局長男爵 岩村通俊殿

明治參拾壹年拾壹月十九日

右願書ハ組合会ノ承諾ヲ要スルニヨリ一ト先ツ婦村ト  
決シ、同会ノ決議ニヨリ進達スルコトニ相定メタリ。依  
テ尚旧引戻願書及証拠類共下付方儀、左記ノ通申請スル  
コトニ極メタリ。

午前拾時高野義長・江藤浩藏・長倉計吉及拙者四名旅  
装ヲ整エ出發シ、新橋停車(場)ニ向テ腕車ヲ駛ス。途中  
日本橋通壹丁目松葉方ニテ岡本駿東郡長ニ面會シ、夫レ  
ヨリ新橋ニ至リ全ク婦村ス。午後六時佐野停車場ニ着シ、  
各々別ヲ告ケ帰宅ス。

民有引戻願書御下願

明治三拾壹年十二月拾五日

一 今般局長殿ノ御指示ニヨリ別紙出願之通愛鷹山御料地  
御払下御許可相成候上ハ、御指令書御下附ト同時二本  
地ニ対スル民有引戻願書、古書類共悉皆御下戻被成下  
度、此段奉願上候也。

明治三十一年十一月 日

江藤金岡村長、々倉片濱村長兩人東京日本橋小船町靜  
岡屋ニテ、土地台帳及絵図面持參直チニ上京スベシトノ  
打電、午後八時到着セシニヨリ、直チニ中野政藏・西嶋  
寅藏ノ兩人ニ命シ、夜中村長湯山庄作宅エ出頭セシメ土  
地台帳ノ借受ヲ請求セシメタリ。然ルニ湯山村長ハ公簿



二付キ貸与出来セサルニヨリ、持參ノ上明日上京スベシトノ答エナル旨ニテ、西嶋・中野兩人帰宅セラレタリ。依テ明拾六日壱番列車ニテ上京ト定メ一同退散セリ。尤モ江藤・長倉エハ明日上京スル旨、返電ヲ發シタリ。

明治三十一年拾二月拾六日

午前七時上京ノ用意ヲナシ佐野停車場ニ至レハ、湯山村長待チ居タルニヨリ、同車シテ正午新橋ニ着ス。夫レヨリ途中昼飯ヲ喫シ、小船町ナル静岡屋ニ至レハ江藤・長倉ノ兩人在宿ナリ。依テ台帳及図面ノ必要ヲ糺シタルニ同人等曰ク、昨日御料局エ出頭セシニ、江崎技師ノ意見ニ千福・葛山地籍ニ属スル分反別ヲ列記シ繪図面ヲ添付スベシトノ命令ニ付、台帳ト繪図面ノ必要アレバナリトノコト。右ニ付、湯山村長ヨリ台帳ニテ各地目ト反別ヲ取調謄写シタリ。依テ願書ヲ調製シ明日御料局出頭スルコトニ定メ、願書ニ着手シタリ。

明治三十一年十二月拾七日

湯山村長ハ要件済ミナルヲ以テ午前拾時ニテ出發、帰

途ニ付ク。午後壱時ニ至リ江藤・長倉及余ト三名ニテ赤坂離宮内ナル御料局ニ出頭ス。正門ニ至リ名刺ヲ通シ江崎技師ニ面会ヲ求ム。暫クシテ給仕ノ案内ニテ楼上応接所ニ至リ江崎技師ニ面接ス。依テ調製ノ図面ト願書ヲ江崎氏ニ示セシテ、江崎氏曰ク、葛山地先キノ分ハ払下許可ナルベキモ、千福地先キワ少ク詮議六ヶ敷カルベシ。

既ニ御料局ニ於テ許可スベキ分ハ確定致シ居レリトテ、愛鷹山全図ヲ持來リ許可スベキ分ト世伝御料地ト色分図ヲ示セラル。其図ニヨルトキワ千福地先キノ分ハ世伝御料地ニ編入セラレ居レリ。依テ種々同一地籍ニシテ世伝御料ニ非サル旨ヲ陳述ス。然ルニ江崎技師ハ尚千福・葛山ノ筆分反別調ヲ持參シ、葛山ノ分合計貳百七拾貳町余、千福地籍ノ分百拾八町余ノ処、葛山分ハ此際払下ノ方針ナルモ、千福地籍ノ分ハ何分詮議致シ難キニ付キ再考ヲ求ムトノ意見ニ付キ、然ラバ局長エ篤ト理由ノアル処ヲ陳述相談セラレタシト弁明ス。江崎氏曰ク、本日ハ局〔長〕病氣出局ナキニヨリ來ル廿日出頭セラレタシ。篤ト

相談シ置クベシトノコトニ付、愛鷹全図ヲ借受ケ急写ノ上、一ト先ツ旅宿工立戻リタリ。其図面ニヨルトキワ、全ク千福地先キノ分ハ世伝御料地トシテ青色トナシ、葛山地先キノ分ハ許可ノ分トシテ茶褐色ヲ付シ、従前牧場拝借ノ分モ同様許可ノ着色ヲ為シアリタリ。依テ旅宿ニテ製図ヲナシタリ。

明治三十一年十二月十八日

本日八月曜日テ局長出頭ナキ旨ニ付キ、一同宿元ニテ図面ノ調製ヲナシタリ。当時偶帝國議會ニテ地価修正地租増徴問題ノ討議中ナリシヲ以テ、地価修正駿東郡地主惣代トシテ湯山壽介上京同宿セリ。田方郡惣代トシテ田中島雄・小永井治郎平ノ忒氏モ同様上京セリトテ、訪問セラレタリ。午後二至リ富士郡代議士伊達文三、田方郡代議士大村和吉郎モ来訪セラレ、数人ノ同席ニテ終日討論ニテ終レリ。夜ニ入り再度田中・小永井兩人来訪セラ

ル。  
明治三十一年十二月十九日

午前拾時湯山壽介氏ハ要件落着ノ故ヲ以、帰途ニ付ク。江藤及余ハ願書及図面ノ調製ニ着手セリ。長倉氏ハ地価修正ノ要件ニテ自由党本部へ出頭セリ。午後二至リ岡本駿東郡長来訪セラレ扨下ノ件質問アリ。依テ岡本郡長ヨリモ尚千福地先キノ件ニ付キ江崎技師及高橋御料局顧問官ニモ請求呉候筈ニテ、午後二時頃退席セラレタリ。

明治三十一年十二月廿日

午前八時江藤・長倉及余ト三名ニテ赤坂離宮ナル御料局ニ出頭ス。門前ニ至レハ江崎技師ニ会遇ス。依テ正門ニテ暫ク待チ居タルニ給仕来リテ案内ス。依テ三名楼上ノ応接室ニ至ル。暫クシテ江崎技師来リテ曰ク、先日來申置キノ千福地先キノ件、局長ニモ相談遂ケタルモ、前日来陳述ノ通り世伝御料ニ付キ何分詮議及ビ難シ。若シ強テトノ嘶ナレバ、全体ノ指令ヲ延期シ帝室經濟会ヲ開キ其上ニテ可否決定処分スルニ付キ、夫レマテ猶予スベシトノコトニ付キ、夫レニテハ大ニ差支候ニ付キ、止ム得ス千福地先キノ分ハ今日地租モ上納シ且土地台帳モ民

有トナリ居ル場所ニ付、此際同時ニ許可ナラサルニ於テハ甚タ其理由ヲ解セズトテ、明治十三年民有地ノ指令ヲ示シタルニ、江崎技師モ大ニ驚キ同氏曰ク、江原素六先生ヨリ先般来右様ノ意見モアリタルニヨリ、静岡支庁及沼津稅務署等取調タルニ、御料地ニシテ人民ニテ納租致シ居ル場所更ニナキ旨回答アリタルニヨリ、如此理由ナシトテ縷々弁解セラレタルニヨリ、古書類及指令ノ全部ヲ示シタリシ。同技師モ尚驚嘆シ是非当分指令及古書類借受ケタシト申述アリ。依テ一兩日位ナレバ貸与スベシトテ請書ヲ徴シ貸与シタルニ、稍々暫クシテ局長トモ尚相談シタルニ、局長ニ於テ面談ナシタキニヨリ暫ク待チ呉レトノコトヲ述ラレタリ。暫時ニシテ局長室ニ案内セラル。三名共江崎技師ノ案内ニテ出頭ス。岩村局長曰ク、江崎技師ヨリ逐一承知セシカ、御料地ノ内世伝御料ノ分即チ千福地先キノ分共此際許可ナシ呉レトノ意ナルカ如キモ、世伝御料ニ付テハ岩村一己ノ取計ニ往カヌ。皇室典範ノアルアリ。勢イ經濟会ノ結果ニ非サレバ処分ナシ

難シ。依テ江原氏エモ其旨述ベ置キタルニヨリ、此際ハ先以テ千福地先キヲ除キ出願スベシ。然ラサルニ於テハ全部經濟会決了<sup>(結)</sup>マテ延期スルヨリ外ナシ云々ト懇論セラレ、且図面ヲ指適<sup>(摘)</sup>シ説明アリタルニヨリ、種々事情ヲ陳弁ナシタルモ其功ナキニヨリ、何レ熟考ノ上江崎技師エ返答スベキ旨ヲ述ベ、三名共局長室ヲ去リタリ。而テ三名応接室ニ於テ數<sup>マ</sup>時間協議ヲ為シタルニ、千福地先キノ此際払下ントスルニワ拜借地三千町歩及葛山地先キノ分延期トナリ、三千町歩及葛山地籍分払下ケニスレバ千福地先キ分殘地トナリ、三名<sup>(進退)</sup>身体茲ニ谷マリシモ、江藤・長倉兩氏ハ強テ千福地先キヲ他日ニ譲リ、此際三千町歩ト葛山地籍ヲ払下クルニ如カズト論弁セリ。余ハ独り其不可ナル理由ヲ弁セシモ、如此極論スルニ於テハ勢イ組合ヲ解イテ千福・葛山ノミ单独ニナラサルヲ得サルニ<sup>(踏)</sup>蹈リ、實ニ數年ノ熱望タル民有請願ノ死活問題ニシテ、余モ此問題ニワ腦裡ヲ痛メタリ。然ルニ局長モ最早退局ノ時間ニ迫リタルニヨリ、意ヲ決シテ百年ノ長計ヲ立テン

トシテ江藤・長倉ノ説ヲ賛成シ、千福地先キヲ除キ願書ヲ提出スルコトニ確定セリ。依テ江崎技師ニ其意ヲ通シタルニ、江崎氏モ大ニ同情ヲ表サレタリ。直ニ局長工其旨ヲ江崎氏ヨリ伝言セシニ、局長モ亦同情ヲ表サレタリ。依テ葛山地先キニ係ル分払下代備ニ付キ、壹町歩貳円ニテ払下許可ナルベキ旨ニ付キ、三千町歩同様壹町歩ニ付壹円五十錢ニテ許可セラレタキ旨、強テ請求シタルニ、江崎技師及局長相談之結果、壹円八十錢マテニテ払下ケベキ旨命令アリタルモ、猶其意ニ服セズ強請セシニ、局長曰ク、葛山地先字箕洞日蔭ノ分ハ数万ノ立木モアルアリ。壹円八十錢ニテハ廉価ニ付キ、是非ニ彼是強請セズ承諾呉レト懇諭アルニ付キ、止ムヲ得ス余モ承諾ナシタリ。然ルニ局長ニワ大ニ円満ニ相談纏リタルヲ悦ヒ、満足ナル旨ヲ伝エラレタリ。依テ明日書面提出スルコトニ相定メ、江崎氏ノ指揮ヲ受ケ草稿ヲ作り、午後五時頃<sup>マ</sup>御料局ヲ退出シ旅宿ニ戻リタリ。如此相談相決シタルヲ以テ、先キニ江崎氏ニ貸与セル千福地先キニ係ル旧指令

及古書類ハ、江崎氏ヨリ悉皆返付セラレタリ。

明治三十一年十二月廿一日

午前ヨリ願書調製ニ着手シ午後四時漸ク整頓シタルヲ以テ、三名携帶御料局ニ至リタルニ、最早退局時間後ナルニモ不拘江崎技師在局ニ付キ、左ノ願書ヲ提出シ至急指令アリタキ旨陳述シタルニ、江崎氏モ精々尽力、來ル三十二年壹月早々許可指令スベキ旨答エラレ請取ラレタルヲ以テ、三名夜ニ入り旅宿ニ立戻リタリ。願書写左ニ

御料地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地凡反別六千貳百五拾町歩ノ内  
一原野反別凡參千町歩

此地代金四千五百円也

但壹町歩ニ付素地代備金壹円五拾錢

右御料地原野之義ハ、明治十六年七月農商務省静岡山林事務所ニ於テ明治十六年ヨリ同三十五年迄貳拾ケ年季牧場地トシテ御貸与相成候箇所ニ有之候処、当時組合ニ於

テハ牧畜事業ニ不熟練ナルヨリ当局技師ノ指揮ヲ受ケ、

千福・葛山地籍ニ属スル分写

爾来専心一意業務ニ従事仕、拾数年一日ノ如ク動物ノ繁

御料地御払下願

殖ヨリ植樹開墾等ニ至ルマテ逐次拡張仕、目今ニ相成候

駿河国駿東郡愛鷹山御料地六千弍百五拾町歩ノ内

テハ積年ノ経験ヲモ相重ネ候為、事業成頓仕完ク維持ノ

一反別弍百七拾弍町壹反弍畝歩

法方相立候。就テハ未夕御貸与年限中ニワ有之候得共、

内訳

前頭ノ事実ニ御座候間、予テ拝借当初ニ御定メ被成下置

小字八合反別 拾八町七畝六歩

候素地代価ヲ以テ、前記ノ原野此際御払下御許可ノ恩典

小字八合反別 壹町四反四畝廿五歩

ヲ仰キ組合数万ノ臣民安堵ヲ得セシメラレ度、就テハ本

小字須釜人反別 参拾四町三反六畝五歩

出願地ハ当初拝借区域ノ全部ニ有之候ニ付、他日其反別

小字高山反別 壹反六畝拾六歩

ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上間敷候間、此

小字中尾反別 六拾六町弍反五畝廿三歩

段奉願上候也。

小字箕洞日蔭 六拾六町弍反三畝四歩

明治三十一年十二月十日

小字箕洞日蔭 拾六町九反三畝五歩

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

小字中ソリ反別 拾町壹反弍歩

駿東郡金岡村長 江藤浩藏印

小字南山反別 四拾参町壹反廿八歩

同

小字スカネ沢反別 拾五町四反四畝六歩

同 郡片濱村長 々倉計吉印

此地代金四百八拾九円八拾壹錢六厘

御料局長男爵 岩村通俊殿

但壹町歩ニ付一円八十錢

右御料地之義ハ既ニ民有引戻トシテ出願仕候通、古來之慣行証蹟ニヨリ民有地トシテ入会進退仕居候モノニ候処、明治八年中俄然官地ニ御編入相成候タメ入会組合人民ハ悲嘆ニ堪エス、直チニ當該官庁工民地据置キノ義出願シタル次第ニ有之。現ニ明治十六年中愛鷹山御料地之内參千町歩ノ拝借ヲ出願シタル當時ニ於テモ、該原野地ハ民有ニ据置キノ出願中ナリシニヨリ、其拝借区域内ヘ加工アリシ義ニ有之候。其後民有据置キノ出願ハ不許可ニ相成候ニ付、不得止該原野之内幾分部<sup>ト</sup>ノ拝借ヲ出願シ御許可相成、爾來專心一意開墾等ニ従事仕居候。然ルニ今般參千町歩ノ拝借区域内ハ素地相当代価ヲ以テ御払下相成恩典ヲ仰クニ至ルベキモ、本組合ノ内独り千福・葛山ノ兩大字ニ在リテハ、該原野地ニ対スル民有ノ証蹟モ存在シ居リ且ツ拝借以來開墾等ノ事業モ大ニ擴張仕候狀況ナルニモ不拘、今日御払下ノ恩典ニ浴スル能ハサルコトニ相成、實ニ同一組合ニ在リテ甚タ遺憾且ツ困難ノ実情有之ノミナラス、該原野地ハ參千町歩之区域内ト同一ノ性

質ヲ有スルモノニ候間、何卒事情御洞察ノ上破格之御詮議ヲ以テ、該原野地ヲ前蹟ノ代金ニテ御払下被成下度、尤モ本出願地ハ前記各小字ノ全区域ニ有之候ニ付、他日其反別ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上聞敷候。仍テ図面相添工此段奉願上候也。

明治三十一年十二月十日

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村〔組合〕管理者

駿東郡金岡村長 江藤 浩 藏 印

同 片濱村長 々 倉 計 吉 印

御料局長男爵 岩村通俊 殿

(図面芟葉添付ス)

參千町歩ノ拝借区域内ハ素地相当代価ヲ以テ御払下相成恩典ヲ仰クニ至ルベキモ、本組合ノ内独り千福・葛山ノ兩大字ニ在リテハ、該原野地ニ対スル民有ノ証蹟モ存在シ居リ且ツ拝借以來開墾等ノ事業モ大ニ擴張仕候狀況ナルニモ不拘、今日御払下ノ恩典ニ浴スル能ハサルコトニ相成、實ニ同一組合ニ在リテ甚タ遺憾且ツ困難ノ実情有之ノミナラス、該原野地ハ參千町歩之区域内ト同一ノ性

(右願書ニ添付差出シタル書面写)

今般別紙ノ通、愛鷹山御料地ノ内曾テ牧場トシテ御貸下相成候箇所及千福・葛山地先キニ係ル御料地共御払下ノ義出願候ニ付テハ、右御許可相成候上ハ御指令書御下付ト同時ニ、本地ニ対スル民有引戻願書古書類共御下付被

成下度、然ル上ハ将来愛鷹山御料地ニ関シ貴省又ハ他ノ  
官庁ニ向テ民有引戻等ノ請願要求等仕間敷ハ勿論、右ニ  
関係ノ書類ハ其現存セルモノト将来新ニ発見スルモノト  
ヲ問ハス、総テ無効ト御視認相成当然ノ義ト相心得可申  
候。依テ此段奉願仕候也。

明治三十一年十二月拾日

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤 浩 藏 印

同 片濱村長 々 倉 計 吉 印

御料局長男爵 岩村 通俊 殿

右写之通願書三通江崎技師エ相渡タルニヨリ、唯指令  
ヲ待ツノミナリシニヨリ、一ト(先)帰省ト相決シタリ。  
明治三十一年十二月廿二日

午前拾時旅装ヲ整ヒ江藤・長倉・余ノ三名ニテ静岡屋  
ヲ発足シ、日本橋通壺丁目松葉屋へ岡本郡長ヲ訪問シ、  
夫レヨリ新橋ニ至リ乗車、帰途ニ付ケリ。午後三時佐野

停車場ニ着ス。一同別ヲ告ケ全ク帰宅ス。

明治三十二年三月廿日

愛鷹山払下願許可指令相成タルニ付、其為協議ヲ要ス  
ル件有之ニ付、午前拾時駿東郡役所エ出頭スベキ旨、江  
藤管理村長ヨリ昨拾九日夕刻通知ニ付キ、正午拾二時列  
車ニテ沼津エ出頭ス。直チニ郡役所ニ出頭、江藤村長ニ  
面会ス。此日会スルモノ関係組合内各村長及組合会議員  
トシテ高野義長、有志者トシテ永井嘉六郎外数名ナリ。  
江藤村長ハ一同ニ向テ、数年ノ願意貫徹シ別紙ノ如ク許  
可指令ナリタル旨ヲ報導シ、得々然トシテ別記ノ指令書  
ヲ示サレタリ。

(指令書写)

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村

組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤 浩 藏

同 片濱村長 々 倉 計 吉

明治三十一年十二月拾日付払下出願

駿河国駿東郡地籍未定字愛鷹山御料林反別參千貳百七拾

貳町壹反壹畝歩ノ内

一反別參千町歩

此代金四千五百円也

同上

一反別貳百七拾貳町壹反壹畝歩

此代金四百八拾九円七拾九錢八厘

右許可候条、代金納入方、境界ノ劃定、実地ノ授受等ニ

付テハ当局静岡支庁ノ指揮ニ従フベシ。

明治三十二年三月十四日

御料局長男爵 岩村 通俊 官印

(右指令ニ対シ請書ノ写)

請書

駿河国駿東郡地籍未定字愛鷹山御料林參千貳百七拾貳町

壹反壹畝歩ノ内

一反別參千町歩

此代金四千五百円也

同上

一反別貳百七拾貳町壹反壹畝歩

此代金四百八拾九円七拾九錢八厘

右払下願ニ対シ本日許可御指令書御下付相成受領仕候ニ

付テハ、本件ニ関シ左記条項確守可仕候。

第壹条 払受代金ノ義ハ御指定ニ従ヒ上納可仕候。

第貳条 払受地ノ内參千町歩ノ内境界ハ明治十六年中牧

場拝借ノ際定メラレタル区域ヲ基礎トシ、更ニ境界

御踏査ノ結果ニ従ヒ御引渡シヲ受ケ可申候。

第叁条 払受地ノ内貳百七拾町壹反壹畝歩境界ハ更ニ境

界御踏査御指定ニ従ヒ御引渡シヲ受可申候。

第四條 払受地ノ面積ハ御料地台帳面ニヨリ御払下ヲ受

ケタル義ニ付キ、後日実測等ノ為万一不足ヲ生スル

コトアルモ、補足又ハ代価割戻等ノ義ハ一切申出間

敷候。



第五条 第貳条実地御引渡ニ付キ御踏査ノ節ハ御指定ノ

日時ニ立合可申候。

右御受仕候也。

明治三十二年三月十八日

管理村長 姓名 印

御料局静岡支庁長御料局理事 秋山謙藏殿

是レヨリ第参号代脳録ニ記載ス。

(裏表紙)

横山健吾

執筆



愛鷹山  
民有請願

代  
腦  
錄  
第  
參  
号



(表紙)

第参号

愛鷹山  
民有請願

代脳録

明治三拾二年  
三月ヨリ起稿

(縦二三六ミリ×横一六四ミリ)

第参号愛鷹山代脳録

明治三拾二年三月四日

愛鷹山、下地之内葛山地籍字箕洞日陰及下和田境雷神  
峠等境界下調トシテ、千福・葛山両字惣代等左記ノ人名  
登山シ、午後五時八合境界ヲ経テ葛山本洞ニ下リ帰村ス。  
拙者外四五名下和田境ヲ見分シ、外数名ハ雷神峠ヲ下リ

葛山稗畑後ニ至リ、黄昏ニ至リ会合シ、各々別ヲ告ケ帰  
村ス。

登山人名千福惣代

横山健吾

中野政藏

横山源次郎

西嶋寅藏

鈴木嘉吉

西嶋佐平太

人足

池ノ谷峰三郎代り

夜山波太郎

鈴木由藏

葛山惣代

芹沢孝三

同 政五郎

岩佐茂市

半田半三郎

明治三十二年三月廿日

愛鷹山払下出願許可指令相成タル旨ヲ以テ集會ノ旨、

管理者江藤浩藏ヨリ通知ニ付、沼津郡役所ニ出頭ス。出

席員左ニ

塩崎佐十郎

同 富岡 代り 中川庄平

市川仲藏

組合會議員 永井嘉六郎

中村宇三郎

同 高野義長

同 竹次郎

同 横山健吾

勝 又勘一

人足 式人

江藤村長曰ク、本月拾七日職印持參出頭スベキ旨、御料局静岡支庁ヨリ達相成リタルニヨリ出頭セシ処、多年

苦心セシ払下願、別紙ノ通許可指令相成リタルニヨリ下

ケ渡ス旨、支庁長ヨリ伝送セラレタリ。依テ本日諸士ニ

披露シ併テ今後ノ方針ニ付キ意見ヲ問フ云々トテ、得意

ニ指令及請書等ヲ示サレタリ。許可指令ハ明治三十二

年三月拾七日付ニテ御料局長岩村通俊ノ名義ナリ(鉛筆)(指令

写及請書写ハ別ニ謄写セシニヨリ略ス)。如斯民地ニ帰

セシ上ハ沼津町外拾ケ町村組合ノ事業トシテ今後開墾植

林等ヲナスベキニ付、従前ノ原町外拾ケ町村組合ハ解散

シ、牧畜事業モ併テ沼津町外拾ケ町村組合エ引継カサル

ヲ得サル場合ニ相成、且今後如何様ノ方針ニヨリ事業ノ

画策ヲナスベキヤ、委員ヲ撰定シ調査セシメントノ議起

管理者金岡村長 江藤浩藏

同 片濱村長 々倉計吉

同 組合村長 鷹根 川口與五郎

同 浮嶋 森 藤七郎

同 大岡 大嶽久三郎

同 沼津 小出定富

同 小泉 大庭慎平

リ、一同賛成ノ上其レニ決定シ、委員ヲ撰挙セシニ左ノ諸士当撰セリ。

事業画策調査委員当選者

高野義長 森藤七郎 川口與五郎 横山健吾

右四名ト管理者式名協議ノ上調査スルコトニ確定ス。

終テ祝宴会ヲ浮影楼ニ開ク。会スルモノ出席員一同ト外ニ江原代議士、岡本郡長、外数名ナリ。午後七時一同解散ス。

明治三十二年三月廿四日

午前拾時、愛鷹山払下許可ノ件ニ付、千福・葛山両字人民惣代ノ集会ヲ自宅ニ開ク。会スルモノ左ニ

千福惣代

中野 政藏 横山源次郎

西嶋 寅藏 鈴木 嘉吉

池ノ谷峰三郎 西嶋 利平

葛山惣代

芹沢 孝三 岩佐 茂市

半田半三郎 芹沢政五郎

合計 拾名

依テ千福・葛山両字ニ於テハ、従来民有引戻組合外ナリシモ明治廿四年來提携出願致来リタルニヨリ、此際ニ於テ分離ヲナシ旧來ノ如ク二字ノ進退トナスカ、將タ將來トモ沼津町外拾ヶ町村ノ組合トナリ共ニ將來ノ計画ヲナスカニ付キ、集會人ノ意見ヲ問イタルニ、芹沢孝三氏ノ意見ニテ、永遠沼津町外拾ヶ町村ノ組合トナリ画策ヲナスニ若カサルベシトノ發議ニヨリ、一同賛成アリタルニヨリ、今後モ組合事業トシテ万事計画ナスコトニ定メ、午後三時一同解散セリ。

明治三十三年三月廿五日

沼津町外拾ヶ町村組合明治三十二年度経費予算編製并ニ愛鷹山開拓地域及植林地帯ノ確定ノタ(メ)、駿東郡役所ニ委員会開會ノ処、拙者故障アリ出頭致シ難キニヨリ、代理トシテ中野政藏ヲ出頭セシム。然ルニ午後ナリシニヨリ各々解散後ナルヲ以テ、長倉氏宅マテ中野出頭、

委員会ノ結果ヲ訊問ナシタルニ、本日ハ不参者多数ニテ開会ニ至ラス解散セリトノコトニテ、午後四時半中野政藏帰村セリ。

〔<sup>備外</sup>卅二年三月廿八日

払下地籍ノ内大平日陰及梅ノ木沢境界下調トシテ、左記ノ者登山セシメタリ。

惣代

中野 政藏

西嶋 寅藏

鈴木 嘉吉

池ノ谷峰三郎

人足

西嶋和十郎

明治三十二年三月廿九日

原町外捨ケ町村組合会及沼津町外捨ケ町村組合会ノ旨、管理村長江藤・長倉ヨリ通知ニ付、沼津町郡会堂ニ出頭ス。午後壹時沼津町外捨ケ町村組合会ヲ開ク。議長江藤

着席、今回愛鷹山払下許可相成リタルニヨリ、其代金及事業拡張ノタメ金六千円ヲ静岡農工銀行ヨリ借受ケ、年々開墾料金ヲ以テ年期償還セントス云々トノ議題ニ付、満場異議ナク同意シテ、金六千円ヲ組合ニ於テ借受クルコトニ決定ス。依テ直チニ閉会ヲ命ス。

引続キ原町外捨ケ町村組合会ヲ開ク。議長江藤着席、報シテ曰ク、今回愛鷹山払下許可相成リタルニヨリ、今後ハ開墾・植林・牧畜等ニ至ルモ沼津町外捨ケ町村ニ於テ経営セサルヲ得ス。然ル時ハ本組合ハ不必要ニ属ス。故ニ本組合ヲ解散シテ、事業ハ総テ沼津町外捨ケ町村組合エ引継カントス云々。依テ各々意見ヲ吐露シ、本組合ヲ解散スルコトニ決定ス。故ニ本組合ニ属スル財産処分ヲ為シ而テ沼津町組合ニ引継クコトニ定メ、財産処分委員ヲ選挙センコトヲ提出ス。満場議長ノ指<sup>(名)</sup>命ヲ望ム旨ヲ述ブ。議長江藤ハ左ノ四名ヲ選挙シ議場工報ス。満場賛成、当選者承諾ス。

財産処分委員 森 藤七郎



川口與五郎

西山平治郎

横山健吾

各々就任ノ旨ヲ報ス。独り川口氏不參ニ付、追テ  
議長ヨリ告知スル旨ニテ散会ス。

此日午後二時半ニ至リ葛山惣代芹沢政五郎・塩崎一翁  
議場ニ出頭、拙者ニ面会ヲ求ム。依テ両氏ニ応接ナシタ  
ルニ、兩人曰ク、今回愛鷹山払下許可相成タルニ付テハ、  
葛山地籍ニ属スル分ノ代金四百八拾有余円ハ葛山ニ於テ  
支出ナシタキニヨリ、其旨管理者エ相談ヲ乞フ云々トノ  
コトニ付、拙者曰ク、沼津町外拾ヶ町村ニ於テ払下ケタ  
ル土地代金ヲ、独り葛山ニ於テ支出ナスベキ理由ナシ。  
組合モ亦タ支出ヲ受クベキ理ナシ。組合ト葛山・千福兩  
字ニ於テ分離ヲ為ス可キ場合ニ於テハ兩字ニ於テ支出ス  
ベキモ、今ハ分離セサルコトニ決定シ居ルニヨリ、其請  
求ハ不道理ナラン云々ト論シタルモ、一応管理者ニ協議  
呉云々ト切ニ縷述アルニヨリ、其意中ヲ推察スルニ、払

下代金ヲ出金ナシ其緣故理由ヲ以テ、葛山大字ニ於テ組  
合ヨリ分離ヲセントノ深意ナリシ事明瞭ナリシニヨリ、  
管理者エモ其意中ヲ示シ、芹沢・塩崎ノ兩人ヲ説諭ノ上  
差戻シタリ。葛山ノ強欲ニワ驚クノ外ナシ。  
明治三十二年三月三十日

午前九時、愛鷹山払下地境界下調トシテ左記ノ者出頭  
ニ付、自宅ニテ暫時休息ノ上、弁当及酒肴等用意持參之  
上、同道登山ス。字大平日陰ヲ經テ梅ノ木沢ニ至リ、猶  
同山峰通り池ノ平途中マテ出頭ス。時ニ豪雨ニ付、半途  
下山ス。

管理者村長 江藤浩藏 同 長倉計吉

組合会議員 森藤七郎 同 高野義長

人足 式名

右四名ト拙者及千福・葛山ノ惣代人登山ス。

千福惣代 中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎 横山源次郎

人足 横山茂十郎 西嶋和十郎 市川新作

午後 市川喜代作 横山茂太郎 同 彌十郎  
臨時人足

葛山惣代 勝又勘一

合拾九名

右之内長倉及高野・森ノ三氏ハ梅ノ木沢ヨリ納米里永井嘉六郎氏宅ニ宿泊ノタメ出頭ス。江藤及拙者并ニ寅藏・嘉吉・勘一ノ五名ト人足新作彦名ハ定輪寺ナル大石角平方へ出頭シ、踏査員御料局技手二瓶貞次郎登山ノ様子ヲ質問シタルニ、明三十一日天気次第二瓶技手ハ金岡役場エ出頭、踏査ノ順序打合ノ上、來ル四月二日ヨリ実地順<sup>(巡)</sup>視ノ様子ナリトノコトニ申サレタリ。夫レヨリ拙者及江藤ノ兩人ハ人足新作ヲ召連レ、永井嘉六郎氏宅エ出頭ス。千福・葛山ノ惣代人ハ各々帰村セリ。拙者等永井氏ニ至レバ、長倉氏一行ハ到着休息セラレ居レリ。永井嘉六郎在宅ニテ種々接待セラル。余及江藤直チニ長倉氏一行ニ加ハリ、晚餐ヲ供セラル。酒間種々ノ雑談アリ。食後ニ至リ、愛鷹山境界引渡ノ件ニ付テハ尤モ注意セサルヲ得サルコトナリトノ議起リ、此際好果ヲ得サレバ百年ノ後

悔ユル<sup>ママ</sup>モト甲斐ナカラン。実ニ機々<sup>(危機)</sup>一髪ノ時ニ至レリ。

依テハ御料局沼津出張所長及技手補及巡邏等ノ注意ヲ乞ハサレバ充分ノ功ヲ奏スル能ハサルニヨリ、断然各方面ニ向テ運動スベシト満場一致セシニヨリ、運動費トシテ永井氏ヨリ金貳百円ヲ江藤・長倉ニ於テ借り受ケ、明日沼津出張所長吉田敬一、同所技手補山本銀太、同下田徳太郎ノ三名エハ江藤・長倉ノ兩氏運動シ、大石巡邏ニワ拙者帰途運動スルコトニ定メ、深更ニ至リ一同寢臥ス。

明治三十二年三月三十一日

昨日ヨリ引続キ強雨、夜間大風ノタメ出水、各川共橋梁流レ失セリ。右ノ結果且昨夜ノ評議ニヨリ登山セス。午前九時雨中ヲ冒シテ永井氏ニ別ヲ告ケ、各自出發ス。江藤・長倉ハ沼津ニ向テ運動ノタメ発足ス。高野氏ハ自宅エ戻リ、拙者ハ大石エ運動ノタメ江藤氏ヨリ金五拾円ヲ預リ、人足新作ト共ニ帰途ニ附ク。帰路大石角平宅ニ立寄り、境界ノ件充分注意ヲ望ム旨ヲ述べタリ。大石氏曰ク、此際充分注意シ組合ノ利益ナルベキ様尽力スベキ

ニヨリ、当定輪寺字ニ入会ノ權ヲ与エラレタシ。当字ハ  
戸數八戸ニシテ山野ニ乏シ。此際払下山地ニ入会ヲ得セ  
シメラルレバ、将来是ノ字ノ幸福是レニ過クルナシ。希  
クワ周旋ヲ望ムトノ意見ニ付キ、拙者モ其意ヲ了シ、境  
界案内ニ付テハ大石氏ニ注意ヲ約シ、且明日ハ二瓶技  
手金岡役場行ニ付キ、閑ヲ以テ境界ノ下見分ヲセラレタ  
シト依頼シタルニ、大石氏ニモ甘諾セラレタリ。依テ別  
ヲ告クルニ当リ、別席即チ大石氏ノ座敷ノ「エンガワ」  
ニ於テ金五拾円ヲ渡シタルニ、大石氏頻リニ辞退セラレ  
タリ。然レトモ強テ受納セラレタシト強テ渡シタルモ、  
猶辞退モセラレタルモ大石氏ノ手ニ相渡シ、決テ賄賂ニ  
非ス尅品ノ代価ナリ、受納セラレヨト述テ、其儘相渡シ、  
雨中全ク帰村セリ。

明治三十二年四月一日

午前八時天氣ナリシニヨリ、昨日ノ約束ヲ以テ大石角  
平氏境界下調トシテ出頭呉タルニヨリ、拙者同道登山ス。

中野政藏モ人足引連レ雷神峠以下刈払ノタメ登山ス。

大平日陰及梅ノ木沢ヲ経テ池ノ平ニ登山セシモノ

大石角平 及 拙者 并ニ 西嶋寅藏

人足 横山茂十郎 同亀太郎

雷神峠ヨリ新塚刈払ノ為登山セシ者

案内 中野政藏 鈴木嘉吉

人足 横山彌十郎 西嶋安太郎 秋山千代吉

右ニテ各々登山、拙者一行ハ午后池ノ平ヨリ下山シ字

追分ケニ至リ、大石氏ハ定輪寺ニ下リ、此時昨日ノ金員

ハ何分受納出来難キ旨ヲ以テ返戻アリタルニヨリ、其儘

受取リ置キタリ。

明治三十二年四月二日 天氣

御料局技手一行、江藤・長倉両管理者同道、定輪寺ヨ

リ止宿杉山彌太郎方ヨリ下和田境ニ登山ス。此日拙者ハ

横濱居留外人ハープル氏字松ケ久保津田震一郎持地買

売之相談トシテ五童館マテ出頭ニ付、登山セス。登山人

教左ニ

登山人員 御料局静岡支庁詰技手 二瓶貞次郎

同 沼津出張所詰技手補

山本銀太

ヲ喫シ小宴ヲ開ク。午後拾時各自散会、二瓶氏一行及管

同 同 所 巡邏

大石角平

理者一行拙者方へ宿泊ス。

愛鷹山組合管理村長

江藤浩藏

宿泊人名

二瓶技手

山本技手補

大石巡邏

同 同

長倉計吉

江藤村長

長倉村長

森藤七郎

同 組合会議員

森藤七郎

高野義長

芹沢孝三

外下僕 式人

同 同

高野義長

合計 拾名

千福人民惣代

人足 式人

午後六時ヨリ臨時人足トシテ安太郎・友藏ノ兩人ヲ

同 同

中野政藏

使雇ス。

同

鈴木嘉吉

右宿泊人ニワ夫々酒肴ヲ用意シ饗応ス。

同

西嶋虎藏

明治三拾二年四月三日 雨天

人足 市川喜代作

横山茂十郎

本日雨天ニ付登山セズ。芹沢孝三氏ハ雨天ニ付帰宅シ、

葛山人民惣代

芹沢孝三

外滞在ス。其人名

同

勝又勘一

二瓶技手

山本技手補

大石巡邏

同

萩田久作

江藤村長

長倉村長

森

高野

人足 壺名

外下僕 式人

合計 九名

右一行、午後六時ニ至リ下和田境ヨリ雷神峠ヲ経テ八

右終日接待シ各々宿泊ス。本日接待其他打合ノタメ出

ノ字ニ至リ拙者方へ下山ス。依テ一同、拙者方ニテ晩食

頭セシ葛山及千福ノ惣代人等左ニ

千福惣代 中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

横山源次郎

葛山惣代

半田半三郎 萩田久作 岩佐茂市

小使入足 横山茂十郎 市川喜代作 西嶋安五郎

明治三十二年四月四日 雨天

本日モ前日来ノ降雨ニ付天氣難定模様ナリシヨリ、前日来滞在宿泊セシ二瓶技手一行ハ、午前拾一時定輪寺止宿所横山彌太郎方へ、江藤氏一行ハ各々雨ヲ冒シテ一ト先ツ帰村セリ。

本日二瓶技手接待ノタメ会スルモノ左ニ

中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

小使入足 横山茂十郎 市川喜代作

(開外)  
三十二年四月五日

雨天ニ付一同登山セス。是日滞在人取片付ノタメ、小使人トシテ茂十郎・喜代作ノ兩人ヲ使雇ス。」

明治三十二年四月六日 晴天

本日八前日来ノ降雨ニ引替快晴ナリシニヨリ、登山之

用意ヲナシ中野政藏外数名召連、字追分ニ至リ二瓶技手

ノ一行登山ヲ待受ケタリ。午前九時半ニ至リ二瓶技手及

江藤一行登山セシニヨリ同道、字大平日陰ヨリ梅ノ木沢

ヲ経テ池ノ平ニ至リ山居牧場ニ至ル。此日池ノ平ニテ別

ヲ告ケ帰村セシモノ、横山源次郎・半田半三郎・岩佐茂

市・勝又勘一、入足三名、外一同八午後五時半牧場ニ至

リ宿泊ス。牧場ニ至レハ牧場理事鈴木亮平、金岡村収入

役岡田芳郎ノ両氏が在場、周旋ノ勞ヲ取ラル。

山居牧場宿泊人 技手二瓶貞次郎 巡邏大石角平

江藤村長 長倉村長

森藤七郎 高野長義

横山健吾 千福惣代 中野政藏

同 西嶋虎藏 同 鈴木嘉吉

同 池ノ谷峰三郎 葛山惣代 芹沢孝三

同 萩田久作 入足 市川喜代作

二瓶下僕 志人 合計 拾五名宿泊

明治三十二年四月七日 雨天

本日ハ又々雨天ニ付登山セス山居牧場ニ滞在ス。午後  
ニ至リ左之数名帰宅シ他ハ悉皆宿泊ス。

帰村人員 中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎 萩田久作

右五名ハ午後二時出立ス。

山居宿泊人 二瓶技手 大石巡邏 森藤七郎

高野義長 拙者 芹沢孝三

江藤村長 長倉村長

人足 市川喜代作

二瓶下僕一人

江藤下僕一人

同地滞在中ハ理事鈴木亮平、岡田助役夫々周旋セラレ、

人家ヲ離ル、三里以上ノ山中ト雖モ、聊カ不自由ナク滞

在セシモ、唯家屋狭隘ナルヲ以テ、夜中六畳間ニ八人、

四畳間ニ七人位ノ宿泊ニテ、大ニ混雜ヲ極メ、技手ニモ

氣ノ毒ノ様ニ考、且ハ鈴木理事ノ周旋ニモ聊カ氣之毒ニ

感セラレタルモ、如何セン雨天ニ付他出ハ出来ス、不得

〔止〕忍耐セリ。唯牛乳ハ深山ニテ一同喜悅、飲料ニ供セ  
リ。

明治三十二年四月八日 天氣

本日ハ天氣晴朗ナルヲ以テ午前七時山居出發、登山シ  
字廣合ヨリヤシヤ天狗等ヲ經テ字城山ヲ越エ、富士郡界  
ナル江ノ尾丸ミニ至リ下山シ、石川森藤七郎宅ニ宿泊ス。  
此日ハ天狗近辺ニテ巡視ヲ止メ翌日江ノ尾丸ミヲ見分ノ  
予定ナリシモ、天氣雨模様トナリタルニヨリ無利<sup>(理)</sup>ニ巡視  
ヲ終リタリ。

森氏方宿泊人左ニ

二瓶技手 大石巡邏 江藤村長

長倉村長 高野義長 及拙者

芹沢孝三 人足 市川喜代作

外 式名

合計九名ニテ投宿ス。

余ハ森氏エハ初メテノ宿泊ニ付、邸中ヲ見分スルニ邸  
内ハ至テ狭隘ナリ。旧家ニ比シテハ稀ニ見ル所ノ邸内ナ

り。居家ハ蚕室兼用半二階ナリ。土蔵ハ二階客室ニシテ、階下ノ一室物置場ニシテ、一室ハ矢張客間タリ。余等一行ハ階ノ上下二室ヲ以テ寢室トナセリ。是亦至テ狹隘ナリ。森氏モ大二酒肴ヲ調理シ終夜饗応セリ。二瓶技手モ大二熟酔セリ。森氏ノ饗応ハ故アリテナリ。其理由ハ石川上ニ当タル城山ヨリ江ノ尾丸ミニ至ル場所、拝借地境界以外ニ民地ニ接属セシニヨリ、此境界ヲ斟酌變更ヲ請求セラレ居タルニヨリ斯ク饗応セルモノト察セラレタリ。

明治三十二年四月九日 天氣

午前八時一同森藤七郎方出發ス。芹沢孝三氏ハ數日來ノ山中奔走ニテ足痛ヲ覺エ、石川ヨリ直チニ東海道ニ出テ人力車ニテ帰村トシ、別ヲ告ケラレタリ。途中鳥谷ヲ通行セシニ川口ニ会合シ、同人宅ニ立寄り暫時休息シ茶菓ノ饗応アリ。早速暇ヲ告ケ一同立去リタリ。長倉氏ハ途中ニテ帰宅セラレ、大石角平氏ハ椎路ナル石井巡邏方ヘ立寄り、外一同中沢田ナル大中寺ヘ立寄り、同寺ノ邸園ヲ觀覽シ園中ノ一茶亭ニテ休息ス。老僧出テ、茶菓ノ

饗応セラル。暫クシテ別ヲ告ケ、二瓶技手及下僕名ハ沼津ヘ出張セラレ、余及高野ハ二瓶・江藤ニ別ヲ告ケテ帰村ス。途中金岡役場ニテ暫時休息、門前ニテ大石角平ニ再度会合シ同道帰路ニ付ク。高野氏ニワ小林ニ於テ別ヲ告ケ、大石同道午後三時全ク帰宅ス。此日人足喜代作氏モ同伴帰宅セリ。

三拾二年四月拾壹日 晴天

御料局長岩村通俊男及技師江崎正忠、同局顧問高橋琢也(元農商務省山林局長ナリ)外属官數名、御料地巡視トシテ東海道ヲ經テ九州地方マテ巡回ノ旨ヲ以テ、豆州天城山ヨリ沼津ニ到着ノ旨、御料局沼津出張所長吉田敬一ヨリ通知ニ付、組合管理者外關係者一同出迎ノタメ沼津町山本屋方ヘ集合ス。此日会スルモノ管理者江藤・長倉及沼津町長小出定富、大岡村長大嶽久三郎、組合會議員総代森藤七郎・高野義長及拙者ノ七名ニシテ、一同黒瀬橋々畔ニ歡迎ス。猶同所ニ歡迎スルモノ、沼津御料局員及外御料局技手等六名、合計拾三名。暫時一茶店ニ休息ス。午后三

時半ニ至リ三嶋ヨリ腕車ヲ駛セテ局長以下七名到着ス。

一同敬意ヲ表シ黙礼ス。局長一行モ亦答礼ス。夫レヨリ

馬車二輛ヲ用意シ尾行シテ杉本屋ニ到着ス。一同階上ニ

テ暫時休息ス。稍々アツテ沼津出張所長吉田氏来リ、岩

村局長ニ紹介スル旨ヲ述ブ。依テ吉田氏ノ案内ニテ一同

局長室ニ至リ名刺ヲ通シ面会ス。依テ一同ヨリ愛鷹山払

下許可ノ件、謝意ヲ陳述ス。局長モ亦タ将来ニ向テノ注

意ヲ述ベラレタリ。夫レヨリ猶高橋顧問室ニ至リ、例ノ

如ク名刺ヲ通テ謝意ヲ表ス。高橋氏モ亦タ将来事業上ノ

件ニ付キ談話セラレ、夫レヨリ江崎技師ノ許ニ至リ是レ

亦タ謝辞ヲ述べ、一同自室ニ戻レリ。暫時ニシテ岡本郡

長出張セラレタルニヨリ、浮影楼若シクワ保養館ニ於テ

歓迎会相開キ度ニヨリ、出席方局長ニ照会ヲ求ム。然ル

ニ局長ヨリハ旅行中ナルヲ以テ一切謝絶スル旨ノ挨拶ア

リタル由ニ付、不得止一同杉本屋ヲ退キ、郡長始メ集合

ノモノニテ晚餐会ヲ浮影楼ニ開ク。各自十分ノ酣ヲ得テ

午後七時全ク解散ス。二瓶技手モ出迎タルモ浮影楼ニワ

出席セズ。余ハ七時四十分ノ東行列車ニテ帰宅ス。

明治三十二年四月拾二日 小雨

二瓶技師沼津ヨリ帰村ナキニヨリ踏查休業ス。

明治三十二年四月十四日 曇天

午前七時ヨリ二瓶技手、山本技手補八千福共有地ト御

料地トノ境界見分トシテ出頭ス。依テ左記ノモノ案内ト

シテ字細野沢ヨリ登山ス。余ハ事故ノタメ同行セス。

技手 二瓶貞次郎

技手補 山本銀太

案内人 中野政藏

西嶋寅藏

横山源次郎

鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎

人足 鈴木伊平

同 浅次郎

同 由藏



右老行登山ノ処、正午ヨリ降雨ニ付キ一同下山、帰村ス。

明治三十二年四月十五日 快晴ス

字細野沢ノ内境ノ沢刈払トシテ左記ノモノ登山シ、技師出頭セス。

案内人 鈴木嘉吉  
人足 萩田瀧次郎

萩田梅吉 鈴木由藏 渡辺又次郎 鈴木伊平

鈴木為三郎 鈴木嘉十郎 渡辺惣次郎

秋山房吉 秋山吉藏 合計 拾壹名

同日市場平ヨリ長ウネ姥子沢等刈払ノタメ登山スルモノ左記ノ通

案内人 横山健吾  
西嶋寅藏

人足 横山茂十郎

横山彌十郎 同 庄平 西嶋安太郎

横山権次郎 市川喜代作 合計 八名

午后四時頃ヨリ降雨ニ付下山、帰宅ス。

明治三十二年四月拾六日 晴天

本日ハ駿東郡長岡本武輝安倍郡長ニ転任、田方郡長河野鎗次郎駿東郡長ニ転任ニ付、新旧郡長送迎会ヲ沼津千本濱ニ開会セリ。依テ同会出席ノタメ千福共有地及御料

地境踏査ニワ拙者出頭セサレトモ、二瓶技手一行登山ニ付、字細ノ沢ノ内境沢刈払トシテ鈴木嘉吉案内トシテ左記ノモノ登山セリ。

案内人 鈴木嘉吉  
同断 中野政藏

人足 鈴木伊平

鈴木由藏 鈴木浅次郎 同 為三郎

同 嘉十郎 萩田瀧次郎 秋山吉藏

合計 九名

明治三十二年四月廿日 快晴

本日二瓶技手ハ愛鷹山ノ内葛山地籍字八合ノ内一ツ橋ヨリ実地引渡境界踏査トシテ登山セシニ付、立会トシテ中野政藏引連レ登山ス。午前拾壱時雷神峠ニ至レハ、二瓶技手ハ大石巡邏及人足式人ト字一ツ橋ヨリ踏査測量シ来リ会合ス。然ルニ江藤・長倉ノ両管理者不参ニ付、拙

者ニ於テ引渡ヲ受ケ、午后三時字鳩旨ニ至リ終業、下山ス。二瓶氏ヨリノ依頼モアリ、帰宅早々横山茂十郎ニ命

本日モ雨天ニ付二瓶技手壱行登山セス。依テ江藤氏モ亦拙者方ニ滞在宿泊ス。

シ、午后六時ノ汽車ニテ夜中江藤氏へ出張方ヲ照会ス。

滞在宿人 江藤 浩藏

茂十郎ハ夜中ナルヲ以テ江藤氏エ一泊シ、翌朝江藤氏同

外<sub>(人)</sub>壱足 壱名

道、午前五時ニテ出頭セリ。此日登山セシモノ左ニ

明治三十二年四月廿三日 晴天

御料局技手 二瓶貞次郎

午前七時江藤氏ト共ニ登山シ字鳩旨ニ至リタルニ、二

同巡邏 大石角平

瓶技手及大石巡邏ハ最早登、実測ニ着手セラレ居レリ。

外人足 参名

当日登山セシモノ左ニ

立合人 横山健吾

技手 二瓶貞次郎

案内人 中野政藏

巡邏 大石角平

人足 市川喜代作

外式名 人足

明治三十二年四月廿一日 小雨

立合 江藤 浩藏

午前七時江藤管理者、茂十郎ト同道来着セシモ、雨天

同 横山健吾

ニ付登山セス、拙者方エ滞在宿泊ス。

案内 中野政藏

滞在宿泊人 江藤 浩藏

人足 市川喜代作

外人足 壱名

江藤従者壱名

明治三十二年四月廿二日 降雨

合計 九名

午后三時字八ノ字ニ至リ終業シ下山シ、二瓶技手一行  
八字桃園ニ帰宅シ、余等江藤氏ト自宅ニ戻リタルニ、長  
倉管理者登山ノタメ出頭セシ趣ニテ、自宅ニ出張滞在シ  
居レリ。此日宿泊セシモノ左ニ

宿泊滞在者 江藤浩藏

合 拾名

同 長倉計吉  
案内 中野政藏  
人足 市川喜代作  
横山茂十郎

同 長倉計吉

外特使人足

從者 彦名

午后二瓶技手招待ノタメ特使トシテ正午ヨリ登山

合 三名

西嶋安五郎

明治三十二年四月廿四日 快晴

午后五時帰着ス。千福大字ニ於テ右一行慰勞ノタメ横

午前七時江藤・長倉及案内トシテ中野政藏登山ス。拙  
者事故(陸苗代 執行ノ為)ノ為登山セズ。二瓶技師一行ト字八

山源次郎(常設委員)方ニ於テ招待慰勞会ヲ開ク。出席者左  
ニ

ノ字ニテ会合シ字百駄樫マテ測量、午后三時半下山ス。  
本日登山セシモノ左ニ

慰勞会出席者 二瓶技手

技手 二瓶貞次郎

江藤村長

巡邏 大石角平

長倉村長

外人足 三名

拙 者

立合 江藤浩藏

接待人

中野政藏

横山源次郎

長倉計吉

西嶋虎藏

拙者

鈴木嘉吉

江藤從者

池ノ谷峰三郎

老名

外人足 茂十郎 喜代作 安太郎

案内 中野政藏

合計 拾参名

横山源次郎

午後拾時一同酣ヲ尽シテ解散シ、二瓶技手・江藤・長

池ノ谷峰三郎

倉及從者拙者方ニ宿泊ス。合計四名ナリ。

人足 市川喜代作

明治三十二年四月廿五日 午前七時ヨリ快晴ス

合計 拾三名

二瓶技手及江藤・長倉・拙者、山装ヲ調エ登山ス。字

外杭木附 鈴木伊平

檜ノ木峰ニテ大石角平等ト会合シ、百駄檜ニ至リ着手、

午后五時下山ノ際、二瓶技手ハ大石氏ト共ニ桃園杉山

測量シ字細野沢ノ内境塚ニ至リ午后五時終了、下山ス。

彌太郎ノ止宿所ニ戻レリ。外拙者方ニ宿泊ス。

此日登山セシモノ左ニ

滞在宿泊人 江藤 浩藏

技手 二瓶貞次郎

長倉計吉

巡邏 大石角平

江藤從者

外人足 参名

老名

立合 江藤 浩藏

合三名宿泊ス。

明治三十二年四月廿六日 快晴

技手二瓶氏一行及江藤・長倉登山シ、字境塚ヨリ細野

沢ノ内境ノ沢筋測量セリ。本日登山セシモノ左ニ

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

立合 江藤浩藏

同 長倉計吉

同 横山健吾

案内 横山源次郎

同 中野政藏

同 池ノ谷峰三郎

人足 市川喜代作

同 横山茂十郎

外 三名

午后二時ニ至リ二瓶技手ハ御殿場エ石標注文ノタメ出

頭ニ付下山ス。引続キ江藤・長倉及拙者モ下山シ、大石

氏ハ人足ト共ニ刈払ヲナセリ。午后三時五十分佐野発ノ

列車ニテ江藤・長倉一ト先ツ自村エ戻レリ。

明治三十三年四月廿七日 快晴

二瓶技手一行ハ昨日ニ引続キ境沢測量ノ為登山ス。其

人名左ニ

二瓶貞次郎

大石角平

外二瓶従者一人人足式名

案内 鈴木嘉吉

同 西嶋虎藏

人足 鈴木伊平

同 嘉重

本日ハ拙者ハ御宿湯山詮氏長男栄夫子家内縁談ノ件ニ

付、双方会见ノタメ沼津エ出張セシニ付キ登山セス。

明治三十二年四月廿八日 快晴

午前千福共有地境及御料地境調査トシテ二瓶技手及山

本技手補出張セラル。役場ヨリハ村長湯山庄作代理トシ

テ助役中川庄平出張セラレ、案内トシテ中野政藏外式名

登山ス。本地八元千福一村共有地ナリシモ、明治拾三年十月頃愛鷹山一等官林ニ編入セラレ、御料所轄ニテ明治拾九年頃ヨリ千福ニ於テ拝借致シ来リタル字市場平外四ヶ所ノ檢分ナリ。然ルニ愛鷹山官林ニ編入セラレタルモ元民有地ナリシニヨリ、役場土地台帳ハ依然民有地トシテ納租致シ居リタルニヨリ、市場平ヲ除クノ外総テ役場図面ニヨリ民有地ト区域ヲ定メ、全ク字平山中場及市場平ヲ御料地トナスコトニ確定セシメタリ。本日登山ノ人員左ニ

技手 二瓶貞次郎  
 技手補 山本銀太  
 村長代り助役 中川庄平  
 案内人 中野政藏  
 同 鈴木嘉吉  
 同 西嶋虎藏  
 人足 參名  
 外 民地持主 鈴木林平

萩田半七  
 石脇 大庭松五郎  
 御宿 湯山半七郎  
 同 詮  
 サノ 杉山藤七  
 午後三時下調結了、帰村セルニヨリ、中野政藏方ニ於テ中川助役慰勞ノタメ宴会ヲ開キタリ。

出席者 中川庄平  
 拙者 中野政藏  
 鈴木嘉吉  
 西嶋虎藏  
 萩田半七  
 鈴木林平  
 午後五時一同退散セリ。

明治三十二年四月廿九日 快晴

字境沢及細野沢ノ内民地及御料内ノ境界実測ニ着手シ、

江藤・長倉事故ノタメ出頭セス。二瓶技手外左記ノモノ  
登山シ午後四時下山ス。

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

従者耆人 人足式人

案内 中野政藏

同 鈴木嘉吉

人足 萩田亀吉

同 同 梅吉

定輪寺大石方ヨリ杭木付 萩田元次郎

拙者ハ沼津銀行ヘ私用ノタメ登山セス。午後四時三十

分沼津ヨリ帰途五竜館エ立寄タルニ、二瓶技手慰勞会ヲ

開会スルノ準備ニテ、中野政藏二瓶氏ヲ案内出頭セシ際

ナリシヲ以テ、余モ其席ニ出席ス。此日ハ千福元共有タ

リシ（現今御料地）字市場平外境界ニ付キ大ニ好都合ヲ

得、小杉平・ウスンド・姥子沢・小座釜ノ各字民有地ニ

確定セラレタルニヨリ、将来千福ノ幸福ナルヲ以テ二瓶

技手ヲ慰スルノ旨趣ナリシ。二瓶氏ハ充分実地ヲ知ラサ  
ルニヨリ、土地台帳ト役場備付ノ地図ニヨリタルニヨリ、  
遂ニ市場平・平山中場・佛立ノ三字ヲ御料地ト定メ、他  
ハ悉皆民有地トナスノ境界ヲ定メラレタルニ付キ、茲ニ  
祝宴ヲ兼ネ慰勞会ヲ開キタルノ本主ナリ。出席スルモノ  
左ニ

賓客 二瓶技手

接伴 拙者

同 中野政藏

同 鈴木嘉吉

同 西嶋寅藏

来賓トシテ 湯山柳雄

以上六名ニテ充分酬ヲ尽シ、午后拾壹時各自退散シ、

二瓶技手ハ酩酊セシヲ以テ五竜館ヘ一泊セシメタリ。此

宴会費ハ五円五拾銭余ノ総額ニテ、后日人民総代横山源

次郎割合徴収ノ上、五竜館ヘ支払タリ。

明治三十二年四月三十日 晴天

二瓶技手病氣ノ由ヲ以テ午前八時五竜(館)ヲ出立シ定輪寺杉山方へ戻リタリシニヨリ、実測ハ休業セリ。案内人ハ左記ノモノ登山セシモ半途ニテ休業ス。

案内 中野政藏 西嶋虎藏 人足 渡辺惣次郎

明治三十二年五月一日 快晴

午前二瓶技手実測ノタメ出頭セシニヨリ、案内人同道細野沢ノ内字中ノ峰私有林ノ境界ヲ始メトシ、市場平北ノ私有林境ヲ実測シ、午後四時半市場平入口ニ至リ終業ス。此日登(山)セシ者左ニ

二瓶技手 案内 拙者及西嶋寅藏 鈴木嘉吉

人足 鈴木為次郎 渡辺惣次郎 鈴木力三郎

萩田滝次郎 鈴木伊平 合計 九名ナリ

同日字長ウネ及小座釜刈払ノタメ中野政藏宰領トシテ登山シ、午後四時市場平ニ下リ同道帰村ス。

宰領 中野政藏 人足 横山彌十郎 同茂十郎

市川喜代作 萩田梅吉

合計 五名ナリ

明治三十二年五月二日 快晴

午前八時二瓶技手出頭ニ付キ案内人中野政藏外数名登山シ、市場平入口ヨリ着手シ小座釜ヲ経、長ウネ通り高山ヲ下リ大平ニ至リ字奥ノ下道沢ニ取付キ、終業セリ。

総テ境界ハ前回下見分ノ際ノ通り、市場平及佛立及大平中央ヲ限り御料地ト定メ、他ハ悉皆民有ト相定メ、実測確定セリ。余ハ湯山詮氏長男榮男氏妻縁談ノ件ニ付、原町井口儀三郎方へ出張セシニヨリ登山セス。午后五時一同下山シ、二瓶氏ハ直チニ定輪寺旅宿戻レリ。中野氏以下登山セシモノ千福共有地境界確定セルヲ以テ、終了ノ祝宴ヲ開キ度キ旨ニテ拙者宅ニ来リ、常設委員源次郎ノ周旋ニテ小宴ヲ開キ、各自酣ヲ尽シ帰宅セシ由。余ハ午後七時沼津ヨリ戻リタルニ一同解散后ナリシ。本日登山セシモノ左ニ

二瓶技手一名 案内 中野政藏 鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎 西嶋虎藏

人足 鈴木伊平 横山弥十郎



市川喜代作 渡辺惣次郎

合計九名ナリシ

明治三十二年五月三日 雨天休業

千福大字ニ係ル是マテノ人夫及諸費用取調トシテ、左ノ数名自分宅ニ会合ス。

拙者 及 横山源次郎 中野政藏 西嶋虎藏

鈴木嘉吉 合計 五名ナリ

明治三十二年五月四日 快晴

午前七時二瓶技手ヨリ引渡実測ノ為登山ノ旨ニ付、拙者出頭スベキノ処、湯山詮氏婚姻ノ件ニ付差支アルヲ以テ、代理トシテ西嶋寅藏ヲ案内トシテ出張セシメ、字大平日陰沢ヨリ以下字「ノリデ」鞍マテ実測終了セシ旨ニテ、夕刻西嶋氏下山セリ。当日登山人左ノ通り。

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

従者一名 人足式名

案内 西嶋寅藏

人足 横山茂十郎

同 同 彌十郎

同 同 鍛冶嶋忠三郎

合計 九名ナリ

明治三十二年五月六日 曇天

午前七時前日ノ約束ヲ以テ登山ス。字乗リデ倉ニ至リ二瓶技手一行ニ会ス。小字立洞尻マテ実測ナシ至リタルニ、至急雨天ニナリタルニヨリ終業ス。太平日陰沢通り堅洞尻マテヲ限り引渡アリ。夫レヨリ見通シ境界トシテ字追分ノ丸山ニ至レリ。此境界最モ将来不判明ナルベキ場所ニ付キ変更方技手ニ迫リタルモ、技手聞キ入レサルニヨリ、数言弁論中降雨ニ相成リタルニヨリ、正午帰村ス。此境界ニ付テハ、技手モ将来不判明官民共不都合ナリトハ認メタリシ様子ナレトモ、明治十六年貸下ケノ当时如此界ナルヲ以テ、出張技手ニ於テ変更ナシ難キトノ説ナリシニヨリ、他日本局ニ向テ更正ヲ請求スベキヲ約シ、其儘ニテ引受ケタリ。本日登山セシモノ左ニ

技手 二瓶貞次郎

技手補 山本銀太

巡邏 大石角平

従者一名 人足式人

立合 横山健吾

人足 萩田元次郎

同 秋山吉藏

正午帰宅セシニ、午后三時長倉村長登山ノ見込ヲ以テ

来訪セラレ一泊ス。

明治三十二年五月七日 雨天

午前拾時、長倉村長天氣定マラサルヲ以テ一時帰村ス。

明治三十二年五月八日 快晴

午前七時人足引連レ登山セシニ、二瓶技手一行八字ノ

リデ倉上ヨリ梅ノ木沢日向御料林境界際マテ実測ナシ登

リタルニヨリ、同所ニ於テ会合セシニ、江藤・長倉ノ両

管理者モ登山セシ居レリ。夫レヨリ梅ノ木沢ヲ下リ梅ノ

木沢中央ニ至リ、二瓶及山本ノ両氏ハ公用ニテ沼津マテ

出張ノ趣キヲ以テ午后三時下山ス。江藤・長倉両氏モ一

ト先ツ帰村セシニヨリ、拙者モ帰村セシモ、大石及人足

ハ大石氏ノ指揮ニヨリ梅ノ木沢ノ刈払ヲナセリ。登山人

数左ノ通り。

二瓶技手

山本技手補

大石巡邏

従者一名 人足式名

立合 江藤村長

同 長倉村長

同 拙者

人足 横山茂十郎

同 市川喜代作

同 江藤従者一名

合計 拾式名

明治三十二年五月九日

二瓶技手沼津ヨリ戻ラサルニヨリ休山ス。

明治三十二年五月拾日 快晴

二瓶技手登山ノ由ニ付人足引連登山、梅ノ木沢ニ至ル。

江藤・長倉両氏出頭ナキニヨリ、拙者一名ニテ引渡ヲ受

ク。梅ノ木沢中央ヨリ字三角峰尻ニ至リ終了ス。是亦下

檢分ノ際ノ境界ニアラズシテ貸下地境界ナリシヲ以テ、

境界甚タ不判明ノ場所ナリシ。然レトモ拙者一名ニ付、

不得止引渡ヲ受ケタリ。本日登山セシモノ左ニ

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

従者一名 人足一人

立合 拙者

二瓶技手依頼

人足 横山茂十郎

同 市川喜代作

午前定輪寺ヨリ境界石標附近タルニヨリ預リ置き、午

后ヨリ鈴木伊平細ノ沢ニ附上ケタリ。

明治三十二年五月十一日 快晴

午前七時二瓶技手千福共有及私有境界石標埋立ノ為メ

登山シ、字細ノ沢ヨリ市場平附近ニ至ル。其登山人及石

標附上人夫左ニ

二瓶貞次郎 技手

大石 角平 巡邏

二瓶技手従者及人足式人

二瓶技手依頼人足 横山茂十郎

同 市川喜代作

同石標付人馬 西嶋安太郎

同 同 元作

同 同 治平

明治三十二年五月拾二日

休業

同年五月拾三日 快晴

午前二瓶技手ヨリ、今里地籍ノ内字日陰沢ヨリ下和田

地籍御料地まで境界踏査未定ニ付、該地実測引渡度旨申

越ニ付、出頭ス。今里坂田太郎平宅ニ於テ二瓶氏一行ト

会合ス（坂田太郎平氏ハ今里御料地ノ世話係）。夫レヨリ坂田太郎平案内ニテ

今里御料地ニ登山シ、葛山・今里両字地籍境ナル日陰沢

石標ヨリ着手ス。本日ハ江藤・長倉ノ両管理者出頭ナキ

ニヨリ拙者一名ニテ引渡シヲ受ク。当日ハ下和田及今里・

葛山ノ三字境ナル石標ニ至リ終了シ、葛山ニ下リ帰村ス。

坂田太郎〔平〕氏ハ山中ニテ相別レ今里ニ下レリ。当日

登山セシモノ左ニ

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

案内 坂田太郎平

立合 横山健吾

人足 市川喜代作

外 二瓶従者一名 人足式名

合計 八名ナリ

当日ハ天気晴朗炎熱如燃ノ景況ニテ、顔面恰モ水ヲ流

ノ感アリ。依テ二瓶氏左ノ一首ヲ詠セリ。

誰が為に玉なす汗を流すらん誠ある人心して見よ

右ニ答ふる一首を

自詠

日々登る山の<sup>つか</sup>勞もみな民の為にはなにか

いとゞいとはん

右ニテ午後六時過キ帰村セリ。

明治三十二年五月拾四日 快晴

当日ハ梅ノ木沢ヨリ池ノ平迄実測引渡ノ筈ナリシモ、

須山往還改良実測ノ為県庁ヨリ技手出張ニ付、役場ニ於

テ協議会アリシ為、拙者ハ出頭セス。依テ二瓶技手エ宛

其旨書面ニテ相断リ、特使トシテ市川喜代作出頭セシメ

タリ。本日ハ長倉氏モ出頭セス、江藤氏午后三時頃ニ至

リ登山セシ由ニテ、大二瓶氏モ不平ノ様子ニテ、梅ノ

木沢峰ヨリ字「コンノ」迄見通シ境界トナシ、字「コン

ノ」ヨリ池ノ平迄菘本ノ境界標モナク是亦見通シ境トナ

シ、遂ニ桃沢迄至リタル由ニテ、江藤氏モ大ニ不平ヲ唱

エ二瓶技手ト論弁セシ由ニ、市川喜代作帰宅、語ラレタ

リ。

明治三十二年五月十五日 快晴

二瓶技手ハ山梨県南都留郡御料地及民有地ナル郡境踏

查ノタメ出頭セラレタルニ付キ、実測ハ休業セリ。

同年五月十六日 雨天

午前拾時出發、駿東郡役所ニ至リ江藤・長倉両氏二境界実測引渡ノ件ニ付協議ヲ為シタリ。引渡境界甚タ不満足ナリシニ付キ、矯正法ニ付キ終日協議シ、午后七時列車ニテ帰宅セリ。

同年五月拾七日 雨天

午前雨天ナリシモ正午ヨリ晴天ニ付キ、境界變更運動ノタメ静岡支庁エ出頭ノ件ニ付、駿東郡役所ニ江藤・長倉ト会合ス。終日協議ノ上七時列車ニテ帰村ス。

本日ハ前駿東郡長タリシ岡本武輝殿台湾土地整理局同調査課長トシテ任用セラレ、赴任ノ途、恰モ同一列車ニテ余ト沼津ニ下車ス。沼津ニテハ郡吏・各村長迎トシテ停車場ニ待チ居タルヲ以テ、直チニ旅舎山本屋ニ休息シ各自面談、午后三時西行列車ニテ静岡ニ登車セラレタリ。其後運動ノ手續キ協議ヲナシ、江藤・長倉ノ二氏静岡支庁ヘ出頭ノコトニ相定メ帰村セリ。

明治三十二年五月廿日 快晴

正午二瓶技手定輪寺ヨリ特使ニテ、來ル廿二日ヨリ山居附近実測着手ニ付キ出頭スベキ旨通知ニ付、登山ノ旨回答セリ。

同年五月廿一日 快晴

午后八時ニ至リ江藤村長ヨリ特使アリ。二瓶技手山居登山ノ為出頭セシニ付、中沢田大中寺客席ニ宿泊セシメ置キタルニヨリ、境界變更ノ件ニ付内談ヲ要シ度ニ付キ夜中特使同道出頭スベキ旨書面アリタルモ、恰モ來ル廿二日ハ本村字松ヶ久保津田震一郎持地山林売買ノ件ニ付、横濱在留外国人ハープル氏代理東京々橋区伊東栄ナル者五竜館マテ出頭ノ約束アルヲ以テ、何分江藤氏ノ書面ニ応シ出頭ナシ難キニ付キ、廿二日夕景カ乃至廿三日朝出頭スベキ旨ノ返信ヲ發シ、特使ハ夜中差戻シタリ。

明治三十二年五月廿二日 快晴

江藤氏方ヘ出頭ノ筈ナリシモ、伊東栄前約ノ通り出頭セシニヨリ松ヶ久保山林売買登記執行ノ為メ、終日五竜

館ニ出頭セシニヨリ、中沢田大中寺エハ出頭セス。

同年五月廿三日 快晴

午前拾時市川喜代作召連レ登山ノ上、池ノ平ヲ経テ山居牧場ニ至ル。二瓶技手一行モ本日中沢田ヨリ登山セシ旨ニテ、江藤・森ノ両氏及鈴木亮平ノ三氏モ出頭セラレ居タリ。依テ当日ハ実測ニ着手セズトノ由ニ候。

夜ニ入り江藤氏ヨリ内談アリ。其要ニ曰ク、去ル廿日静岡支庁詰技師野呂貞次郎沼津ニ来リタルニヨリ、幸イ長倉同道面会ヲ為シ、境界ノ不明ニシテ将来紛擾ヲ来スベキ点少ナカラス、依テ此際変更ヲナシ将来相互異議ナカラシメタシト懇々其必要ヲ説キタリシニ、技師曰ク、境界変更ニ付テハ静岡支庁ノ所分ニ行カス、本局ノ命ニ非サレハ如何共ナシ難シ。幸イ局長九州地方ヨリ帰路名古屋附近ニ滞在セラル、コトト推測セラル、ニヨリ、出張ノ上局長ニ面謁、具ニ其必要ヲ説カレ且哀願書奉呈ノ外手段ナカルベシトノ説ニ付キ、充分協議ヲ要シタシ。然ルニ長倉氏ハ本家誠一郎ノ老母死亡ノタメ本日マテ出

頭セス、森氏モ本日出頭セシノミニ付キ、野呂氏ノ説決定致シ兼テ居タリシニヨリ、今夜熟議セラレタシトノ事

ニテ、哀願書草稿及変更ニ係ル場所ノ図面等調製アリシニヨリ、終夜森氏トモ熟議シテ局長ニ面接ノタメ名古屋へ出張ト決セシモ、森氏ハ浮嶋学校新築上棟式近日挙行ニ付キ出頭ナシ難キニヨリ、拙者ト江藤兩名ニテ出張候旨依頼ニヨリ、急場止ヲ得サルニヨリ兩名出頭ノコトニ相定メタリ。尤モ森氏ハ多用ナリトテ夜中帰宅セラレタリ。本夜宿泊セシモノ左ニ

山居宿泊

二瓶技手

大石巡邏

江藤村長

拙者

喜代作

外人足式名

此夜二瓶技手ヨリ、局長出先運動ノ件ニ付テハ裏面運動尤モ其功アリ。江崎技師局長同行ナレトモ、同氏ナソ

ハ尤モ其功能ヲ顕スベキ人物ニ付キ其意ヲ了セラレヨトテ、其裏面運動ニ付テハ局長千円、江崎五百円、高橋顧問官五百円、静岡野呂氏三百円及自分式百円位ノ価値アリ。依テ其手配ノ上出頭セラルベシ。此件ハ最モ秘密中ノ秘密ニ付キ、江藤氏工相談ノ外他ニ洩レサル様セラレタシ云々トテ、充分意主ヲ示サレタリ。依テ江藤氏へ伝話シ寝ニ付ケリ。

明治三十二年五月廿四日 快晴

二瓶技手ニワ休業ヲ依頼シ、早天長倉氏工特使差立テ金岡役場工直チニ出頭スベキ旨ヲ通セリ。午前拾時、運動ノタメ名古屋行ヲ決行スル為、金岡役場工江藤同道下山ス。午后二時金岡役場ニ到着ス。数刻ニシテ長倉氏モ出頭セリ。然ルニ長倉氏ハ金員運動ハ反対ニシテ、唯書面ヲ以テ正面ノ運動ハ可ナレトモ、金員運動ヲナシ企望採用ナラサル時ハ空シク運動費ヲ収納セラレ企望ハ果サストナリ、如何共致方ナキニ至ル故ニ、悪マテ正面運動ナスノ外ナシトテ応セス。殊ニ大金ノ工風到底見込ナシ。

若止ムヲ得サルニ於テハ、境界変更ノタメ増反別ヲ生シタルトキワ、其反別ニ対スル普通買入代金ハ上納スルモ止ムコトナシ。故ニ其見込ヲ以テ歎願スベシト成シ、明廿五日出発、静岡袋屋ニ於テ会合ノ上支庁ノ意見ヲ打キ、其上名古屋へ出発スベシト相定メ、午后四時臺代作召連、金岡役場ヨリ帰宅ス。

明治三十二年五月廿五日 快晴

前日ノ約束ニヨリ正午拾二時、佐野停車場ヲ発シ静岡ニ向フ。沼津駅ニ至リ江藤・長倉ノ両氏ニ会シ、同車午后二時静岡ニ着シ旅舎袋屋ニ投ズ。暫時休息シ、三名同道シテ御料局支庁ニ至リ野呂技師ニ面会ヲ求ム。直チニ応接所ニ於テ面会ス。支庁ノ方針ヲ打キタルニ、前日江藤・長倉面会ノ節ノ如シ。依テ秋山支庁長ニ面会ヲ求メタルモ遠州地方出張不在ノ旨ナルニヨリ、局長ノ滞在所尋ネタルニ野呂氏ノ曰ク、今廿五日ハ岐阜県垂井宿ニ到宿ノ様子、若シ然ラサルニ於テハ養老ナラントノ意見ニヨリ、兎ニ角確乎タル場所ハ名古屋支庁ニテ聞サレハ判

然セヌトノコトニ付キ、直チ二名古屋エ出發ノコトニ相定メ退行セリ。

帰途、前ノ駿東郡長ヲ鍛冶町ノ邸ニ問フ。岡本氏が宿ニニテ直チニ客席ニ通シ面接ス。氏ハ駿東郡ヨリ安倍郡長ニ転任スルヤ、直チニ台湾地理局ニ再度転任ノ命アリ。正ニ出發セントノ用意最中ニテ行李ヲ調エ居ラレタリ。依テ直チニ今回名古屋行ノ件ヲ協議セシニ、大ニ同情ヲ表サレ、局長一行ノ顧問役タル前ノ山林局長高橋氏及技師江崎氏エ添翰ヲ附セラレタリ。尤モ明廿六日早天迄ニ認メ置クベシト諾サレタルニヨリ、暫時談話ノ上退邸シ旅舎袋屋ニ戻リ三名共一泊ス。

明治三十二年五月廿六日 快晴

午前六時江藤・長倉両氏ヲシテ岡本前郡長ヲ昨日ノ約束履行シ訪問セシメタリ。岡本氏ハ駿東郡長タリシ際、愛鷹山引戻及払下ノ件ニ付テハ大ニ尽力セラレ、今回台湾ニ行ニ付キ慰勞報酬トシテ金五拾円ヲ呈送セントテ、江藤・長倉両氏持參セリ。岡本氏ハ台湾用意申中旅費欠乏

ナリシヲ以テ大ニ悦ハレタルナリ。岡本氏ハ昨日約東ノ通、高橋及江崎エ宛タル書翰式通渡サレタルニヨリ、両氏持參ノ上帰宿シ旅装ヲ整エ、午前八時三拾分西行列車ニ乗り、名古屋ニ向テ出發ス。午後三時三十分名古屋ニ着ス。直チニ腕車三輛ヲ雇イ驅テ榮町ノ旅舎山田屋ニ投宿ス。江藤氏ハ始テ愛知ニ到着ナセシヲ以テ、当日ハ御料局ヲ訪問セス市中ノ繁榮ヲ視察セリ。午後六時帰宿一泊ス。

明治三十二年五月廿七日 快晴

午前八時、三名山田屋ヨリ愛知県庁ニ至リ泉谷高次郎氏ヲ訪問ス（氏ハ江藤氏ノ親戚ニシ）。未夕出県ナキ旨ニ付キ退庁、直チニ御料局名古屋支庁ニ至リ、三名々刺ヲ通チテ局長一行ノ在所ヲ訪フ。取付員出テ、曰ク、昨日岐阜県下養老泊ノ様子ナレトモ、当庁ニ於テハ別ニ通知ナキニヨリ判然セス。唯新聞上養老カ或ハ大垣ナラント推測セラル。前々ヨリ各所ノ日割アリシモ、雨天其他ノタメ大ニ相違相生シタルニヨリ確答シカタシ。是レヨリ岐



阜二至リ当庁出張所ニテ聞キ糺サハ判明スベシトノ言ニ付キ、直チニ岐阜行ト決シ退庁ス。帰途江藤氏ハ泉谷高次郎ヲ県庁ニ問イ、余・長倉両名ハ師団ヲ見物シ、夫レヨリ同城傍ナル東照公ノ私殿ニ參詣シ、拾二時ニ至リ旅舎山田屋ニ戻リタリ。暫時ニシテ江藤氏モ県庁ヨリ戻リタルニヨリ出立ノ要意ヲナシ、午后名古屋発西行列車ニ乗シ岐阜駅ニ向テ進行ス。午后三時半ニ至リ岐阜駅ニ着ス。下車シ直チニ腕車三輛ヲ命ジ、御料局岐阜出張所ニ至リ名刺ヲ通チタルニ、暫クシテ所員一名出テ迎フ。三名来意ヲ述ベテ局長ノ处在ヲ問フ。所員曰ク、昨夜養老宿泊ニテ本日正午当地ニ到着、長良川ノ北岸ナル名古屋秋琴楼ノ別邸ニ滞在セラレ居レリトノ事ニ付キ、厚情ヲ謝シ、直チニ今小町旅舎玉井屋ニ投宿ス（此玉井屋ハ岐阜市第壹等ノ旅舎ニシテ、震災後ノ建築ニテ万事周到ナリ。客席及器具・裝飾品・湯殿・廁ニ至ルマテ間然スル処ナキ旅舎ニシテ、東海道ニワ余リ見サル処ノ旅舎ナリ）。三名案内ニヨリ楼上ノ一室ニ投ジ、名刺三枚ヲ示シテ宿

所ヲ示ス。夫レヨリ境界変更ニ係ル縮図ニ変更ノ場所ヘ朱点等ヲ附シ猶書面ヲ浄書シ、午后五時ニ至リ腕車ヲ命シ、三名共長良川北岸字大河原ナル秋琴楼ノ別邸ニ至ル（今小町ノ玉井屋ヨリ凡二十町以上）（邸ハ長良川ニ沿ヒ金華山ノ北麓ニシテ、山水明美ナル最モ難得好位置ナリ。其邸家屋構造モ亦中間然スル所ナシ）。下車シテ三名々々刺ヲ通チ江崎技師ニ案内ヲ請フ。暫クシテ取付キノモノ案内ニテ技師ノ部屋ニ至レバ、江崎一名ニテ親シク面談セラル。依テ来意ヲ述テ書面ヲ呈ス。江崎氏曰ク、大ニ将来ニ關係スル理由アル説ナレトモ、唯是座上ノ空論ニ過キササルノミ。是ハ此レ実地問題ナレバ唯三名ノ理論ヲ信シテ許否スル訳ケニ行カサルベシ。幸イ局長ニモ別室ニアルヲ以テ熟議スベシトノ意見ニテ、願書ト図面トヲ持參シ局長室ニ至レリ（局長ハ高橋氏ト囲碁最中ノ様子ニ見受ケタリ）。暫時ニシテ江崎氏出テ来リ曰ク、局長トモ熟議セシニ、貴殿等ノ説ノ如クセハ双方将来ニ好都合ナランモ、先キニ説明スル如ク実地問題ニ屬スル件ナレバ、至急静岡支

庁工命シ調査ヲ遂ケシメ、然ル後チ許否決答スベシトノ局長ノ意主ニヨリ、右ニ承知セラレタシ云々。依テ三名共、本日は是非共静岡支庁工御命令ヲ請イタシ云々ト述ベタルニ、江崎氏曰ク、今夕必ス公文ヲ以テ命令スベシト承知セラレタルニヨリ、三名共其厚意ヲ謝シ局長及高橋ニ面会セズ退邸セリ。依テ再ヒ腕車ニ乗シ長良川ヲ渡リ旅舎ニ戻レリ（長良川ノ橋梁ハ凡百間計ニシテ、其川水流実ニ浄水ニテ他ニ比類ナキ明美ナル川ナリシナリ）。夫レヨリ入浴喫飯ス。暫クシテ玉井旅主来リ告ケテ曰ク、今夕局長一行ノ歡迎トシテ当地ニ於テ有名ナル鵜飼ノ挙アリ。遊覽セラル、ニワ最モ好時期ナリ。願クワ出頭アレト。三名協議シテ其請求ヲ容レ、直チニ出頭ノ要意ヲ命ス。暫時ニシテ要意調フノ旨ヲ告ケラル。三名腕車ニ乗シテ再ビ長良川ニ至ル。然ルニ旅舎ノ用意周到ニシテ、鏡岩丸ト称スル屋根船ハ橋畔ニ裝飾ヲナシ、球燈三四個ヲ点シテ余一行ヲ迎フ。直チニ下車、船中ニ移ル。船中茶菓其他ノ備付アルモ、惜哉酒肴ノ要意ナキヨリ直チニ

其要意ヲ命シ、船頭ヲ上流ニ向エ上ルコト殆ント甘町余、何レモ浅瀬ニシテ船主ハ河中ヲ網ニテ引登レリ。漸ク金華山麓ニ至レハ一ノ深淵アリ。局長一行、此処ニテ盛宴ヲ張り鵜飼ヲ見物セラレ居レリ。鵜飼船ハ総數拾二隻ニシテ、左モ盛大ナル鵜飼ナリ。午後拾時、流ヲ下リ長良橋畔ニ至リ上陸シ、再ヒ腕車ニ乗シテ玉井屋ニ戻レリ。此一夜ノ雇船ハ総計一円五拾錢計ニシテ、至テ廉ヲ極メタリ。此時ノ歌ニ曰ク、

ながらへて長良鵜飼ノ篝火を君と小舟ニ今宵見んとわ  
江藤氏モ一詩アリ。長倉氏モ一首アリタレトモ除ク。

〔標外〕  
本日御料局長工差出シタル願書与

哀願書

今般駿河国駿東郡宇愛鷹山御料地払下御許可相成候ニ付テハ、目下静岡支庁ヨリ吏員派遣セシメラレ、兼テ提出置候請書之条項ニヨリ、曩年拝借當時ノ区域線ニヨリ界線踏査中ニ有之候処、右界線タルヤ熟レモ見通シ線ニ相

成居、其一斑ヲ陳述候得ハハ、或ハ起伏セル二三ノ山降、若クワ支脈ト其間ニ横臥セル深沢、若クワ凹窪地ヲ横斷スルアリ、或ハ山腹ヲ中斷スルアリ、実ニ邈タル異線ノ実況ニ有之。旁以テ将来境界ノ紛擾ヲ招致シ、夥多ナル組合人民等ニ於テハ、畏レ多クモ世伝御料地ト界線ヲ誤認スルカ如キ不幸ノ境遇ニ陥ルナキト、今ヨリ憂慮措ク能ハス候。加之前項ノ如キ境界ニ確定候場合ハ、御料局并ニ吾々組合村ニ於施業ノ区画ハ異様ノ奇觀ヲ呈シ、事業設製上少カラサル不利不便ナルコトハ、一目瞭然ノ次第ニ御座候。右ニ付キ從來ノ漠タル界線ハ双方地籍ノ取捨ヲ斟酌シ、以テ将来確固不動タル界線ニ捩リ御引渡相成度、別紙略図相添、此段奉懇願候也。

明治卅二年五月廿七日

管理者

委員

姓名

明治三十二年五月廿八日 快晴ス

午前八時旅舎玉井屋ヲ出發シ、三名ニテ県庁・監獄署・

中学・師範学校、其他市況ヲ巡視シ、金華山ニ登レリ。

茲ニ小亭アリ。眺望園ト名ク。園中一ノ時鐘樓アリ。時々

岐阜全市ニ時刻ヲ報スル所タリ。眺望園ニワ媪翁ノ式名

住シテ洪茶一煎ヲ呈ス。三名小憩シテ四方ヲ望メハ、西

八大垣・養老、其他美濃過般ヲ眼下ニ遠瞰ス。北ハ長良

川一帯ト連亘タル諸山ヲ望ミ、東南ハ名古屋ヨリ伊勢海

ヲ遙カニ望メリ。岐阜市ハ其麓ニシテ其高キコト幾百尺

ナルヲ知ラス。絶頂ニ至レハ織田信長ノ天主台ヲ建築シ

タル古跡ニ連ナリ、実ニ眺望絶佳ナリ。此ノ金華山ハ総

テ赤黄色ノ岩石山ニシテ、樹木ハ數百年後ノ楠樹鬱蒼ク

リ。然ルニ天主台ニ至レハ深サ數十尺ノ井戸アリ。信長

天主ニ住シテ使用セシトノ口碑アリ。斯ク絶壁ナル岩石

山ニ天主ヲ築キ井ヲ穿チ、其拳ヲ一見シテ信長ノ豪勇ナ

ルヲ想像スルニ余リアリ。午前拾壹時ニ至リ下山ス。帰

途山麓ノ陶器店大吉園ニ於テ金華山焼ノ茶器數品ヲ購求

シ、旅舎ニ戻レリ。夫レヨリ旅装ヲ調イ午餐ヲ喫シテ全ク帰途ニ付ク。停車場ニ至リ乗車、午后六時静岡ニ到着シ袋屋ニ宿泊ス。

同年五月廿九日 快晴

午前九時三名ニテ袋屋ヲ出テ、御料局静岡支庁ニ出頭シ技師野呂貞次郎氏ニ面会シ、岐阜ニテ岩村局長及江崎技師ニ面会ノ顛末ヲ報告セシニ、野呂氏曰ク、昨日局長ヨリ同伴ニ付照会書来着セリ。依テ直チニ沼津出張所長吉田敬一ニ出岡ヲ命シタルニヨリ、本日午后出頭セラル、ナラン。局長ヨリノ照会ハ实地踏査シ何分ノ意見申報スベシトノコトニ付、吉田及二瓶技手ヲシテ登山調査セシムルニヨリ、同人等ト協議セラルベシトテ、懇篤注意セラレタルニヨリ三名共厚意ヲ謝シ退庁シ、正午拾二時東行列車ニテ各々帰宅之途ニ付キ、江藤・長倉両氏ニワ沼津ニテ別ヲ告ケ、午后五時全ク帰村ス。

同年五月三十一日 雨天

午前八時江藤金岡村長ヨリ特使来状アリ。其要ニ曰ク、

愛鷹山境界再踏査ノタメ沼津出張所長吉田敬一及二瓶技師登山ニ付、山居牧場宿泊ノ見込ヲ以テ直チニ出頭セラレタシ云々。然ルニ早朝ヨリ降雨ナリシニヨリ、快晴登山ノ旨返報、登山セス。

明治三十二年六月壹日 快晴

昨夜来ノ降雨止ミタルヲ以テ、午前拾時市川喜代作ヲ従者トシテ字池ノ平ヲ経テ山中山居牧場ニ至ル。午後二時牧場ニ至レバ、二瓶技手及本局測量技手鬼丸長次郎ノ兩人ト大石角平并二人足数名居リシノミ。江藤・長倉ノ両管理者未タ登山セス。午后五時ニ至リ沼津出張所長吉田敬一及牧場理事鈴木亮平ノ両氏登山ス。夫レヨリ午后六時ニ至リ、江藤氏馬夫壱名ト共ニ登山ス。長倉管理者ハ事故ノタメ登山セス。壱岡山居牧場ニ宿泊ス。

明治三十二年六月二日 快晴

午前七時吉田所長、二瓶技手、江藤管理者及拙者、大石巡邏ノ五名ト、二瓶氏雇人足式人、江藤従者壱人、市川喜代作、合計四名ノ人足ト共ニ、山居牧場ヲ出発シ各

地境界変更ノ場所見分ヲ為ス。第壹着手変更ノ場所、牧

投宿者左ニ

場上字行者小屋下ノ境界変更ヲ為シ、夫レヨリ青野・根

吉田敬一 二瓶貞次郎 拙者 及 大石角平 并

古屋ノ両字地先キナル字廣合ヲ經テ天狗ニ至リ、猶黒岩

喜代作 外人足式人 合計七名

ノ変更ヲ為シ、字城山ニ至ル。途中長倉村長登山セラレ、

長倉氏ハ途中帰宅セリ。江藤氏ハ夜中帰宅シ、其後ハ

夫レヨリ一同石川上ヲ見分シ、午后五時森藤七郎方へ到

大中寺方丈眞覺玄鐘接待ノ勞ヲ取り間然スル所ナシ。

着、投宿ス。偶森氏不在ニ付面接セス。森氏ハ組合植樹

同年六月四日 快晴

地害虫駆除ノタメ鷹根及金岡上ニ登山セシトノコトニテ、

午前七時長倉・江藤ノ両氏自宅ヨリ大中寺ニ出頭セラ

夜中寢後帰宅セリ。森氏迎ノタメ市川喜代作外巻名、根

レタルニヨリ、吉田署長及二瓶技手ト共ニ旅装ヲナシ大

古屋マテ差出シタルモ、行違ノタメ会遇セス。人足モ夜

中寺ヲ出發シ、人足宗吉ハ直チニ山居ニ荷物ヲ運送ス。

二人リ帰宅セリ。

二瓶從者青嶋及市川喜代作ノ式人ハ荷物及弁當ヲ持參シ

同年六月三日 午前快晴午后雨天

テ吾等一行ニ隨從ス。一同長久保ヲ經テ一色ニ至リ、夫

午前八時吉田・二瓶・江藤・長倉・森及拙者ト及從者

レヨリ登山シテ梅ノ木沢牧場ニ達シ昼飯ヲ喫ス。夫レヨ

数名ト森氏ヲ出發シ、富士郡境ナル字江ノ尾丸見下マテ

リ梅ノ木沢日向ニ登リ字追分ニ至ラントセシニ、午后一

登山セシニ、途中降雨アリ。勢進ム能ハサルニヨリ、船

時半ニ至リ大雨益ヲ覆スカ如ク降り来リタルニヨリ、一

津上及江ノ尾上ノ変更場所ヲ遠見確定シ、夫レヨリ下山

時松樹陰ニテ休憩、協議ヲ尽シ、池ノ平及梅ノ木沢ノ變

シ再ヒ森氏ニ戻リ一同昼飯ヲ喫シ、雨中森氏ヲ發足シ金

更ハ遠望ニテ相定メ、字追分日陰沢入ノ分ハ図上ニテ變

岡村中沢田大中寺ニ至リ投宿ス。于時午后四時ナリキ。

更シ、吉田及二瓶ノ両技手モ快諾セラレタリ。依テ一同

兩ヲ冒シテ定輪寺大石角平宅ニ至ル。雨益々猛烈ナリ。

故ニ吉田・二瓶・江藤・長倉ノ四名ト從者青嶋ハ大石方ニ宿泊ス。拙者及喜代作モ列座晚餐ヲ喫シ、夜中全ク帰宅ス。此際二瓶技手ハ<sup>函</sup>面ニテ變更ニ係ル出入ノ反別歩合表ヲ作り、且靜岡支庁エ復命ノ書面ヲ作製セラレタリ。

此時吉田所長曰ク、今回ノ變更ニ付テハ明後七日二瓶技手ト支庁エ至リ野呂技師ト熟議ノ上決定スベキニヨリ、其上確乎タル意見ヲ開陳スベシ。併シ今回諸士ノ請求通り許可相成ルトモ、諸士ノ請求ニヨリテ變更爲シタルニ

非スシテ、明治十六年貸与当時ノ境界線ナリト見做サレシコトヲ望ム。如何トナレハ貸与地外ハ世伝御料ナレバ、容易ニ該地ノ境界ヲ變更スル能ハサレバナリ。右ノ理由ナルヲ以テ、悪<sup>鮑</sup>マテ貸与地境界ナリト見做サレ組合一般ニモ斯ク示メサレタシ云々ト、懇切將來ヲ諭示セラレタリ。吾等三名ハ其厚意ヲ謝シ充分服膺スベキコトヲ答フ。依テ午<sup>後</sup>拾時別ヲ告ケテ喜代作同道帰宅ス。帰途二瓶氏ハ余ヲ邸外ニ送り、運動実行ノ件及報酬上ノ件ニ付注意

及依頼アリタリ。

明治三十拾貳年六月拾日 快晴

愛鷹牧場処分及牝牛購入ノ件、靜岡農工銀行起債ノ件ニ付、内務・大藏兩大臣エ許可出願ノ件等議定ノ為、駿東郡役所エ集會ス。

出席者 江藤管理村長 長倉同斷

委員 高野義長 川口與五郎

横山健吾 合計五名

午後四時決定ノ上一同退散ス。

同年六月拾壹日 快晴

管理者長倉出頭曰ク、明拾貳日ヨリ境界變更再調査ノタメ二瓶技手頭山<sup>登</sup>ニ付、人足拾名ヲ引率シ字沢入ニ出頭アリタシ云々。依テ其意ヲ諾シ、午後三時帰宅セラレタリ。

同年六月拾二日 快晴

午前八時、前日長倉氏報告ニヨリ人足拾名ヲ引連レ字沢入<sup>通称大平</sup>(日陰通り)ニ出頭ス。午前拾時ニ至リ二瓶技手及江

藤氏、人足式名ト共ニ山居牧場ヨリ出頭ス。午前拾壹時

ニ至リ又々長倉氏登山セリ。午后貳時ニ至リ字沢入刈払  
及変更ノ測量ヲ終リ、人足五名ヲ以テ石標埋替ニ着手セ  
シメ、外人足ヲ引連レ二瓶及江藤・長倉ト共ニ梅ノ木沢  
ニ至リ境界変更ヲナシ、刈払及測量トモ同所沢頭迄終了  
シ、午后三時半二瓶技手一行ハ山居ニ戻リ、長倉氏ハ自  
村ニ、江藤氏ハ余ト共ニ帰宅シ自宅ニ一泊ス。

午後九時ニ至リ金岡村役場書記杉山某、江藤氏エ面会  
ノタメ出頭ス。其要件ノ大略ハ、愛鷹山ノ内西ハ柳沢川  
原ヨリ東ハ桃沢川ヲ限リ、皇太子殿下御獵場ニ御指定相  
成ルニ付、山口主獵局長出頭セラレ、明拾三日鷹根村鳥  
谷光嚴寺旅宿マテ午前六時江藤氏ニ出頭方被達タルニヨ  
リ、其意ニヨリ夜半拾時出張セシトノコトニテ、江藤氏  
ハ杉山書記ヲ從エ夜半拾壹時帰村セラレタリ。

本日登山ノ人足 西嶋元作 市川喜代作 横山篤作

横山茂十郎 同 弥十郎 西嶋和十郎 同 文作

秋山吉藏 鈴木伊平

明治三十二年六月拾五日 快晴

午前七時人足萩田亀吉ヲ召連レ境界変更及刈払之タメ  
登山シ、字梅之木沢上追分ニ至ル。二瓶技手山居牧場ヨ  
リ出頭ヲ待チ居ルコト数時間、天候雨ヲ催シタルヲ以テ  
出頭ナシ。依テ帰宅セントセシニ折柄長倉村長、大畑ヲ  
経テ出頭セラル。兩人対座二瓶氏ヲ待ツコト猶数時、然  
レトモ二瓶氏出頭ナキニヨリ、昼飯ヲ喫シ目標ヲ立テ、  
長倉同道帰村ノ途ニ付キ、長倉氏ハ大畑ニ下リ佐野ヨリ  
汽車ニテ帰村セリ。余及亀吉ハ午后二時全ク帰宅ス。  
同年七月三日 快晴

境界測量終了ニ付、種々協議ノタメ管理村長江藤氏ヨ  
リ召集ニ付キ、金岡役場ニ出頭ス。出席員左ノ五名ニテ  
以下数項ヲ議決セリ。

川口與五郎 高野義長 長倉村長

江藤村長 拙者 ノ五名ナリ

第一ニ二瓶技手エ慰勞報酬ノ件協議シ、種々討議ノ末、

目録ニテ百五拾円ヲ贈呈スルコトニ確定ス。

第二ニ二瓶技手山居滞在中食料ノ件協議シ、無料ノ説モ

本局技手

鬼丸長次郎

アリタレトモ、無料ニテハ二瓶氏職務上迷惑トノコト

同局沼津出張所長

吉田 敬一

ニ付キ、壹食八錢ヲ徴シ、人足ノ分ハ壹食五錢ヲ徴ス

同所技手補

下田徳次郎

ルコトニ決定ス。

同所技手補

山本 銀太

第三ニ慰勞ノ件協議ノ結果、來ル五日浮影楼ニ於テ關係

同沼津出張所巡邏

大石 角平

村長及委員立合、二瓶技手及沼津御料局出張所長以下

以上來賓

ヲ招待スルコトニ相定メ、会費ハ壹人凡壹円宛ノコト

金岡村長

江藤 浩藏(管理者)

ニ決定シ、午后五時退散ス。

片濱村長

々倉 計吉(管理者)

帰途沼津ニ回リ二瓶技手旅舎ヲ訪問シ、面会ノ上種々

森藤七郎

高野義長

川口與五郎 及

談話ノ末、慰勞会ノ定日等略ホ申告シ、同氏ヨリ酒肴ノ

拙者

以上踏査員

饗応アリ。午后七時列車ニテ全ク帰宅ス。

大岡村長大嶽久三郎

牧場理事鈴木亮平

同年七月五日 快晴

金岡村収入役岡田芳郎

同役場書記植松久治

同杉山某

愛鷹山境界踏査完結ニ付キ、技手二瓶貞次郎及測量師

ノ合計拾六名ナリ。大石角平ハ欠席セリ。

本局技手鬼丸長次郎等ノタメ、慰勞宴ヲ沼津町港橋々畔

是ニ於テ一同集合前、森藤七郎ヨリ二瓶技手報酬問題

ナル浮影楼ニ開クカ為メ出張ス。

ニ付キ変更ノ意ヲ提出セラレ、最高額ヲ一百円ト修正ノ

出席員左ノ如シ。

義主張セラレタリ。江藤・川口ノ両氏モ稍々同意ノ意見

御料局静岡支庁技手 二瓶貞次郎



ナルニヨリ、拙者ニ於テハ極力反対セシモ、尚高野・長倉モ森氏ノ変更意見ニ賛成ノ意ヲ表セラレ、遂ニ委員会決定ノ百五拾円説ハ修正セラレ、百円説ニ多数ニテ確定セラル。余ハ壱人ニテ委員会決定ヲ軽々ニ変更スベキモノニ非ス、且此ノ困難ナル踏査ヲ二瓶一人ノ意中ニテ組合ノ利益タルベキ様決定セラレタルハ、其功蹟大ナルニヨリ聊カ百五拾円位ノ金悋ムニ足ズト主張セシモ、其功ナク百円ニ削減セラレ、長倉・江藤ノ両氏ニテ二瓶氏旅舎大原諒方ニ持參シ、秘密ヲ以テ二瓶氏ニ授受セラレタリ。

午後三時ニ至リ浮影樓ニ会シ開宴ス。各々慰勞ノ辞ヲ述ベ宴酣ナルニ至リ、妓数名ヲ招キ各々得意ノ技藝ヲ演シ、午后拾時退散シ、余ハ二瓶氏旅舎大原方ニ一泊、翌六日全ク帰村セリ。

同年七月拾六日 快晴

管理者ヨリ委員会ノ通知アリシモ出席セス。

同年八月九日 快晴

明治三拾二年度組合費予算及組合財産管理規定其他ノタメ沼津高等小学校内ニ於テ組合会ヲ開ク旨、通知ニ付キ出頭ス。午后四時帰宅ス。

同年八月拾日 快晴

前日ニ引続キ会議ニ付キ出頭ス。午后四時帰宅ス。

同年八月拾壹日 快晴

尚前日ニ引続キ開会ニヨリ出頭ス。午后四時開会シ、議員壱同港橋々畔浮影樓ニ於テ懇親会ヲ開キ、会スルモノ拾七名、午后拾時退散シ杉本和平方ニ一泊ス。

同年八月拾二日 晴天

前日ニ引続キ会議、予算按及管理規定決了ノ后、尚組合取締ノタメ同規定ニヨリ常設委員ヲ撰挙スルコトニ確定シ、投票ノ結果左ノ諸氏多数當選セリ。

拾三点 森藤七郎 九点 川口與五郎

八点 横山健吾 八点 高野義長

八点 西山平次郎 以上五名各々承諾就任ス

次キニ愛鷹山地籍決定ノタメ調査委員ヲ置クノ必要ア

り、多数員ノ請求ニヨリ議長ノ指命<sup>(名)</sup>ニヨリ、左ノ七名当  
選就任セリ。

森藤七郎 川口與五郎 横山健吾 高野義長

西山平次郎 増山豊太郎 井口熊次郎

午后六時全ク閉会、退散セリ。

明治三十二年八月拾三日 晴天

本村ノ内字桃園ハ従来愛鷹山入会外ナリシヲ今回入会  
ヲ得度キ旨ニテ屢々申出アリ。本日モ亦タ杉山彌太郎午  
前ニ来訪、午後ニ至リ高崎新平及杉山彌太郎等来談アリ。

同年八月拾四日 晴天

右入会ノ件ニ付テハ長泉村高野義長反対ノ意見ヲ有シ  
居リ協議決定セサルニヨリ、同氏工充分事情ヲ説破シ交  
渉呉候旨ヲ以テ杉山・高崎ヨリ依頼ニ付キ、高野義長方  
ヲ訪問セシモ、同氏ハ江原素六氏ニ面会ノタメ沼津ヨリ  
御殿場ニ出頭セシトノコトニテ面会ヲ得ス、空ク帰宅シ、  
桃園申出ノ事情ヲ書面ニテ高野工申越シ置タリ。

同年八月十七日 晴天

午前ニ於テ杉山彌太郎出頭曰ク、昨日金岡村役場工出  
頭、江藤管理者ニ面接、入会ノ事情請求為シタルニ幸イ

高野氏モ出頭セラレ居タルヲ以テ、江藤氏ヨリ高野氏ニ  
交渉ナシ呉レタリトノ挨拶アリ。

同年八月廿三日 快晴

沼津郡会堂ニ於テ委員会ノ旨管理者ヨリ通知ニ付キ出  
頭セシニ、組合各村長モ出席ニテ組合規定ノ変更ヲ議定  
セリ。午后帰村ス。

明治三十二年九月四日 快晴

管理村長ヨリ山居牧場ニ於テ牛馬売却相談之為出頭呉  
トノ通知ニヨリ登山セシモ、江藤其他関係人耆人モ集合  
セサルニヨリ、牧夫等ニ間キ糺シタルニ、昨三日鈴木理  
事及江藤管理者出頭セシモ、要用アリトテ即日帰村セラ  
レタリトノ事ニ付キ、山居工志泊ノ上江藤方工特使ヲ発  
セリ。然ルニ翌五日早天江藤ヨリ返書ニ曰ク、種々差岡  
ノ事情アルニヨリ金岡役場工出頭呉候旨申越ニ付、不得  
止午前拾壹時山居出發、金岡役場ニ至リ江藤氏ニ面会ス。

同氏曰ク、売却牛ハ技師ニ撰択ヲ托シ其上ニテ売却スル  
事ニ鈴木理事トモ協議相定メタルニヨリ、不日技師ノ調  
査ヲ遂ケ猶確定スベキニ付キ承知呉云々トノコトニ付キ、  
午后二時金岡役場ヲ発シ帰村ス。

本日ハ売却牛撰択ノ<sup>予</sup>預定ニ付キ、横山梅吉・西嶋寅藏  
ノ兩人モ買入望ミアリ、同道山居ニ至リシモ、前文ノ次  
第二付同所沓泊ノ上、兩人ハ翌五日直ニ帰村シ余ハ金  
岡村役場ニ出頭セリ。  
同年九月十四日 快晴

管理者ヨリ組合財産処分委員會ノ旨通知ニ付、午前金  
岡村役場ニ出頭ス。会スルモノノ左ノ如シ。

高野義長 横山健吾 長倉計吉 西山平次郎 及  
江藤浩藏

各協議ノ結果、來ル拾九日ヨリ金岡村岡ノ宮光長寺境内  
ニ於テ牛馬売却ノコト決定、午后五時退散セリ。

同年九月十九日 晴天

本日前日決定ニヨリ組合財産牛馬競売日ナルニヨリ

出頭スベキノ処、千福大字ニ於テ拙者ノ愛鷹山尽力ノ慰  
勞会ヲ開カル、旨通知ニ付キ、光長寺競売場ニワ出頭セ  
ス。

千福ニ於テ拙者ノタメ慰勞会ヲ催ストノ通知ニ付、其  
大要ヲ略記ス。人民惣代横山源次郎ヨリ午后三時<sup>明</sup>普時寺  
ニ於テ慰勞会ヲ開ク旨ニテ按内アリ。午后迎ノ者來リ依  
テ同道出頭セシニ、村内一同普明寺ニ集合団座ス。横山  
源次郎ヨリ愛鷹山払下尽力ノ功ニヨリ慰勞会ヲ開クトノ  
辞アリ。併テ払下ノ顛末ヲ報告セラレンコトヲトテ請求  
アリタルニヨリ、明治廿四年十二月初出願ノ當時ヨリ  
払下ニ至ルマテノ顛末ヲ詳細ニ時間余説演シ、一同満足  
ノ意ヲ表シ、終テ別席ニ於テ酒宴アリ。村内人民一同ニ  
ワ聊カ酒肴ヲ饗セラレ、余ハ別席ニテ人民惣代横山源次  
郎外拾数名ヲ接待ニテ充分酬ヲ尽セリ。其節、送り物ト  
シテ鮮魚一尾<sup>(大)</sup>及折詰ヲ送ラレタリ。<sup>(サバ)</sup>

明治三十二年九月廿日 快晴

牛馬競売ノタメ金岡村光長寺ニ出頭ス。江藤管理者初

メ委員集合、夫々競売ヲ為シ居タリ。前日競売好景ナルヲ以テ見物人及買受人等群ヲナシ、サナカラ村社祭典ノ景況ヲ呈セリ。本日競売ノ數三拾五頭ニシテ、午后四時ニ至リ閉鎖セリ。本日ハ光長寺本堂ニ一泊セリ。

同年九月廿一日 晴天

前日ニ引続キ午前九時ヨリ競売開始セリ。本日至テ好景ニテ牛馬合計式拾壹頭ヲ売却セリ。午后三時閉鎖セリ。都合三日間ノ競売ニテ売却見込數悉皆売尽シタルニヨリ、本日ヲ以テ全ク市場ヲ閉鎖セリ。本日モ亦タ光長寺ニ一泊ス。

明治三十二年九月廿二日 快晴

前日競売之調査其他今後ノ件ニ付、光長寺ニ於テ協議會ヲ開ク。前三日間ノ売却牛馬數七拾八頭ニシテ此代金合計式千百有余円也。午后三時協議ヲ閉鎖シ各退散ス。

余ハ直チニ帰宅ノ途ニ付キ夕景全ク帰宅ス。

同年九月廿八日 晴天

午前七時自身買請ニ係ル牛式頭代六拾壹円及小泉村佐

野大塚仲藏買入ニ係牛壹頭代殘金式拾六円ヲ取立テ持參シテ金岡村役場ニ出張セシモ、江藤村長出沼不在ニ付キ書記植松久次ニ付キ精算之上同人ニ現金引渡シ、午后四時帰村ノ途ニ付キ、帰路郡役所ニ於テ江藤村長ニ面接、起價ノ件及牛馬競売代金ニテ牛馬飼用料借入金返金ノ件等協議ヲナシ、帰村セリ。

拙者買受ニ係牛式頭ノ内五才壹頭代金參拾八円、当才壹頭式拾參円、合計六拾壹円ノ内、式拾五円ハ旅費日当ニテ差引、殘額ノ内參拾円六拾錢ハ境界踏査ノ際刈払人夫百式人千福ヨリ出勤シタルニヨリ常設委員横山源次郎ノ請取証ニテ引渡シ、尚殘額五円四拾錢現金ニテ相渡シ、買受牛代皆済精算ス。后日即チ十二月千福協議割合之節、人夫賃ハ横山源次郎ヘ引渡シ精算セリ。

明治三十二年拾月十日 晴天

開墾地区選定日誌

管理村長江藤氏ヨリ開墾地選定ニ付浮嶋村役場マテ出頭方通達ニヨリ、午前七時発足金岡村役場ニ至リシニ、

管理者江藤始委員、事務員浮嶋村エ向テ出發セシモ、數日來ノ降雨ニ付キ、鷹根村以西ハ総テ一帯ノ湖水トナリ村道通行モ杜絶致居リ、為メニ浮嶋ニ至ラスシテ鷹根村上ノ原野選定中ナリトノ旨ニ付、直チニ鷹根村役場ニ至リ書記山口氏ニ引合相糺候処、今朝本村助役道同管理者外數名登山セリ云々トノ事ニ付キ、夫ヨリ案内者名雇入レ現場ニ出頭セシニ、同村ノ内大字鳥谷上ニ選定中ニテ、江藤始メ川口與五郎・西山平次郎ノ兩委員及事務員參名人足式名ニテ実測シ居タリ。午后四時ニ至リ下山シ同村大字東原望月良平(鷹根村助役)方ニ壺泊ス。川口氏ハ山上ニ於テ別ヲ告ケ帰宅セリ。江藤氏ハ晩食后、組合起債ノ件ニ付キ内務省及大藏省エ交渉ノタメ、明拾壹日出京ノタメ帰宅セラレ、余及西山外事務員宿泊ス。

同年拾月拾壹日 晴天

西山委員及拙者ト兩名ニテ事務員ヲ率イ發足、鳥谷上ナル現地ニ至ル(字元ノ牧場下)。案内望月氏ノ請求ニヨリ査定中、川口氏出頭セリ。依テ二隊ニ別レ実測ス。午后三時

ニ至リ処用ノタメ一同ニ別ヲ告ケ、山中ヲ經テ長久保ニ至リ夫レヨリ一色ヲ經テ、午后七時帰宅ス。

爾后開墾地選定ニワ参与セス。

明治三十拾月廿二日 快晴

牧場処分ノタメ管理者ヨリ召集ニヨリ午前七時發足、金岡村役場ニ至ル。会スルモノ左ノ如シ。

管理者 江藤浩藏 長倉計吉 合式名

委員 森藤七郎 高野義長 西山平治郎

拙者 合四名

牧場理事 鈴木亮平 書記 植松久治

各々協議ノ結果、左ノ件ヲ議定ス。

一 牧場ハ一己人ニ於テ借牧請求アル場合ニ於テハ相当ノ(案)定件ヲ附シ貸シ渡スコト。若シ望ミ人ナキニ於テハ

断然廢牧ノ見込ヲ以テ、良牛廿五頭ヲ残シ他ハ悉皆売

却スルコト。

一 本月限り動物及家屋其他ノ整理ヲ為シ、沼津町外拾ヶ町村組合エ引渡スコト。

一 牧場設置ノ際有志ヨリ株金募集セシニヨリ、此際動物  
売却代金ヲ以テ株金ノ元金ヲ各有志株主ニ返戻スルコ  
ト。

一 右決議報告ノタメ近日有志株主ヲ召集シ意見ヲ聞き慰  
勞ノ宴ヲ開クコト。

右ニテ協議会決定シ午后四時退散シ、夫レヨリ沼津ヲ經  
テ汽車ニテ帰宅セリ。

同年拾壹月八日 晴天

牧場処分議定ノ為管理者ヨリ通知ニ付キ駿東郡役所内  
ニ出頭ス。会スルモノ兩管理者及委員一同、有志株主出  
頭セリ。依テ旧牧場株式会社株主ニ元金返戻ヲ議定報告  
シ、終テ浮影樓ニ慰勞会ヲ開キ、午后拾時退散セリ。依  
テ沼津本町杉本屋ニ屯泊ス。

翌日、沼津中学校設置ノ件ニ付協議ヲ為シ、郡会ノ決  
議設立スルコトニ決議セルヲ以テ、午后四時帰宅セリ。

明治三十二年拾壹月十二日 雨天

動物処分ノタメ駿東郡役所へ委員集合ノ旨、管理者ヨ

リ通知アリシモ、雨天ニ付キ出頭セス。翌十三日出頭セ  
シモ散会后ニ付キ、夫レヨリ長濱兎玉方へ出頭ス。

同年拾壹月十三日 晴天

組合管理者ヨリ愛鷹山巡視選任ノ旨通知アリ。

富岡村大畑 市川四郎平

金岡村東沢田 高田篤親

鷹根村西権路 伊東豊作

同年拾壹月十七日 晴天

愛鷹山之内字八合及須釜入ニ属スル元四ヶ村入会  
(御宿・上ヶ田  
金沢・葛山) 地ノ実査トシテ管理者及委員出頭ノ旨通  
知ニヨリ、午前八時旅装ノ上御宿ナル村役場マテ出頭、  
待受ケタリ。午前拾時ニ至リ左ノ諸氏富岡村役場ニ出頭  
ス。

管理者金岡村長 江藤 浩藏

同 片濱村長 々倉 計吉

組合常設委員 川口與五郎

同 高野 義長

同 西山平次郎

小泉村 渡辺孫三郎 渡辺恵作

同 拙者

外 拾五六名

組合巡視 市川四郎平

右一同同道シテ葛山之内田場沢・大河原境界線ヨリ今

同 高田 篤親

里界ヲ登山シ、各々実地ノ見分ヲナシ、字須金沢ナル今

同 伊東 豊作

里用水源ノ湧沸所ニ至リ休息シ、長泉村及小泉村惣代ハ

組合事務所書記 江藤敬太郎

字箕洞日陰ヲ見分ナシタキ旨ニテ、人足壹名ヲ附添工箕

右壹同ト富岡村長湯山氏外惣代人左ノ諸氏ト午前拾壹

洞工送り、管理者壹行ハ夕景ニ至リ今里ニ下山シ、杉本

時富岡村役場ヲ出發ス。

兵作及坂田佐七郎方へ壹泊ス。富岡村長及四ヶ字惣代ハ

富岡村長 湯山庄作 元四ヶ村惣代 湯山一

各々明日ヲ約シ帰村セリ。

同 土屋甚平 同 湯山順作

明治三拾二年拾壹月十八日 晴天

同 坂田佐七郎 同 坂田太郎平

午前八時今里杉本兵作及坂田佐七郎方出發、下和田界

同 勝又富作 同 芹沢孝三

ナル字八合ニ至リ休息、夫レヨリ御料地境界ナル極点ナ

同 市川仲藏 同 中村宇三郎

ル大河原上ニ至リ、夫レヨリ雷神峠ニ下山シ葛山稜畑ニ

同 岩佐茂市

至リ、猶千福界ニ移リ千福ニ下山、各々帰村セリ。同日

長泉村及小泉村有志トシテ左ノ諸氏実地見分トシテ道

(同)

富岡村長及元四ヶ村惣代ハ前日ノ如ク登山セシモ、字稜

行セリ。

畑ニ至リ別ヲ告ケ、各々自村ニ戻レリ。

長泉村 永井完太郎 秋山村次郎

前夜杉本及坂田氏エー泊ノ節ハ、今里用水使用者惣代

等数名来り、用水源区域及水路借受ケ度旨申出テニテ、  
文久年間杉本兵作養父杉本重右衛門、勝又仁三郎実父仁  
左衛門発起、三ケ年ノ星霜ニテ成工セシ旨其沿革ヲ説明  
セラレ、管理者及委員一同モ貸与ノ件略承諾セラレ、追  
テ願書差出スコトニ双方承諾セリ。夫レ故、酒肴ノ饗応  
アリ。一同深更ニ至リ寝ニ付ケリ。余及管理者兩名ハ杉  
本方ニ泊シ、残委員其他ハ坂田方ニ宿ス。

同年十二月三日 天晴朗

(以下、記載なし)

(裏表紙)

筆者 横山健吾



愛鷹山關係雜誌



(表紙)

# 愛鷹山関係雑誌

(縦一五〇ミリ×横一〇四ミリ)

## 駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定

### 第壹条

本組合ハ駿東郡(朱筆)沼津町(朱筆)片濱村、浮嶋村、鷹根村、原町(朱筆)、金岡村、大岡村、長泉村、清水村、小泉村、富岡村ヲ以テ組織ス。

富岡村ヲ以テ組織ス。

### 第貳条

本組合村会ハ沼津町(朱筆)、片濱村、浮嶋村、鷹根村、金岡村、大岡村、長泉村、原町(朱筆)ノ内原・大塚、清水村

ノ内長澤・八幡・柿田・伏見・新宿、小泉村ノ内水窪・

富岡村ノ内大畑ニ関スル駿東郡愛鷹山拝借地(鉛筆)及

同山一切ノ事件ニシテ其共同事務ヲ処理決定スルモノトス。

トス。

第三条 組合議員ハ左ノ割合ヲ以テ各町村会議員ニ於テ

互撰ス。

沼津町 片濱村 浮嶋村 鷹根村 金岡村 大岡村

長泉村 原町 各式人

清水村 富岡村 小泉村 各壹人

第四条 組合会議員ハ特ニ任期ヲ定メズ各町村会議員ノ

職ヲ罷ムルト共ニ消滅ス。

第五条 組合会議員ノ欠員ヲ生シタルトキハ其都度補欠

撰挙ヲナスベシ。

第六条 組合会議員撰挙ハ各町村ニ於テ之レヲ行ヒ直チ

ニ当撰者ノ姓名ヲ管理者ニ報告スベシ。

第七条 組合ニ於テ支弁スベキ費用ハ従前ノ習慣ニ拠リ

差等ヲ設ケ賦課徴収ス。

第八条 本組合ノ事務ハ各町村長ノ互撰ヲ以テ管理者(式)

名ヲ定メ其管理ヲ受クルモノトス。

第九條 本組合ノ事務実施手續キニシテ此規定ニ掲載セ

サルモノハ都テ町村制ニ規定セル制條ニ準拠ス。

右之通協議決定ニ付許可ヲ請フ。

明治廿四年九月三十日

駿東郡富岡村惣代

市川四郎平

同 小泉村惣代

渡辺 恵作

同 長泉村惣代

永井嘉六郎

室伏平右衛門

同 清水村惣代

石垣 政平

同 大岡村惣代

関 新平

(鉛筆) 井上熊次郎

同 片濱村惣代

長倉誠一郎

同 原町惣代

渡邊太郎次郎

井口儀三郎

同 浮嶋村惣代

森藤七郎

深沢 諒平

同 鷹根村惣代

岡野弥平太

望月良平

同 金岡村惣代

岡田金吾

鈴木亮平

同 沼津町惣代

仁王藤八

同 和田仁三郎

駿東郡長 河目俊宗殿

前書之通願出二付進達候也。

明治廿四年十月十四日

駿東郡富岡村  
須山村組合村長

芹 沢 孝 三

同 長泉村長

高野 義 長

同 小泉村長

菅沼佐太郎

同 清水村長

高田讓八郎

同 大岡村長代理

助役 宍倉篤三

同 片濱村長

長倉計吉

同 原町長

長澤市平

同 浮嶋村長

森茂二郎

同 鷹根村長

岡野平八郎

同 金岡村長

江藤浩藏

同 沼津町長

山形敬雄

(朱筆)

郡役所印

議第三〇四号ノ四

申出之趣許可ス

明治廿四年十一月十六日

静岡県駿東郡長 河目俊宗

印

組合会議員姓名

壺番 長倉誠一郎

式番 西山平次郎

参番 渡辺恵作

愛鷹山民有引戻証拋物件

〔朱筆〕  
「第壹号」

一天明式年寅七月富士駿東論山内濟為取替証文并附屬

書類

説明

本証ノ發リハ宝曆九年卯三月駿東富士入会愛鷹共有山境

(春山須津山) 争論ニシテ、當時宮村孫左衛門様御代官所エ

訴出候処、凶年ノ事故原宿問屋年寄立入尅時延期ヲ願置

キ、其后該問屋年寄ノ取噉ヲ以テ、争論地(方今駿東郡

地内)ノ立木ヲ伐採シテ代金三拾三兩ヲ兩郡組合エ式ツ

割トナシ示談内濟致候。當時取扱ヒタル旨趣ハ、相互ニ

論線内ニアル立木ヲ売却セシメ其代金三拾三兩ヲ半額宛

駿富兩郡組合ヘ分割シタルワ、乃チ其地益上ニ於テ論点

ノ劃線ヲ定メ相互ニ所有者ノ權利ニ重キヲ置キ和解セシ

メタルハ、最民有タルノ事實ヲ確ムルモノトス。

〔朱筆〕  
「第貳号」

一天明四年辰閏正月車齒檜木鍛冶屋炭焼出為取替証文

四番 望月良平

五番 鈴木亮平

六番 関 新平

七番 井口熊次郎

八番 深沢諒平

九番 横山健吾

拾番 永井嘉六郎

拾一番 井口儀三郎

拾二番 増山源吉

拾三番 室伏平右衛門

拾四番 石井政平

拾五番 仁王藤八

拾六番 足助喜兵衛

拾七番 渡辺太郎次郎

拾八番 岡野弥平太

拾九番 成嶋正三郎

説明

本証ハ文義尽シアルヲ以テ特トニ説明ヲ要セサレ共、前  
條ニ於テハ其所有主ナル組合拾七ヶ村相互ニ協議ヲ以テ  
愛鷹山一部ノ（字大澤）立木ヲ分割シ組合町村ニ於テ車  
齒ニ（即輪板ナリ）伐木シ、后條ニ於テハ田地養水欠乏  
ノ害トナリ且立木減少セシ故ニ樹木濫伐ノ弊ヲ防カン為  
組合町村熟議ノ上取締ヲ設ケ車齒檜木（船具ナリ）炭木等ヲ  
伐採スルコトヲ止メ保護ヲ設ケタリ。右ハ何レモ組合町  
村共有ナルカ故ニ之レヲ伐採スルモ制止スルモ他ノ関涉  
ヲ受ケスシテ自由ニ処分ヲ為シタルコト本証ニ依テ明瞭  
ナリ。

〔（本筆）  
第一參号〕

一寛延四年未三月廿五日濟口証文

説明

本証ノ發リハ寛延三年三ヶ村（（二七五〇）愛鷹山組合之内  
船津・西船津・境）ニテ愛  
鷹山春山ヨリ炭焼出候ニ付差止メノタメ拾四ヶ村ヨリ  
（三ヶ村ヲ相手）駿府御代官所エ訴出候。然ルニ三ヶ村ノ内炭焼

本人境村百姓善右衛門・伝右衛門ト名主等ノ間異論有之。  
該名主ヨリ訴出、翌寛延四年ニ至リ駿府郷宿ノ取喰ト  
ナリ示談濟方相成候。三ヶ村ト拾四ヶ村トノ争論ハ附屬  
証ニヨルトキワ其出訴セシヤ明ニ御座候。且本証ノ文意  
ニ拾七ヶ村承知ニ候ハ、炭為燒可申云々明記アリ。然ル  
上ハ拾七ヶ村ハ愛鷹山ノ土地ト立木トヲ問ハス所有シテ  
進退スルノ權利ヲ有スルハ明瞭ニ有之候。

〔（本筆）  
第四号〕

一享和元年酉十二月十一日深山番人諸入用割帳

説明

本証ノ要点ハ、享和年中愛鷹山関係外ノ人民屢々登山シ  
テ入会地ノ樹木ヲ盜伐スルモノ有之ニヨリ、愛鷹山東南  
表拾五ヶ村組合名主組頭相談之上山番人ヲ置キ、右盜伐  
ノ取締ヲ為シタル給料ヲ毎村エ割合集金シタルモノニ係  
ル。畢竟毎村ノ持山ナルヲ以テ番人ヲ設ケ、持山ノ權利  
ヲ維持シ他ノ為メニ犯サレサル様之レヲ保護セシナリ。

〔（本筆）  
第五号〕

〔一八三五〕  
一天保六未年四月組合外ノ者入会差許ノ約束書

説明

本証ノ要旨トスル処ハ愛鷹山入会所有主タル町村ノ内四ヶ村ヨリ無関係人民（慶長以后開発ノ新田、植田、助兵衛新田、老本松ノ三村）ヲシテ

薪秣採取ノタメ該山エ出入ヲ許スニアリ。往古ヨリ所有者タル入会町村ニ於テハ、他ノ無関係者ニ対シ薪秣ノ採取ヲ許否スルノ権利アルハ素ヨリ怪ムニ足ラサルモ、規定ヲ設ケ鑑札ヲ与エテ人数ノ制限ヲ定メ登山セシムルカ如キワ、最モ所有者タルノ権利ヲ重シ併テ濫伐保護ヲ約束セシニ外ナラズシテ、敢テ他ノ関涉（干）ヲ受ケシコトナキワ則チ入会所有者タルヲ確信ス。

〔第六号〕

一元和九亥年十二月香貫村願書

説明

本証ノ要点ヲ拳レハ、当時香貫村人民等カ愛鷹山ニ入り薪ヲ伐採セシヲ該山根付組合村ノ内沢田・熊ノ堂・岡宮ノ人民之レヲ差押エシヨリ、右ニ対シ香貫村ヨリ札山手

等ノ証拠及事実ヲ拳ケ訴出セシモ竟ニ敗訴ニ帰シ、爾来香貫人民ヲシテ該山出入ヲ杜絶セシメタルワ、一方ナル組合人民等カ曾テ共有タル権利アルニ外ナラザルモノト確信ス。

〔第七号〕

一天保八酉正月改覚明細帳并ニ御定免改覚東熊堂村、

安永六年下長窪村明細帳

〔第八号〕

説明

本証ハ当時官庁ニ進達セシ東熊堂村明細帳并ニ御定免改覚書、下長窪村明細帳、其記スル所ニヨレハ愛鷹山山手役ハ同村本高入ト明瞭セル上ハ、民有ノ田畑屋敷ト其所有権利ノ厚薄差違ナキモノト信ス。此ノ如キ証左ハ本証末段但書組合村モ亦同一ナリトス。

〔第八号〕

一宝永二酉年石川村年貢割付

一慶応二寅年新宿村年貢割付



説明

本証ノ要旨ヲ挙クレハ、慶応二寅年新宿村(新宿村ハ愛鷹組合ナリ)

年貢割付付二一高百三拾五石六斗六升八合ノ内高七斗六升

式合山手役、其内訳書ニ取米三斗八升壹合ト掲記セリ。

宝永二酉年石川村年貢割付ノ主項ニ高式斗四升取米壹斗

式升山手ト明細シアル処ノ証拠ニヨレバ、組合人民等カ

田畑屋敷地ト均ク納租ノ義務ヲ負担シ従テ所有權ノ奪フ

ベカラサルハ、敢テ民有田畑屋敷ト異ナルヘカラス。

但、新宿・石川・東原ノ如キハ明治元年迄本証ノ通引続

キ居候。

(朱筆)  
「第九号」

一天保十五辰年六月愛鷹山論所(東西二八四四) 規定書

説明

本証ハ東西兩組合共有入会地ノ境界線争論ニシテ文章中

西山組持分云々明記有之、亦毎村庄屋・年寄・名主・組

頭等連印ヲ以テ芝地・深山・木立ノ区別ニ因テ争論ニ要

スル費要ヲ分割出金シタルワ各共有ノ土地立木ヲ保護ス

ニ於テ明瞭ナルモノト思考ス。

ルニヨルモノニシテ、民有ノ証拠ナルコトハ全体ノ文義

富岡村千福民有引戻願地

字姥子沢  
千七拾一番  
山林五畝廿四歩

字ウセント  
千七拾七番  
山林四町四反五畝貳歩

字同  
千八拾五番  
同 五町五反五畝拾五歩

字市場平  
九百七拾四番  
秣場九町九反貳畝九歩

字同  
九百八拾四番  
同 七町六反貳畝廿六歩

字小杉平  
千貳拾三番  
同 壹畝拾貳歩

字同  
千三拾三番  
同 貳畝七歩

字同  
千三拾六番  
同 三畝拾四歩

字同  
千三拾七番  
同 三町八反三畝四歩

字同  
千四拾六番  
同 拾四町五畝廿八歩

字同  
千四拾七番  
同 貳町四畝六歩

字同  
千五拾四番  
同 貳町貳反四畝九歩

字姥子沢  
千五拾六番  
同 三畝廿壹歩

字同  
千五拾八番  
同 四畝廿四步

字同  
千六拾八番  
同 参反式畝拾八步

字ウセント  
千七拾貳番  
同 壹反壹畝廿七步

字同  
千七拾八番  
同 貳町八反三畝四步

字同  
千七拾九番  
同 貳町四反六畝步

字同  
千八十番  
同 四町九畝廿三步

字同  
千八拾一番  
同 七町九反廿五步

字同  
千八拾貳番  
同 三反八畝拾七步

字押立  
千八拾六番  
同 五町壹反式畝廿七步

字同  
千八拾七番  
同 四反五畝步

字押立  
千八拾八番  
同 九町三反六畝四步

字佛立  
千八拾九番  
同 拾五町五反四畝四步

字頭無  
千九拾番  
同 壹反五畝步

字同  
千九拾一番  
同 貳町三反四畝步

字平山中場  
九百五拾三番  
同 貳拾壹町六反四畝廿貳步

ノ百廿三町壹反三畝拾貳步

同 葛山分

字南山  
千三百十四(番)  
秣場四拾三町壹反廿八步

字中ソリ  
千三百十一(番)  
同 拾六町九反式畝五步

字中尾  
千三百九番  
同 六拾六町貳反五畝廿三步

字同  
千三百十二(番)  
同 拾町壹反式步

○ノ百三拾六町三反八畝廿八步

字箕洞日陰  
千三百拾番  
○秣場六拾六町貳反三畝四步

〔(擴外)  
ノ印合計式百貳町六反二畝〇式步〕

第壹大区々々長

愛鷹山牧場殘馬等所分其筋へ伺之上、牧場ハ相廢シ跡地立木有無其地所都テ壹等官林ニ相定メ、原宿外五拾壹ケ村金納ニ引直シ取立之積リ、殘馬ノ義ハ最早多分ノ馬數モ有之間敷候得共、全ク取尽シ候上ハ以來年々捕馬時節日數ヲ定メ捕馬請負、馬代金入札之上壹時限り請負人申附候條、官林等取締ハ勿論殘リ馬等右入札之外ハ捕馬致候義不相成候條、地先村々工無洩漏可告知、此旨相達候

事。

明治八年拾月拾日

静岡県権令 大迫貞清

静岡県少書記官 永峰弥吉

号外

駿東郡千福村

其村地内旧字市場平・小堰平・ウスト・大平四ヶ所并  
二地籍外字平山中場秣場山地之義、昨十三年一月官民有  
未定地区分取調之節原由書差出候ニ付、調査之末字平山  
中場八官有地第三種、其他四ヶ所ハ民有地第壹種ニ編入  
可致旨同四月廿日令及置候処、該地ハ明治八年十月拾日  
附ヲ以テ壹般相達置候愛鷹山官林中ニ属シ当時元山林局  
直轄之場所ニ付、別段原由書ニ由リ官民有区分更ニ処分  
及ブベキ地ニ無之候間、最前之指令ハ取消候条、此旨相  
達候事。

但、本文旧字市場平外三ヶ所之義ハ民有ノ原由確証ヲ  
以テ下戻シノ義更ニ静岡山林事務所エ請願スベシ。

明治十四年十二月十六日

静岡県令大迫貞清代理

内務省乙第三号

各地方山林原野池溝等有税無税ニ拘ハラズ官民有区分之  
義、証拠トスベキ書類有之者ハ勿論区分判然可致候得共、  
従来数村入会又ハ一村持、某々数人持等積年ノ慣行存在  
致シ、比隣郡村ニ於テモ其所ニ限り進退致来り候ニ無相  
違旨保証致シ候地所ハ、仮令簿冊ニ明記無之共、其慣行  
ヲ以テ民有之確証ト視認シ是レヲ民有地ニ編入候義ト可  
相心得。尚疑似ニ涉候者ハ其事由ヲ詳記シ可伺出、此旨  
相達候事。

明治八年六月廿二日

地租改正事務総裁

大久保利通

内濟熟談為取替証文之事

愛鷹山東南表字箕洞之内千福村外一ヶ村ト富沢村外拾四

ケ村トノ境界ハ、貞享年中御代官野村彦太夫様御手代中御取極メ被遊候処、年歴相立自然境筋確ト不分明ニ相成彼是有争論。既ニ葦山御手附森十一郎様迄願出双方取札之上其御筋工通達ニモ可相成処、木瀬川村名主後見人長平衛外式人立入御日延御猶予相願、双方篤ト承札仕山絵図面ヲ以テ山岳熟覽之上必到之利合ヲ勘考致、猶双方相互ニ旧書取調候処、前頭貞享之度差纏候節為取替証文等も有之上ハ万端古復ニ基キ無申分熟談仕、尤向後異論無之為、字大フキ沢ヲ切、下ハ新塚ヲ境、上ハ横渡道迄境界際立候様、塚拾ケ所築棒杭相立テ、夫より東北ハ式ケ村、西南ハ拾五ケ村入会、是亦貞享度ノ古復ニ泥ミ取極メ、五ヶ年毎ニ双方立合棒杭立替、都テ別紙絵図面之通り確ト相定メ、其余双方申争之廉ハ扱人エ貰受、内濟熟談仕候上ハ相互ニ違背致間敷候。為後証双方并ニ扱人一同連印為取替証文依テ如件。

慶応四辰年正月

千福村組頭

友藏

六郎左衛門

葛山(村)名主

久左衛門

組頭 儀 平

富沢村名主

助次郎

大畑村名主

傳右衛門

一色村組頭

勘藏

納米里村名主

嘉六郎

水久保村組頭

與右衛門

上土狩村組頭

政藏

中土狩村組頭

民藏

下土狩村名主

平右衛門

組頭

伝右衛門

竹原村名主

要右衛門

本宿村名主

丈右衛門

長沢村組頭

直平

八幡村名主

元七

伏見村名主

平十郎

新宿村名主

源左衛門

柿田村名主

文左衛門

三嶋宿問屋

扱人六之助

木瀬川村名主後見

同長平

徳倉村組頭

同収平

〔朱筆〕  
〔第十号〕

一安永六酉年葛山村明細帳

説明

本証ハ当時地頭ニ進達セシ葛山村明細帳ニシテ、其記載  
スル処ニ抛レバ、愛鷹山手役ハ高入ニシテ高三石壹斗四  
升ニ対スル取米ハ五ツ四分、共有山八ヶ字ニ係ル御年貢  
米壹石六斗九升五合六勺ヲ年々上納シ来レリ。

文章中当村岳山之内箕洞迄ノ処十五ヶ村入会云々明記有

之場所ハ、即今回愛鷹山請願ニ係ル地ニ有之候。其他附  
箋ノ項目ヲ見ルモ民林ナルコトハ明瞭ト認メリ。

〔朱筆〕  
「第十一号」

一文久（二八六）元西年千福村ヨリ御宿村湯山保三郎工愛鷹山ノ内  
字小座釜外二字山林売却証并本地ニ対スル附属書類

説明

本証ハ愛鷹山ノ内字小座釜カイリヤウウバコノ澤木立ヲ  
千福村ヨリ本郡御宿村湯山保三郎へ売渡、翌文久二年三  
月湯山保三郎ヨリ従来所有セシ山林共野火消防其他取締  
ヲ千福村へ依托ノ際、曩ニ買受ケタル字小座釜地先一筆  
ヲ同村へ返戻シ、爾後火防上ヨリ紛議ヲ生シ、其末同村  
維持法ノ為メ残二字ノ返戻（示）ヲ談セシニ、所有者之レニ  
応シ右地所并ニ売渡証文其他関係証書共返戻セシコトハ  
本号第二第三第四ノ証ニ明記アリ。又第五証ノ如キハ（二八五三）  
永六年二月中本証ニ係ル土地工植樹セシ書類ナリトス。  
之レニ依テ是レヲ觀レバ古来人民ノ所有セシコト判明ナ  
リトス。

〔朱筆〕  
「第十二号」  
〔二八七四〕

一明治七甲戌年四月千福・葛山両村入会愛鷹山ノ内字箕  
洞山林雜木立陸軍御用炭焼出ニ付売却后争論内済為取  
替規定書并附属書類

説明

本証ハ明治二巳年六月、徳川藩陸軍御用炭焼出請負人葛  
山村勝又嘉平外屯人へ千福・葛山両村入会愛鷹山ノ内字  
箕洞雜木立ヲ代金貳百兩ニテ売渡ノ協議整ヒ、着手後約  
定代金ノ不足ナルヨリ売主両村ヨリ手入差拒タル為メ彼  
是争論ニ及ヒタルヲ、当時大区長窪田某ノ内命ニテ御宿  
村戸長湯山半七郎ノ取扱ニ係リ内済熟談セシ為取替書ニ  
シテ（本書写ハ当時大区ヲ經テ本  
県へ差出シタルモノナリ）本書及附属書類ヲ閱スル  
モ該山民有タル事蹟ヲ証スルニ足ルベシ。  
但、第十二号ノ三附属証ハ慶応四年正月字箕洞ニ於  
テ千福・葛山両村ト一色・納米里等ノ十五ヶ村ト入会  
境界争論ニ係ル内済為取替書ニシテ、本書并ニ絵図面  
ニ抛レバ立木伐採ノ箇所及ニヶ村・十五ヶ村ノ所有セ

シヲ判明ス。

〔朱筆〕

〔第拾二号参考書〕

〔七八一〕

一明治十四年十二月千福・大畑・佐野三箇村愛鷹山ノ内

字佛ヶ尾外二字ニ対スル官民有区分願并指令

説明

本参考書ニ記載アル字佛ヶ尾・アナイタヒラ・大洞ハ愛鷹山元牧場地内ニシテ、古来大畑村外二ヶ村入会地タルコトハ比隣村ニ於テ熟知セシ所ナリ。然ルニ明治十四年十二月十六日附ヲ以テ本地ニ係ル官民有区分ヲ出願シ、其指令ニ対スル証左ヲ挙ケレハ、該入会地エ植樹セシ苗木代及立木売払代金ヲ右三ヶ村ニ於テ割合セシ確証ナリトス。是レニ依テ之レヲ覲レハ、該入会地ニ接続セル他ノ一般入会地ト同性同質ナル事ハ地盤ト云ヒ牧馬ノ慣行ト云ヒ敢テ異ナラサルモノトス。果シテ然ラバ今回呈供ノ証拠物件ヲ以テ該証拠書類ニ照ラスモ判然民有タル事ヲ確信ス。

但本書ノ外元（水窪）（富沢）（上土狩）（上）（下）

（元長窪）（大岡）等ノ諸村ニ於テ民有トナリシモノア

リト雖モ同山同性ナルヲ以テ之レヲ省略ス。

愛鷹山民有引戻請願

〔補外〕

〔本願ニ対スル証拠書類ハ前紙ニ各号ヲ付シ説明シアルヲ以テ是処ニ省ク〕

駿河国愛鷹山東南表ノ義ハ今回出願ニ係ル町村民往古ヨリ入会共有セリ。其区域ハ西ハ富士郡境界ヨリ東ハ字雷神峠迄、之ニ対スル段別六千五拾壹町四反八畝廿壹歩ニシテ、該町村ハ僉ナ山麓ニ連接圍繞シ、從來山年貢ヲ上納セシト其慣行証蹟等ニヨリ立木小竹秣肥草等伐採刈取シ共ニ入会シ来リタルハ、比隣郡村ニ於テモ是ヲ証明スル所ナリ。然ルニ明治八年静岡県庁ヨリ愛鷹牧場廢跡地等官林ニ編入スルノ達示ニ遭遇セリ。右ハ入会村民等更ニ考へ及ハサル大事件タルヲ以テ恐懼驚歎スルコト名状スヘカラス。依テ同年十月古来竹木伐採ノ慣行ハ論スルマテモナク証拠物件ヲ挙ケ民有据置ノ義ヲ出願ス。然

ルニ明治九年ニ至リ提供ノ証拠物ニ対シ何等ノ説明モ無之、願意難聞届旨御指令相成タリ。是ニ依テ数千ノ村民

等遺憾措ク能ハス、血涙ヲ吞ミ今日迄経過シ来リ候。然

レトモ古来各町村数回ノ権利論ニ対スル旧政府ノ与ヘタ

ル御裁許証其他確証ヲ所有伝来スルニモ拘ハラス、官林

ノ部ヘ編入スルノ理由ハ決シテ無之次第ナルヲ以テ、比

年関係ノ書類及実跡ニヨリ觀察スレハ尚必要ノ書類何レ

ニカ存在スベキノ理ヲ悟リ、今回旧家ニ就キ証拠物件ヲ

頻々搜索セシニ、果シテ別紙標目ノ通り実跡ニ符合スル

民有ノ証拠物件ヲ発見セリ。其書目ハ天明二、天明四、

寛延四、享和元、天保六、元和九、天保八、安永六、宝

永二、慶応二、天保十五、文久元、明治七等ノ年歴ニ為

シタルモノニシテ、右等ノ書類ニ徴スルトキワ民有タル

ノ事跡判明ナルモノト深ク信認仕候ニ付、証拠物件工各

号ヲ追ヒ説明書ヲ付シ上呈仕候間、証拠物件ノ成立セシ

当時ニ対照シ御詮議ヲ遂ケ民有引戻相成度、駿東郡沼津

町外拾ヶ町村組合会及富岡村会ノ決議ヲ經、比隣村保証

ノ印章并証拠物件第壹号乃至第拾二号其他参考書等本書  
写共添付、此段請求ス。

明治廿四年十二月十九日

駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏印

同

駿東郡長泉村長 高野義長印

駿東郡富岡村  
須山村組合村長芹沢孝三代理

助役 横山健吾印

静岡県知事 時任為基殿

本願之通相違無之ニ付保証致候也。

静岡県駿東郡楊原村

村長 奈良橋儀八印

同 富士郡須津村

村長 鈴木又二郎印

愛鷹山組合町村名



式ヶ村組合 元千福村 葛山村

拾五ヶ村組合 元大畑村 一色村 富沢村

〔甲部〕<sup>〔欄外〕</sup> 水窪村 上土狩村 中土狩村

納米里村 下土狩村 竹原村

本宿村 八幡村 長澤村

伏見村 新宿村 柿田村

式拾三ヶ村組合 元上長窪村 元長窪村 下長窪村

〔乙部〕<sup>〔欄外〕</sup> ○北小林村 ○南小林村 岡一色村

岡ノ宮村 東熊堂村 西熊堂村

東澤田村 中澤田村 西澤田村

○上石田村 ○中石田村 ○下石田村

○木瀬川村 ○日吉村 ○高田村

沢田新田 西間門村 東間門村

沼津上土町 本町 三枚橋町

外下長窪村

〔欄外〕 ○印 八ヶ村合併シテ壹村トナリ（大岡村ナル）、依

テ其後廿四ヶ村ナル

拾九ヶ村組合 元東椎路村 西椎路村 東原村

〔丙部〕<sup>〔欄外〕</sup> 鳥谷村 柳沢村 青野村

根古屋村 ○東井出村 ○西井出村

石川村 ○東船津村 ○西船津村

境村 原宿 大塚町

今沢村 松長村 大諏訪村

小諏訪村

〔欄外〕 ○印 合併シテ井出村・船津村トナル。依テ其後拾七

ヶ町村トナル

庶第壹壹四式号ノ壹

御料原野民有引戻願之義ニ付副申

〔欄外〕 愛鷹山引戻請願ニ付郡長ヨリ知事ニ本書ノ通り副申ア

リタリ

郡下沼津町外拾ヶ町村組合管理者及<sup>富岡</sup>須山組合村長ヨリ御

料地愛鷹山原野民有引戻之件、町村組合会及村会之決議

ヲ經テ別紙ノ通願出候ニ付取計候処、該地ハ明治八年官

民有地区分ノ際老等官林ニ編入相成候ヨリ同年十月民有引戻之義願出候得共、翌明治九年ニ至リ願意聞届ケ難キ旨御指令相成候。然ルニ當時各地山林濫伐ノ風大ニ行ハレ右愛鷹山ノ如キモ其儘ニ打過キ候テハ後來人民ノ禍福ニ關係アルヲ以テ、全野ノ半ヲ山林トシ他ノ一半ヲ牧場トシテ牛馬ノ繁殖ヲ謀リ、一方ニ於テ山林ヲ保護スルト共ニ關係町村田圃ニ要スル肥料ヲ供給センカ為、明治拾五年三月中農商務省ニ出願候末、同拾六年七月ニ至リ同年ヨリ向二十ヶ年間無料貸与相成、爾來農商務省御指令ノ主旨ニヨリ牧場ヲ創設シ其規模追々擴張ノ計畫ニ有之候処、今回古往ヨリノ民有タリシ証拠書類等発見候モノ有之二付、民有引戻之義出願候次第二テ、關係町村ハ本願地ニヨルニ非サレハ田圃ノ肥料ハ勿論日用ノ薪炭ニモ差支、事体<sup>(懇)</sup>頗ル人民ノ休戚ニ關スルモノニ有之候。則チ右事情具陳ノ為、該町村組合管理村長等出候候ニ付テハ事実詳細御聴取ノ上特別ノ御詮議相成候様致度、關係書類相添此段副申候也。

明治廿四年十二月廿日

静岡県駿東郡長 河目俊宗印

静岡県知事 時任為基殿

民有引戻ニ付日当及諸費調

一金五円三拾錢

民有引戻出岡日当  
九日分及汽車賃

是ハ廿五年正月廿日千福協議費割ニテ悉皆支出シ置

駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定

<sup>(欄外朱筆)</sup>  
「愛鷹山組合規定」

第壹条 本組合ハ駿東郡沼津町、片濱村、浮嶋村、鷹根村、原町、金岡村、大岡村、長泉村、清水村、小泉村、富岡村ヲ以テ組織ス。

第貳条 本組合町村会ハ沼津町、片濱村、浮嶋村、鷹根村、金岡村、大岡村、長泉村、原町ノ内原・大塚、清水村ノ内長沢・八幡・柿田・伏見・新宿、小泉村ノ内水窪・富沢、富岡村ノ内大畑・千福・葛山<sup>(朱筆)</sup>ニ於テ

古來共有入会地タル愛鷹山(明治八年一尊官林ニ編入)民有引戻ヲ出願シ右引戻東郡愛鷹山民有引戻請願老切ノ事件ヲ処理スルモノト許可ノ上ハ該地ニ於テ管理規定ヲ設ケ將來本組合町村之公益ヲ許リ之レガ事務ヲ処理スルモノトス

〔欄外朱筆〕  
明治卅年一月廿六日改正ス

第參条 組合議員ハ左ノ割合ヲ以テ各町村会議員ニ於テ

〔朱筆〕「其町村公民中選挙権ヲ有スルモノヨリ撰挙ス」  
互撰ス

沼津町 片濱村 浮嶋村 鷹根村 金岡村 長泉村  
原町ハ各々式人

清水村 富岡村 小泉村ハ各々老人

第四条 組合會議員ノ欠員ヲ生シタルトキ其都度補欠

選挙ヲナスベシ。

第五条 組合會議員撰挙ハ各町村ニ於テ之レヲ行ヒ直チ

ニ当選者ノ姓名ヲ管理者ニ報告スベシ。

第六条 組合ニ於テ支弁スベキ費用ハ従前ヨリノ習慣ニ

ヨリ差等ヲ設ケ賦課徴収ス。

第七条 本組合ノ事務ハ各町村長ノ互選ヲ以テ管理者式

名ヲ定メ其管理ヲ受クルモノトス。

第八条 本組合ノ事務実施手續ニシテ此規定ニ掲載セザルモノハ都テ町村制ニ規定セル制条ニ準拠ス。

〔加筆朱筆〕  
附則 第九条、第三条ノ改正ハ次期ノ改選期ヨリ施行ス。

〔欄外朱筆〕

「明治卅年一月廿六日追加ス」

右各町村会ニ於テ議決候ニ付許可ヲ請フ。

明治廿五年拾月廿四日

駿東郡金岡村長 江藤 浩 藏印

同 長泉村長 高野 義 長印

同 鷹根村長 安藤 繁 一印

同 浮嶋村長 杉山源作代理

同 助役 鈴木菊太郎印

〔原町長 脱カ〕

同 片濱村長 長倉 計 吉印

同 沼津町長 山形 敬 雄印

同 大岡村長 大嶽久三郎代理

同 助役 穴倉 篤 三印

同 清水村長 高田讓八郎代理

同 富岡村組合村長  
須山村

助役 平井喜十郎印

同 小泉村長 菅沼佐太郎印

同 富岡村  
須山村組合村長 芹 沢 孝 三印

静岡県駿東郡長 河目俊宗殿

(朱筆)  
〔指令朱〕

議第參六四号ノ三

駿東郡金岡村長

同 長泉村長

同 鷹根村長

同 浮嶋村長

同 原町長

同 片濱村長

同 沼津町長

同 大岡村長

同 清水村長

同 小泉村長

明治廿五年拾月稟請沼津町、片濱村、浮嶋村、鷹根村、  
金岡村、大岡村、長泉村及原町ノ内原・大塚、清水村ノ  
内長沢・八幡・柿田・伏見・新宿、小泉村ノ内水窪・富  
沢、富岡村ノ内大畑・千福・葛山ニ関スル愛鷹山民有引  
戻出願等ノ事務ヲ共同処理スル為、沼津町、片濱村、浮  
嶋村、鷹根村、原町、金岡村、長泉村、清水村、小泉村、  
富岡村ノ拾壹ヶ町村ヲ以テ組合設置ノ件、許可ス。

明治廿五年拾月廿七日

(静) 駿岡縣駿東郡長 河目俊宗印

愛鷹山民有引戻請願組合會議員

壹番 室伏平右衛門

貳番 深 沢 諒 平

三番 渡 辺 恵 作

四番 土 肥 高 正

五番 鈴 木 新 平

六番 井口儀三郎  
 七番 川口與五郎  
 八番 森藤七郎  
 九番 西山平次郎  
 拾番 長倉銀太郎  
 拾一番 横山健吾  
 拾二番 井口熊次郎  
 拾三番 秋山彦四郎  
 拾四番 足助喜兵衛  
 拾五番 植松保策  
 拾六番 増山源吉  
 拾七番 鈴木亮平  
 拾八番 関 新平  
 拾九番 長倉誠一郎

愛鷹山入会山之義ニ付歎願書

愛鷹山東南表之儀、私共村々往古ヨリ入会仕山税上納來

リ候処、去ル寛政九年野場牧馬御取立以來御用地ノ名称  
 ヲ帶ヒ候得共、古往之通薪秣肥草刈取悉皆田圃ノ培養或  
 ハ日用農家炊煙之要品ト仕産業相勉來候処、御維新以來  
 數回御布令之趣モ有之、就中壬申年地券法御發行之際村  
 持共有地等御取調ニ付、右入会山絵図并ニ小前帳相添奉  
 上申取調済ニ相成居、其後民有共有御調之節モ組合持ノ  
 旨奉書上置、尚本年七月中御布達并御雛形ニ照準、此程  
 民有原由取調〔罷〕在候中、今般ノ御達ニ牧場御廢跡地立木  
 有無共地所渾テ一等官林ニ御定之旨被仰出、一同驚歎仕  
 候。右原由調ノ所謂ハ、本年六月廿三日内務省乙第三号  
 御布達ニ、各地方山林原野池溝等有税無税ニ不抱〔拘〕官民有  
 区分ノ儀証拠トスベキ書類有之者ハ勿論區別判然可致候  
 得共、從來數村入会又ハ一村持等積年ノ慣行存在シ比隣  
 郡村ニ於テモ其所ニ限り進退致來候ニ無相違旨保証致候  
 地所ハ、仮令簿冊ノ明記無之共其慣行ヲ以テ民有ノ確証  
 ト視認シ是レヲ民有地ニ編入候儀ト可得心、尚疑似ニ涉  
 リ候者ハ其事由ヲ詳記可伺出、此旨相違候事ト御布令有

之趣、各種新聞ニ於テ拜見仕、依之私共村々愚考仕候ハ、各御成規ニ基キ於其庁民地ト御視認被為在民有二御編入被成下候義ト、該村民愁眉ヲ開キ安堵罷在候処、前頭之御達拝承、各村小前末々ニ至ルマテ大ニ愕然失望仕、実ニ途方ヲ失シ困迫ニ堪兼候。最モ深山木立ノ場所ハ官民有区分ノ義村々ニ於テ判然承知不仕義故、官林ノ御沙汰ヲ蒙リ候義無余儀次第ト奉存候得共、万一芝地迄モ官林内工御編入ノ御賢慮哉モ難計、一同苦心仕候。蓋シ薪秣肥草刈取仕来之義ハ都テ従前ノ通御差許ニ相成安穩ニ耕耘ニ従事仕候義、聊カ疑ヲ容レサル処御座候得共、自向來時勢ノ變遷大政府ノ御詮議ニ寄如何様ノ御所置被仰出候哉モ難計、然ルニ於テハ官林之名称ヲ帯ヒ候以上ハ小民輩ハ何様憤發仕候テモ抗スヘカラサルハ言ヲ待タズ奉存候。前頭ニ申奉グル如ク此山有テ此村落ヲ為ス儀ニテ、該民屯日トシテ此一山ニ憑ラサルナシ。万一此一山之内不自由ヲ生シ候節ハ数千町歩ノ田圃モ不毛ニ帰シ、上ハ至重ノ貢租ヲ欠キ下ハ五拾余ヶ村人民殆ト生活ノ路ヲ絶

スルニ至ルワ目前ノ義ニ御座候。退テ思惟仕候ニ、人ノ常情トシテ甲人其事業ヲ成サントス乙人之レヲ障碍スル、古今固有ノ通弊ナリトス。今日当該村民宿弊ヲ墨守スルナラント於御庁御疑團可為在モ難凶奉存候得共、決テ横障之筋ヲ以テ苦情申上候趣旨ニワ毛頭無無御座、事實該村民后来ノ安危存亡ニ関シ各村数千ノ人民憂苦愁傷スルヲ村吏ノ職務トシテ座視黙止スルニ忍ヒサル各自ノ至情深ク御洞察被成下置、内務省乙第三号御布達ニ基キ民有地御編入被成下置、該村聖明ノ御政体ニ浴シ人民国家エ尽スノ義務ヲ完全仕度、依之別紙数箇ノ証書孕含仕候原由証書相添、此段連署ヲ以テ奉願候也。

明治八年十月

第一大区六小区大岡村

戸長 飯田 甚平印

岡一色村

岡宮村

東熊堂村

西同村

東沢田村

中同村

西同村

沢田新田

右副戸長 野秋茂橘

杉山仙右衛門

清 五平

山田源太郎

井出八郎

芹沢久作

西山平治郎

戸長 江藤舒三郎

一論地カ古来有租地ナルコト明ナル以上ハ之レヲ官有地

ナリト謂フヲ得ス。

一幕政時代ノ村吏タル庄屋ニ於テ署名捺印シタルモノハ

有徴ノ証書トス。

愛知県<sup>〔東海〕</sup>海東郡津嶋町大字向嶋

三百六十八番戸平民農

原告 佐藤健之丞

訴訟代理人 高木益太郎

外 売 人

被告

愛知県知事 時任為基

訴訟代理人 山本正心

同 三崎龜之助

外 売 人

〔朱筆〕  
「行政裁判々決例」

民有地回復ニ関スル訴

明治廿八年行政裁判第廿五号  
同 年十一月九日宣告

判決要旨

〔朱筆〕  
「判決文」

被告ハ愛知県尾張国東海郡津嶋町大字向嶋字狐嶋三千二百四拾番地反別三反八畝廿四歩、同字三千二百四拾壹番

草生反別二町六反七畝甘歩ノ地所ヲ原告所有ノ民有地ニ編入ス可シ。

但訴訟費用ハ被告ノ負担トス。

(朱筆)  
「民有引戻手續」

農商務省令第拾參号

官有森林原野ヲ民有二引戻ヲ請フモノハ自今左ノ手續キニ抛ルベシ。

明治三十年八月六日

農商務大臣 伯爵 大隈重信

第一条 官有森林原野ニ編入セラレタルモノニシテ民有タルベキ証左ニヨリ地所又ハ立竹木ノ引戻ヲ請フモノハ、官林ニ関シテハ大林区署、其他ノ官有地・御料地又ハ未定地脱落地ノ民有編入ニ係ルモノハ府県庁ヲ經由シテ農商務大臣ニ申請スベシ。

申請書ハ別記雛形ニ準拠スベシ。

第二条 前条ノ申請アリタルトキハ府県庁並ニ大林区署

ハ所見ヲ具シ六十日以内ニ農商務省ニ進達スベシ。

第三条 農商務省ニ於テ必要アリト認ムルトキハ直接申請人ニ就キ推問ヲ為スコトアルベシ。

第四条 申請ニ対スル指令ハ府県庁又ハ大林区署ヲ經テ

申請人ニ交付スベシ。

第五条 本令發布以前府県庁工出願セシ分ハ本令ニヨリ

提出シタル申請ト看做ス。

(別記雛形)

何々申請書

住所身分職業

氏名

年令

申請目的物

何……

事実

何……

理由



何……

立証

何……

(証拠ハ本書並ニ写ヲ添付スベシ)

右申請仕候也

年月日

氏名 印

市町村長 氏名 印

(市町村長ニ於テ意見アルモノハ別紙ヲ以テ具申スルコトヲ得)

農商務大臣宛

(裏表紙)

明治廿四年 第拾二月

駿東郡富岡村

千福

横山健吾

解説 明治三十二年の愛鷹山払下と「代脳録」

湯川 郁子

ここに裾野市史資料叢書3として翻刻したのは、千福の横山正美家が所蔵する「代脳録」第二号・第三号と「愛鷹山関係雑誌」である。愛鷹山の民有引戻・払下運動が積極化する明治二〇年代半ばから払下が許可される明治三二（一八九九）年三月を経て実際の引渡が完了するまでの経緯を、運動の中心的位置にあった横山健吾氏が活写した貴重な記録である。

愛鷹山は明治七（一八七四）年に官林に編入、さらに翌明治八年一〇月には一等官林に編入される（『愛鷹山関係雑誌』⑥<sup>1</sup>参照）。それ以降、明治三十二年三月のおよそ三三〇〇町歩の払下に至る過程を、明治期の民有引戻・払下運動として時期区分すれば、以下のようになる。

第一期 官林編入と初期の引戻・払下運動（明治七年～明治十五年）

第二期 官林の無料貸与と牧場経営（明治十六年～明治二十二年）

第三期 御料林編入と引戻・払下運動（明治二十二年～明治三十二年）

本資料叢書所収の「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」は、第三期、とりわけ沼津町外十ヶ町村組合を主体とする愛鷹山の民有引戻・払下請願運動の具体的経緯を解明しうる資料である。

愛鷹山御料地の払下について、帝室林野局編『帝室林野局五十年史』（一九三九年刊）は次のように述べている。

静岡県駿東郡愛鷹山御料地内原野三千町歩は明治十六年中牧場地其の他として地方民に払下予約貸下地であつた

が、明治三十一年十二月同所二百七十二町余と共に私下出願があつた。本地は曩に民有下戻を屢願出の事もあつたので翌三十二年合面積三千二百七十二町余を四千九百八十九町余を以て私下げた。<sup>2)</sup>

明治三二年という時期に三二七二町歩余という大面積の御料地が私下げられたということは、異例のことに属する。私下許可に至る過程では、ここに述べられているように、愛鷹山御料地のうちおよそ三〇〇町歩が私下予定の貸付地であつたことが大きな意味をもつた。とすれば、私下予定貸付地以外の二七二町歩余がともに私下げられているのはどうしてだろうか。そもそも、愛鷹山の民有請願運動は駿東郡愛鷹山全山六〇五一町歩余の民有引戻を要求して始まったが、それが三二七二町歩余の民有私下に帰結しているのはどうしてだろうか。明治三二年の愛鷹山民有私下について考えるとき、こうした疑問がたちどころに浮かんでくる。以下においては、とりあえずこうした疑問を念頭に置いて、まず「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」の資料としての位置を確認し、次に「代脳録」を読み解く上で前提となるいくつかのことがらについて若干の考察を加え、最後に筆者横山健吾について触れて、本資料叢書の解説としたい。

\* \* \*

幻の「代脳録」第一号 既にお気づきの読者も多いとは思いますが、本資料叢書には「代脳録」第一号が収められていない。資料叢書をまとめるにあたり、所蔵者横山正美氏の御厚意を得て、第二次調査として資

料の収められている土蔵に入った。そこには第一次調査に洩れた数多くの貴重な資料があり、編さん室に持ち帰って整理したが、めざす「代脳録」第一号はなかった。「代脳録」第一号はどこにあるのだろうか。

横山家文書には、明治中期以降、「諸記憶当座帳」「諸日誌当座帳」「諸雑記明細帳」「諸用雑記明細」など表題はさ

まざまだが、一年ごとの金銭出入りなどを記す横帳が残されていて、その初めの数丁は「特記事項」とか「重要事項」とかの小見出しのもとに日誌風の日々の記録に充てられている。多くの場合、紙数の関係もあるのだろうが三月くらいで記述が終わっており、おおむね私的な記録である。そうしたものの一つ、横山健吾の筆になる明治二六（一八九三）年の「日記諸控帳」の当該部分には、「代脳録」第二号の記述に先立つ次の記載がある。

四月廿七日

愛鷹山民有引戻請願之件及廿六年度経費予算議定之為、沼津公会堂ニ於テ沼津町外拾ヶ町村組合会議開会ニ付、出席方同管理者金岡村長江藤浩藏ヨリ通達之旨ニテ役場ヨリ被達候ニ付、同日出席ス。然ルニ本日ハ出席議員定数ニ満たス会開ニ至ラス会散セリ。依テ午後四時三十分之汽車ニテ帰宅ス。

四月廿八日

前日之件議定之為、午前拾時三十分ニテ駿東公会堂へ出席ス。出席議員少数ナレトモ再会召集之故ヲ以テ会開ス。経費予算ハ原案之通り可決ス。民有引戻請願之件及行政裁判執行其他協議之為、管理村長外議員中ヨリ議員惣代ヲ撰挙シ、願書携帯各省大臣及主務官吏等面接陳情之為選挙セシニ、左ノモノ当选セリ。

議 浮嶋村石川 森藤七郎

員 鷹根村鳥谷 川口與五郎

中 富岡村千福 横山健吾

管 金岡村長 江藤浩藏

理 者 長泉村長 永井嘉六郎

右選挙之上、午後七時退散セリ。

四月廿九日

愛鷹山牧畜及拝借地ニ係ル廿六年度経費予算議定之為、本郡会堂内ニ沼津町外拾ヶ町村組合開会之旨達ニ付、本日出席、議了、午後七時帰宅セリ。

明治廿六年七月二日

愛鷹山民有引戻請願之タメ金岡村長江藤浩(蔵)及拙者兩人ニテ東京エ出張、最初京橋区銀座西本方エ投宿、中頃ニシテ神田区南甲賀町伊田為三郎方へ止宿、夫レヨリ農商務省山林局主任者ニ手續ヲ得ントシテ長野県選出衆議院議員中村彌六君エ江原本郡選出議員ノ<sup>總</sup>召介ニテ面談シ、中村氏ノ周旋ニテ略ホ手續キヲ得、証拠書類ノ鑑定并ニ下書等起草相頼ミ、周旋料トシテ一百五拾円ヲ中村氏エ相渡シ、江原氏エ人力車代トシテ金貳拾円相渡シ、願書進達次第許可相成約束ニテ同年八月二日兩人共東京ヨリ一時帰村ス。此明細ハ愛鷹山引戻日記簿ニ明記アリ。

最後の明治二六年七月二日の記事は、七月二日の上京以後、東京での「中央工作」をまとめたもので、八月二日に帰郷した後に書かれている。この年の「日記諸控帳」には、これ以後、愛鷹山引戻運動関係の記事はない。「代脳録」第二号の記述が明治二六年七月二日から始まることを考えあわせれば、引用資料末尾に書かれている「愛鷹山引戻日記簿」が「代脳録」第二号に相当すると考えるのが自然である。それ以前の記録が「日記諸控帳」にあることからすれば、第二号に直接つながる形での「代脳録」第一号の存在は、疑わしいことになる。「代脳録」という命名は後日のことで、横山健吾が明治二六年七月以前の記録をまとめてそれを「代脳録」第一号とする意志はあったものの果たせなかつたという推測も成り立つ。とすれば、「代脳録」第一号は初めから存在しなかつたことになる。とはいへ、そ

表)「代脳録」第2号、第3号の記載月日

「代脳録」第2号			
明治26年	7月	2~31日	30日分
	8月	1~5,7,9,11,12,15~18,24日	14日分
	11月	20,22~24日	5日分
	12月	4~7,10~12,17日	8日分
明治27年	11月	10,16~29日	15日分
		* 村長就任	
明治29年	12月	00,11~14,19日	6日分
明治30年	3月	23日	1日分
明治31年	7月	2~4日	3日分
	10月	9,10日	2日分
	10月	15~17日	3日分
	11月	18,19日	2日分
	12月	15~22日	6日分
明治32年	3月	20日	1日分
98日分			
「代脳録」第3号			
明治32年	1月	4日	1日分
	3月	20,24,25,28~31日	7日分
	4月	1~9,11,12,14,16,20~30日	24日分
	5月	1~4,6~17,20~29,31日	27日分
	6月	1~4,10~12,15日	8日分
	7月	3,5,16日	3日分
	8月	9~14,17,23日	8日分
	9月	4,14,19~22,28日	8日分
	10月	10,11,22日	3日分
	11月	8,12,13,17,18日	5日分
	12月	12/3 (記事なし)	
	94日分		

これは推測の域を出ない。いずれにせよ、「代脳録」第一号は、その所在もそしてまたその存在も幻のままである。

「代脳録」第二号、第三号について

「代脳録」とは、その字面から推して、脳に記憶する代わりに記録するといった意味あい、備忘録、覚書などと同義であろう。決して一般的な用語ではないが、「代脳録」にも頻出する東沢田村の江藤浩蔵の明治一〇年代後半の手記に「愛鷹山牧畜代脳雑誌」なる文書があること<sup>3)</sup>からして、あるいはそれにならって命名したのかもしれない。正式には、その表紙にあるように「愛鷹山民

有請願代脳録」とすべきで、愛鷹山御料地の民有引戻・払下請願運動についての横山健吾の日記である。第二号は、表紙に「明治廿六年六月廿九日起稿」とあるが、実際には、七月二日、横山健吾が沼津町外十ヶ町村組合管理者の江藤浩蔵とともに同組合議員総代として「中央工作」のため上京するところから始まり、明治三二年三月二〇日、払下の許可指令下付を伝える沼津町外十ヶ町村組合の協議会の記事に終わる。第三号は、表紙に「明治参拾二年三月ヨリ起稿」とあるが、同年一月四日の千福・葛山

地籍分の境界下調査の記事に始まり同年一月三日に終わる。第二号は愛鷹山引戻・払下請願運動の日記で、第三号は払下地の実地引渡過程を中心とした日記といえることができる。

上の表は「代脳録」第二号・第三号に記載のある年月日を書き上げたものである。「代

「脳録」は愛鷹山の民有請願運動に主題を限定した日誌であるから、その記載が連日にわたるといった性格のものではない。また、明治二六年末からのほぼ一年間、富岡村長に就任した明治二七年一月からの一年間、明治三〇年四月から六月の三か月間など、実際には運動が進展しているにもかかわらず、横山健吾が運動から若干離れていて記載が欠落している部分もある。しかしながら、横山が実際に運動にたずさわっている部分については、記述は詳細をきわめている。

愛鷹山の御料地編入から明治三二年の私下に至る経緯については、内海秀夫氏の編著による『愛鷹山組合沿革史』が考察を加えている。<sup>(4)</sup>内海氏は、この間一貫して沼津町外十ヶ町村組合管理者の地位にあった江藤浩蔵の手記「愛鷹山民有引戻二係日誌」に依拠して叙述している。江藤浩蔵の愛鷹山に關係する手記には、この「愛鷹山民有引戻二係日誌」のほか、前掲の「愛鷹山牧場代脳雑誌」、「愛鷹山牧畜其他二係日誌」等があるが、いずれも現在所在不明で利用することはできない。「代脳録」第二号は、愛鷹山の民有引戻・私下運動が積極化する明治二〇年代半ば以降の過程を一人の筆で記録した、現在ではおそらく唯一の資料といえよう。また、江藤の「愛鷹山民有引戻二係日誌」は明治二九年一月二日に終わっており、『愛鷹山組合沿革史』は「為に其の後の運動の情況に關しては全く判然しない」としている。「代脳録」第二号の記述は、表に明らかのように、断続的ながらそれ以後の記述もあり、特に引戻請願として続けられてきた運動が私下請願に方針転換を余儀なくされる過程を明らかにしうる点で貴重である。

「代脳録」第三号は、民有私下が決定した愛鷹山の実地引渡の過程を詳述する。この過程は今まで問題にされることがなかった。第三号の記述は、やや単調ではあるが、そのなかに地元住民の利害関係がいまみられる点は興味深い。第二号が中央官庁との折衝、県当局との折衝が主題であったのとは対照的に、舞台を愛鷹山に移し、現地での派

遣官員とのやりとり、駆け引き等のなかで地元の利害が実現されていく過程が描かれる。

千福の横山健吾がこうした記録を残しえたのはなぜか。愛鷹山の民有引戻・払下運動は、終始請願運動という形態をとった。そのため、運動は、地元住民の愛鷹山への思いを背景としてもちつつも、それとはやや違った次元で、二、

三の中心的メンバーに担われて進められた。したがって運動の具体的局面を知りうる人物は、この間、沼津町外十ヶ町村組合管理者の地位にあった江藤浩蔵・永井嘉六郎・長倉計吉にくわえて横山健吾といったごく少数に限られた。

このうち永井は明治二六年末ないしは二七年に管理者を辞任し、その後任を長倉がつとめたから、この間一貫して運動の中心にあったのは江藤浩蔵であり、ついで横山健吾ということになる。横山が運動から若干離れる時期があったにしろ、運動のごく近い位置にいたのにはわけがある。後述するように千福・葛山の二大字が沼津町外十ヶ町村組合のなかで特別な位置にあったからである。いわば、沼津町外十ヶ町村組合のなかで千福・葛山の利害代表として中心的メンバーたらざるをえなかったのである。江藤浩蔵が沼津町外十ヶ町村組合管理者としてかかわったのはまた違った角度から愛鷹山引戻・払下運動を見ることになり、そのことが「代脳録」にまた違った意味での資料的価値を付加しているといえる。

#### 「愛鷹山関係雑誌」の位置

本資料叢書では「代脳録」第二号・第三号にくわえて、「愛鷹山関係雑誌」を取り上げた。裏表紙に「明治廿四年第拾二月」と記された「愛鷹山関係雑誌」は、沼津町外十ヶ町村組合の結成に始まり、幻の「代脳録」第一号に代わりうる資料と位置づけられる。横山健吾は明治二四年一二月、

沼津町外十ヶ町村組合会議員に当選就任し、この町村組合による愛鷹山の民有引戻運動に深くかかわるようになる。この「愛鷹山関係雑誌」は「代脳録」のような日誌ではなく、愛鷹山の民有引戻運動に関連する重要文書を、横山健



吾が運動の過程で折にふれて書き写したものである。初期の沼津町外十ヶ町村組合規約はじめ、今回の翻刻で初めて活字化される資料も少なくない。煩を厭わず訂正部分の復元にとめたが、それは、この訂正部分が規約類の改正等を反映しているからである。

以下、収録された文書表題にその収録順に番号を付し、それぞれについて簡単な解説をくわえる。

①「原駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定」(一一七頁)

愛鷹山の民有引戻運動の主体となる沼津町外十ヶ町村組合は明治二四年一月に設置された。その規定である。同年九月三〇日に関係各町村惣代が稟請したものを一〇月一四日関係各町村長が上申、十一月一六日付指令で駿東郡長の設立許可を得た。<sup>(5)</sup>沼津町外十ヶ町村組合は、沼津町・片浜村・浮島村・鷹根村・原町・金岡村・大岡村(以上現在沼津市)・長泉村(現在長泉町)・清水村(現在清水町)・小泉村・富岡村(以上現在裾野市)の二一町村で構成され、「駿東郡愛鷹山拝借地及同山一切ノ事件ニシテ其共同事務ヲ処理決定スル」ことを目的とする。現在の裾野市域でこれに関係するのは、小泉村の水窪と富沢、富岡村の大畑の三大字である。組織的には明治一六年の無料貸与にかかわる原町外五ヶ町四ヶ村聯合会を継承し、のち明治二六年の早い時期に原町外十ヶ町村組合と改称、規約改正により、その目的は「駿東郡愛鷹山拝借地ニ係ル事件ニシテ其共同事務ヲ処理決定スル」ことに限定される。

②「組合会議員姓名」(一一九頁)

年月日の記載はないが、沼津町外十ヶ町村組合発足時の組合会議員の名簿であろう。

③「愛鷹山民有引戻証拠物件」第壹号ノ第九号(一二〇頁)

明治二四年二月一九日付の「愛鷹山民有引戻請願」(後出⑪)に添付された証拠物件のうち第一号証から第九号

証までの説明書である。

④「富岡村千福民有引戻願地」(一二三頁)

⑤「同 葛山分」(一二四頁)

富岡村千福・葛山は明治一六年の愛鷹山無料貸与地には関係しないが、沼津町外十ヶ町村組合とともに愛鷹山引戻運動を展開する。その際のそれぞれの引戻対象地を書き上げたものであろう。千福分は二八筆合計一二三町一反三畝一二歩(各筆の反別の実際の計算値は一二二町八畝一二歩で若干の齟齬がある)、葛山分は五筆合計二〇二町六反二畝二歩である。葛山分については、実際に明治三二年に払下げられた地籍反別と比較するとかなり少ないので、あるいは横山健吾の居住する千福と何らかの関係がある分だけを書き上げたものなのかもしれない。

⑥明治八年一〇月一〇日付 第一大区・第二大区両区長あて静岡県権令大迫貞清の達(一二四頁)

愛鷹牧場廢跡地が一等官林に編入されたことを伝える達である。第一大区は駿東郡、第二大区は富士郡である。駿東郡・富士郡にまたがる愛鷹山全山が一等官林に編入されたが、これを契機に両郡でそれぞれ民有引戻運動が展開される。富士郡の「須津山」は、この時の運動が功を奏して民有地第一種に編入されている。

⑦明治一四年一二月一六日付 千福村あて静岡県少書記官長峰弥吉の号外達(一二五頁)

旧字市場平外三か所についての官民有区別の取消通知である。千福地籍の字市場平・小杉平・ウセント・大平および地籍外の字平山中場については、明治一三(一八八〇)年の官民有区別調査の際、同年四月二〇日付で字平山中場は官有地第三種に、字市場平ほか三か所は民有地第一種にそれぞれ編入する指令があった。これらの地は明治八年一〇月一〇付の達の愛鷹山官林に属するため、この指令を取り消す旨を伝える号外達である。千福の引戻対象地には、

こうした経緯があり、千福ではこれらの土地の地税を明治一三年以後納入していた。そのことが、これらの地を民有とする主張の根拠となっていることが「代脳録」の記述に見られる。

⑧明治八年六月二二日付 内務省乙第三号達（一二五頁）

この内務省乙第三号は、入会慣行と比隣郡村の保証をもつて民有の確証とみなすとした内務省の達で、朝令暮改の官民有区別についての布達のなかで最も入会慣行を尊重する内容を持ち、地元町村が民有を主張する際に援用するとの多い文書である。

⑨慶応四年一月「内済熟談為取替証文之事」（一二五頁）

字箕洞にある千福・葛山両村入会地と、富沢村ほか一四か村入会地との境界争論の和解証文である。三島宿問屋、木瀬川村名主後見、徳倉村組頭が扱人として仲裁に入り、示談が成立、境界が確認された。愛鷹山引戻証拠物件第一二号の三附属証として提出されたものの写である。

⑩愛鷹山民有引戻証拠物件 第十号ノ第拾三号参考書（一二七頁）

明治二四年一月一九日、③とともに愛鷹山引戻証拠物件として提出された証拠物件第一〇号証から第一二号証および第一三号参考書の説明書である。

⑪明治二四年一月一九日付「愛鷹山民有引戻請願」（一二九頁）

明治二四年一月に結成された沼津町外十ヶ町村組合管理者と大字千福・葛山を代表する富岡村・須山村組合村長芹沢孝三代理助役横山健吾との連名で静岡県に提出された民有引戻請願書である。

⑫愛鷹山組合町村名（一二三〇頁）

愛鷹山民有引戻に關係する旧町村を書き上げたもの。甲部・乙部・丙部というのは明治一六年九月の「駿河国駿東郡原宿外五ヶ町四拾六箇村入会愛鷹山牧場地保護方規約書」<sup>6)</sup>に見られる入会区分である。甲部一五か村の一色村は南一色村の誤りか。乙部は二五か村（合併して一八か村）で、沼津城内町が加わり、末尾の「外下長窪村」というのは意味不明である。丙部は二一か村（合併して一九か村）で、東船津村は船津村の誤り、東平沼村と西平沼村が加わり、東西平沼村は合併して平沼村となるが、船津村と西船津村に合併の事実はない。なお、甲部・乙部・丙部は画然と分かれていたわけではなく、甲部・乙部にまたがって入会する村落として元長窪・上長窪および大岡村、乙部・丙部にまたがって入会する村落として東間門・西間門があったという。<sup>7)</sup>

⑬ 明治二四年二月二〇日付「御料原野民有引戻之義ニ付副申」(二三二頁)

静岡県知事時任為基あての駿東郡長河目俊宗の副申、明治二四年二月一九日付の民有引戻請願に添えられた。

⑭ 「民有引戻ニ付日当及諸費調」(二三三頁)

明治二四年二月に民有引戻請願を静岡県庁に持参した際の旅費・日当であろう。この時期千福は沼津町外十ヶ町村組合に所属していないため、翌明治二五年一月二〇日、千福の協議費割で支出しているのであろう。

⑮ 「駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定」(二三三頁)

明治二五年一〇月二四日稟請、同年同月二七日に駿東郡長の許可指令を得た、富岡村の千福・葛山をくわえた沼津町外十ヶ町村組合規定である。同名の千福・葛山を含まない沼津町外十ヶ町村組合が既に存在していたため、欄外朱筆にあるように「愛鷹山組合」として区別しているのかもしれない。

⑯ 「愛鷹山民有引戻請願組合會議員氏名」(二三四頁)

ここにいう「愛鷹山民有引戻請願組合」とは、⑮の沼津町外十ヶ町村組合を指す。明治二五年発足時の組合会議員名であろう。

⑰明治八年十月付「愛鷹山入会山之義ニ付歎願書」(一三五頁)

愛鷹山の一等官林編入をうけて、第一大区六小区に属する村々から出された民有地編入を要求する嘆願書の写である。明治八年一〇月には千福村でも「一村進退株薪山ノ義ニ付願書」<sup>8</sup>が提出され、同様に民有地編入を要求している。

⑱「行政裁判々決例」(一二七頁)

沼津町外十ヶ町村組合では請願による民有引戻が功を奏さない場合、行政裁判所に訴えることを考えていたようである。明治二八年十一月九日に宣告された愛知県東海郡津島町大字向島の民有地回復の事例を写し取っている。

⑲明治三〇年八月六日付 農商務省令第一三三号 民有引戻手続(一三八頁)

明治三〇年八月六日に出された官有森林原野を民有に引戻す際の申請手続きについての農商務省令を書き写したものである。

\* \* \*

明治一六年の無料貸与

はじめに述べたように、明治三二年の払下に至る過程では、愛鷹山御料地のうちおよそ三〇〇町歩が払下予定の貸付地であったことが大きな意味をもった。

明治一六(一八八三)年の無料貸与に帰結する動きは、明治二三(一八八〇)年四月二六日付の「愛鷹山官林外株薪場民有御定方願」<sup>9</sup>の提出に始まる。これは、二駅一町四六ヶ村人民総代名で内務省山林局静岡出張所に提出された。

山林局は明治一四年四月に農商務省に移される。同年秋から始められた「中央工作」では、江原素六を介して農商務省山林局長牟田口元学および主任者曾根静夫に接触し、その助言を容れて引戻から私下に方針を転換する。さらに、一二月には静岡県令大迫貞清の斡旋で農商務少輔品川弥二郎に面会し、「二十ヶ年ヲ約シ、開墾成牧場ナリニ開ケトキハ安代金ヲ以テ人民ニ私下候様可致間、ソレナラハ尽力」するとの約束を引き出している。<sup>(15)</sup>そこで翌明治一五年三月一四日付でおよそ三〇〇〇町歩の「官林拝借願」が二駅一町四六ヶ村人民総代名で農商務省静岡山林事務所に提出され、同月二〇日付の「願書下戻願」で先の「民有御定方願」の下戻手続きがとられた。

「官林拝借願」は、明治一六年七月一三日に許可された。その指令条項には、「第二 貸渡年限ハ明治十六年ヨリ来三十五年迄二十ヶ年季無料貸渡候事」、「第三 貸渡年限中ト雖モ、周囲ニ土畧或ハ木柵ヲ結構シ放牧ノ後、動物ノ繁殖、牧場維持ノ見据相立候ハ、申立ノ素地相当代価則反別一町歩ニ付金壹円五拾銭ノ割ヲ以テ直ニ私下ベク候、其際更ニ願出スベク事」とある。駿東郡愛鷹山東南表山反別およそ三〇〇〇町歩が明治一六年から二〇年間無料貸与され、二〇年後の明治三五年あるいは貸与年限中でも牧場維持の見込みがつき次第、一町歩一円五〇銭で私下げられることになったのである。八月二〇日には「駿河国駿東郡愛鷹山入会原駅外五ヶ町四拾六ヶ村聯合会規則」が制定され（九月二二日許可）、原駅外五ヶ町四六ヶ村聯合会<sup>(16)</sup>が貸与地の管理運営にあたることになった。

なお、この間、千福村・葛山村は別に民有引戻手続きをとっており、およそ三〇〇〇町歩の無料貸与には関係していない。したがって、原駅外五ヶ町四六ヶ村聯合会に千福・葛山は属していない。

次に、愛鷹山の民有引戻・私下運動の主体となる沼津町外十ヶ町村組合の成立について、

述べておきたい。愛鷹山に関する町村組合としては、原町外十ヶ町村組合と沼津町外十ヶ町

村組合が、構成大字を若干異にして併存していた。これについて『愛鷹山組合沿革史』は、明治二四（一八九一）年一月に従前の原宿外五ヶ町四六ヶ村聯合会の権利義務を継承する原町外十ヶ町村組合が明治一六年の無料貸与地関係町村を構成員として発足し、翌明治二五年一月に専ら愛鷹山民有請願を目的とする沼津町外十ヶ町村組合が貸与地に関係のない富岡村千福・葛山の二大字をくわえて結成されたと説明している。私もこれを踏襲して同様に説明してきたが、この説明には若干訂正の必要がある。

明治三二年三月の愛鷹山払下に直接つながる引戻・払下の動きは、明治二二（一八八九）年一〇月の御料林編入以降に始まる。この間の事情を「愛鷹山民有請願ニ付陳述書」は次のように述べている。

明治廿二年十月宮内省告示ヲ以テ御料林ニ編入セラレ、次テ御料局静岡支庁沼津出張所ヲ置カレ愛鷹山之レカ所屬トナルヨリ、該出張所ハ曩ニ指令セラレタル旨趣アルニモ拘ハラス、亦タ牧畜業ノ何モノタルヲ問ハスシテ、彼是嚴重鉗束セラル、ヨリ、業務ノ困難ハ勿論從テ事業ノ發達ヲ妨ケラル、コト少ナカラス。遂ニ牧畜当業者ノ更迭ヲ来スニ至ル等、一トシテ之レニ源因セサルハナシ。人民等之ヲ思考スルニ、曾テ遵奉セル特典ノ指令今日ニ抵リ却テ言フヘカラサルノ難事ヲ惹起セルモノニシテ、時勢ノ變遷既ニ斯ノ如シトセハ將來願出ノ結果夫レ如何ナルヘキカ、実ニ憂懼ニ堪ヘサルナリ<sup>12</sup>

御料林編入後の管轄官庁である御料局静岡支庁沼津出張所との摩擦から、無料貸与地の先行きに不安を感じた関係有力者たちは、明治二三年一〇月、明治一六年の無料貸与時の指令第三項に基づいて、貸与地の払下を申請した。この払下申請は、当時の御料局長が貸与交渉の際に援助を受けた品川弥二郎であったことを見込んでのことであったが、何の反応も得られなかった。翌明治二四年二月には拝借地関係の有力者らの集会で「捲土重來の運動方針」が協議さ

れ、証書類を収集して民有引戻の請願をすることにした。こうして永井嘉六郎・江藤浩蔵・森藤七郎の三名の請願委員による民有引戻請願書を県当局に提出するが、九月には郡役所から「其筋ヨリ更ニ町村会ノ決議ノ上町村長ヨリ出願スヘキ旨」の指示を付されて一件書類が一括返戻される<sup>(13)</sup>。

この指示を受けて三名の請願委員は、町村会を開いて引戻請願書に関係各町村を連署させるか、あるいは関係一か町村の組合を組織してこの請願書を議決した上で出願するかを協議し、後者を選択、すなわち組合を組織した上で正当な手続きをふむことに決定した。ついで、関係町村長および総代らが参集して組合を組織することに衆議一決、組合規定の草案作成に着手したのが九月一日である<sup>(14)</sup>。その後郡役所との間でやりとりがあつて、明治二四年一月一六日付で沼津町外十ヶ町村組合規約の許可指令が下付される（「愛鷹山関係雑誌」①）。ここに愛鷹山の引戻を目的とする沼津町外十ヶ町村組合が成立したのである。

明治二四年一二月一九日付の「愛鷹山民有引戻請願」（「愛鷹山関係雑誌」①）、明治二五年二月二六日付の「愛鷹山民有引戻請願書」<sup>(15)</sup>には、いずれも駿東郡沼津町外十ヶ町村組合管理者江藤浩蔵・高野義長とならんで駿東郡富岡村・須山村組合村長芹沢孝三代理助役横山健吾が連署している。明治二四年一月に組織されたのは、原町外十ヶ町村組合ではなく沼津町外十ヶ町村組合であり、その沼津町外十ヶ町村組合には富岡村の千福・葛山が含まれていないからである。

明治二五年八月二三日、江藤・高野両管理者の協議により、以下の議案が作成された。

一 請願一件二付、更二千福・葛山ヲ合セ一管理ニ属セシムルニ就テハ、拝借地ニ係ル組合ノ外二更ニ一ノ請願ニ係ル組合規定ヲ設クルヲ正当トナストキハ、今回組（合）会開会后ニ於テ各町村会議ヲ開ク手續ヲナシ、組合



規定ヲ編成スル事

ついで九月六日の組合会では以下の決議がなされる。

一 民有引戻請願ニ付、富岡村ノ内千福・葛山ノ二字ヲ併セ更ニ沼津町外十ヶ町村組合ヲ組織セントス

但本案決議ノ上ハ当組合議員ノ内ヨリ三名ノ委員ヲ互選シ富岡村委員ト共ニ組合会規程ヲ組織セントス<sup>(16)</sup>

これにより制定されたのが明治二十五年一〇月二十七日に郡長の許可指令を得た「駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定」

〔愛鷹山関係雑誌〕<sup>(15)</sup>である。ここにわずかな期間だが、沼津町外十ヶ町村組合と名前を同じくしながら、「拝借

地ニ係ル組合」と「請願ニ係ル組合」の二つの町村組合が併存することになった。

明治二六年の早い時期に「拝借地ニ係ル組合」(「愛鷹牧場ニ係ル組合」は原町外十ヶ町村組合と改称し、若干の規定更正をしている。これにより明治一六年の無料貸与地関係町村で構成される「拝借地ニ係ル」原町外十ヶ町村組合と、拝借地には関係しない富岡村千福・葛山を含む愛鷹山民有請願に係る沼津町外十ヶ町村組合の二者が存在することになったのである。

明治二二(一八九九)年に長野・岐阜・静岡・山梨・神奈川諸県所在の官林と官有山林原野が世伝御料ということ

御料地に編入され、静岡県のはこの年一〇月一二日に授受されるが、このなかに愛鷹山官林も含まれ、愛鷹山は御料地となる。愛鷹山は翌明治二三年さらに世伝御料に編入される。そのことは、愛鷹山引戻請願についての静岡県当局の調査過程で問題となり、明治二六年一二月、河目俊宗駿東郡長を介して組合管理者に伝えられるが、その時まで、この事実は地元の人々の知るところではなかった。そして愛鷹山が世伝御料であることが駿東郡愛鷹山金山引戻を困難なものとしたのである。

世伝御料とは、皇室財産制度の一つで、天皇の世襲財産で分割したり譲渡したりすることが許されないものであった。明治三二年二月一日に制定された皇室典範の第八章世伝御料は次の二条からなっている。

第四十五条 土地物件ノ世伝御料ト定メタルモノハ分割譲与スルコトヲ得ス

第四十六条 世伝御料ニ編入スル土地物件ハ枢密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

皇室財産の基礎となる世伝御料は、国会の開設前に設定しておく必要があった。しかし、当時は明治二二、二三年にわたる官有林野の御料地編入早々であったので、世伝御料とすべき財産の区域・数量等は台帳面の記載に基づくほがなく、実地と符合するかどうかを検討するいとまもなかった。そこで、面積反別等は他日の精査に俟つこととして概括的に表示し、枢密顧問の諮詢を経て、明治三三年一月二七日急遽勅定したのである。一月二八日付の宮内省告示第二七号は、世伝御料地に定められた土地物件を挙げているが、その所在の表記は郡市までで、その「面積段別及境界ハ御料局ニ保存スル所ノ図面ヲ以テ標準ト」された<sup>(18)</sup>。

この宮内省告示第二七号により富士御料地が世伝御料に編入される。しかし、富士御料地が静岡県駿河国駿東郡・富士郡、山梨県甲斐国西八代郡・南都留郡にまたがることは示されているが、所在町村が示されていないため、愛鷹山が富士御料地に含まれているかどうかはこれだけではわからない。地元の人々が承知していないのも当然である。しかし、御料局から宮内大臣に提出され、さらに枢密顧問諮詢の際に参考欄に掲記された調査書には、富士御料地六万六七一二町三反五畝一步は「甲駿両国ニ跨リ富士ノ山腰ヲ環遶スル所ノ大山林及之レト僅カニ相隔テ、東南ニ相対スル愛鷹山及東方ニ隔在スル大野原等ヲ総称ス」とされている<sup>(19)</sup>。愛鷹山は、世伝御料に編入された富士御料地に含まれているのである。また、御料局から宮内大臣に提出された「世伝御料編入見込地の由緒現況」に富士御料地は以下

のように書かれている。

駿河甲斐ノ兩國ニ跨リ富士ノ山腰ヲ環遶スル所ノ大森林ト、駿河国駿東郡内ニ在リテ之ト僅ニ相隔テ、相對スル所ノ愛鷹山大野原等ヲ総称セリ。富士ノ森林ハ大半嶮峻ノ地ニ在リテ土石崩落ノ扞止トナルニヨリ、営林事業ノ常則ヲ以テ將來収入ノ多キヲ望ムハ易事ニアラスト雖トモ林麓原野ノ大半ハ既ニ耕地ニ変シ、又愛鷹山大野原等ノ如キハ鉄道ニ近クシテ且海ヲ去ル遠カラサルヲ以テ、將來収利ノ多キ子メ知ルヘキナリ。<sup>(20)</sup>

御料局では、収益の面ではむしろ愛鷹山・大野原の方に注目していたといえよう。

さて、愛鷹山の引戻請願に関連して静岡県知事が御料局静岡支庁に照会したところによれば、駿河国駿東郡愛鷹山御料林反別六〇五一町四反八畝二七歩のうち三〇五一町四反八畝二七歩が富士世伝御料地に編入されていた。<sup>(21)</sup> すなわち愛鷹山の世伝御料は明治一六年に無料貸与を受けたおよそ三〇〇〇町歩を除いた部分にあたる。既に地上権が設定されている部分を除いて世伝御料への編入がなされたのであろう。

### 千福・葛山の位置

明治二六年二月一七日、沼津町外十ヶ町村組合の協議会で世伝御料のことが問題となつて以降、翌年一月一〇日まで「代脳録」の記載はない。組合管理者の江藤浩蔵・永井嘉六郎（のち辞職して片浜村長倉計吉が就任）兩名がいくども県庁に出頭して督促につとめた末、一月七日に県の調査が完結、願書が下付されている。この間の経緯を『愛鷹山組合沿革史』で補つておきたい。

「代脳録」によれば、明治二六年二月一七日の協議会では、従来どおり愛鷹山全山引戻の方針で、万一愛鷹神社の神地について県当局から質問があつた場合には、愛鷹全山とは神地すなわち山八合以上を除く部分であるとして、あくまで全山引戻を主張することに決定している。世伝御料の意味が十分には理解されていなかったようである。翌

明治二七年一月以降は、世伝御料部分を除き原野部分のみを引戻の対象として県との交渉に臨んでいる。ところが、ここに問題が生じる。「果シテ然ルトキハ拜借地関係外ナル千福・葛山ハ民有請願スル能ハサルモノ、如ナルニ付、甚タ此点ニ於テハ千福・葛山人民大ヒニ苦慮ニ堪ヘス、亦タ管理者ニ於テモ疑懼スル所ナリ」とは、組合管理者江藤浩蔵の言である。千福・葛山を合わせて新たに沼津町外十ヶ町村組合を結成したのに、その足並みが乱れることにながりがかねない。組合側は、先に提出した引戻願の反別六〇五一町四反八畝二七歩をおよそ三三〇〇町歩と訂正して、二月二日に県に提出する。およそ三〇〇町歩が無料貸与地、残りの三〇〇町歩が千福・葛山地籍分をさす。ところが、県当局はあくまでも引戻反別をおよそ三〇〇町歩と訂正することを要求する。世伝御料に含まれる部分の引戻を認めるわけにはいかなからである。千福・葛山地籍分もこのおよそ三〇〇町歩に含まれるとする県の説得により、組合管理者は一〇月三〇日県庁に出頭した際これを容れておよそ三〇〇町歩と訂正している。この訂正を受けて一月七日、県の調査が完結、願書下付に至るのである。<sup>22</sup>

『裾野市史 近現代資料編Ⅰ』に掲載した明治二七年三月一五日付の引戻願は、引戻反別をおよそ三〇〇町歩としている。この史料には表紙に朱筆で「静岡県庁ヲ経農商務省工進達控」と書かれている。三月一五日付ではあるがその後の県との折衝による訂正を経たものと思われる。横山らはこれを持参して上京、舞台は農商務省に移る。

駿東郡愛鷹山全山引戻として運動が始まったとき、富岡村の千福・葛山は、無料貸与地関係町村と同一歩調をとることになった。ところが、運動の過程で、世伝御料部分の引戻が困難なことがわかり、世伝御料に含まれない無料貸与地およそ三〇〇町歩と世伝御料に含まれる千福・葛山地籍分を同一に扱うことが難しくなってくる。沼津町外十ヶ町村組合のなかで千福・葛山は微妙な位置に置かれることになる。

これ以後、農商務省での調査は遅々として進まず、農商務省の調査が終わって書類が宮内省御料局に渡されるのは、明治三〇年五月から七月の間である。御料局との折衝過程で、引戻から払下に方針転換を余儀なくされ、その最終段階で再び千福・葛山地籍分が問題になる。横山健吾が苦渋の選択をし、それによって三二二町歩の払下が実現するのであるが、その過程については「代脳録」に譲る。

\* \* \*

#### 筆者横山健吾について

「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」の筆者横山健吾は安政五（一八五八）年七月二三日、千福村（現在裾野市千福）の旧家、横山家に生まれた。父は瑞平（直勝）、幕末から明治初年にかけて愛鷹牧の牧士むかしをつとめ、かたわら千福村の名主もつとめていた。母は沼津藩士岩城岩輔の二女さく、漢学者岩城魁の妹であった。健吾はその長男である。

寛政九（一七九七）年に愛鷹山に開設された愛鷹牧は、江戸幕府が直接設置・経営した馬の牧場である。牧士というのは、若年寄―御小納戸頭取（野馬掛）―野馬方のもとに、各地の牧におかれた現地での管理責任者というべき存在である。地元の有力農民から採用され、苗字帯刀が許され、幕府から扶持をもらって、捕馬・払い馬の実施、土手普請の見積・監督、馬の飼養・管理、用地の管理などの仕事を行った。愛鷹牧の牧士は当初は五名だったが、文政期からは一二名となり、この頃から横山家の当主が牧士（同見習）を世襲している。裾野市域では横山家だけである。

健吾自身は、明治初年の廢牧により牧士となることはなかったが、愛鷹山と関係の深い家柄であり、また在地の有力者であったことから、愛鷹山の引戻・払下運動に深くかわり、また愛鷹山の御料編入以後、千福・葛山が沼津町

外十ヶ町村組合に加わると、千福・葛山の特殊利害を代表するものとして、組合管理者とともに運動の中心人物の人となった。こうした横山健吾の位置が、愛鷹山の引戻・払下運動の様子を後世に伝える「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」を書かしたといえよう。

さて、巻末一六七―一七〇頁に掲げた横山健吾の履歴は、大正六（一九一七）年一月千福報徳社から地域に対する「功績顕著」を表彰された際のものである（口絵写真参照）。愛鷹山関係でいえば年月日等に若干の齟齬が見られるが、大正初年までの横山健吾の活動のあり様を概観することができる。

横山健吾は、明治一五（一八八二）年の千福村会議員をかきりに、数々の公職を歴任している。行政村である富岡村（明治三二年七月までは須山村と組合村）では、村会議員、助役、村長をつとめ、愛鷹山に関する沼津町外十ヶ町村組合・原町外十ヶ町村組合のほかにもさまざまな町村組合会の議員に就任している。また駿東郡の郡会議員、郡参事会員、郡農会議員・同幹事などもつとめ、その活動は郡レベルに及んでいる。とはいえ、居住村落千福で、夜学会を開いて青年教育に意を尽くし、また愛鷹山民有請願運動とその後の共有林における事業に見られるように、その活動は千福あるいは富岡村から遊離することなく、まさに村落レベルの名望家であったといえる。

大正期以降も同様の活動が続く。町村制が施行された明治二二（一八八九）年以来、富岡村村会議員に連続一一回当選、大正五（一九一六）年二月から一年二か月ほど病気で職を離れたが、その期間をのぞいて一貫して村会議員をつとめた。昭和一三（一九三八）年四月一七日、内務省主催の自治制発布五〇周年記念式典では、自治功労者の一人として内務大臣から表彰状と木杯三組を授与されている。

その後、昭和一七（一九四二）年八月二四日、地域での公職に明け暮れた横山健吾は、八四歳でその生涯を閉じた。

## 青年横山健吾とロシア正教

最後に、公職に就く以前の青年横山健吾のあまり知られていない一面を紹介してきた。明治二十七年まで記載された自筆の「履歴書」草稿と大正半ばに書かれた「回顧録」による。

横山健吾は慶応二（一八六六）年九歳で母方の祖父で沼津藩士の岩城岩輔のもとに預けられ、同藩士本田柳太郎や山崎兼三郎から習字や読書を学んだが、沼津藩の上総菊間への転封とともに千福村に戻り、その後は普明寺の住職平山階年や三島の医師横山某に習字・読書を学んだが、何れも数か月の短い期間で、幕末・維新の混乱期にあつて勉強がままならなかつたという。明治六（一八七三）年四月、一六歳になつた健吾は、叔父の旧沼津藩士岩城魁が校長をつとめる伊豆修善寺の芝山学舎に入学、漢籍・習字・算術を修め、明治八年三月（明治七年一二月ともいわれる）に退学する。続いて四月に御宿村の行余舎の助教になつたことは巻末の履歴の冒頭に記されているが、明治九年一二月には退職している。

年が明けて明治一〇（一八七七）年三月には、数年前に瑞平の養女として迎えられていたみち（君沢郡長浜村の児玉弁之輔の妹）と結婚する（戸籍では明治九年一二月）。妻みちを迎えてから、青年健吾に一つの変化が見られる。

一 明治十年三月養女ヲ妻トシ婚姻ノ式ヲ挙ク。即チ今ノ妻ナリ。

一 同年同月耶蘇基督教伝導者宮城県士族笹川清吉ナル人ヲ聘シ教理ヲ研究シ略其真意ヲ悟ル。

一 同年五月憤然立テ函嶺ヲ越、東京駿河臺ナル耶蘇聖教会魯国司祭ニコライノ門ヲ訪フ。偶々旧沼津藩士タル山崎兼三郎氏ニ面会シ、同氏ノ伝教所本郷富士前町ニ同寓シ猶教理ヲ研究ス。

一 同年七月公会ノ決議ニヨリ山崎氏青森県下八ノ戸ニ出張ス。依テ再ヒ浅草平右衛門町伝教者假野成満氏方ニ同

居シ教理ヲ研究ス。

一同年九月魯国司祭エフミイ氏東海道巡回豆国修善寺ニ於テ洗礼ヲ執行セシヨリ、假野氏方ヲ退キ修善寺ニ於テ洗礼ヲ妻みち及外数名ト共ニ受ク。代父ハ丹後国ノ人伝教者中小路誠一郎氏、代母ハ宮城県士族菅野アンナ氏（当時女子神学校長）ニ囑托ス。

一同年拾月ヨリ伊豆三嶋出張伝教者宮城県士族大越弘毅ニ付キ教理漢学ヲ研究<sup>25</sup>ス。

「回顧録」によれば、健吾には「明治四年（十四歳ノ時）春三月青雲ノ志ヲ擁キ蹶然意ヲ決シテ無断東都ニ出テントシ函根駅ニ至リシニ後ヨリ追手来遂ニ引き戻サル、ニ至レリ」という経験があつた。明治一〇年の上京は二度目の企てである。今回は途中で引き戻されることもなく、少年時代の読書の教師であつた山崎兼三郎のもとに身を寄せ、ロシア正教の「教理ヲ聴聞」している。九月には妻みちとともに洗礼を受けている。一〇月にはやはり旧沼津藩士の伝道師尾崎弘（容カ）とともに帰郷しているが、その後も三島の教会に通つていたようである。妻みちの実家児玉家は早くからの信者で、その影響であつたのかどうか。あるいはまた、かつて教えを受けた沼津藩士たちの影響も考えられる。

その後健吾がどういふ信仰の変遷をしたのか、今それを跡づける資料を持ち合わせていないが、これ以後「回顧録」にも「履歴書」草稿にもロシア正教に関する記事はない。ただ「回顧録」には「両親ハ非常ニ耶蘇教嫌ニテ時々衝突セリ」と記されている。両親として「家」との葛藤のなかで健吾は次第に信仰から離れていったようにも見える。

「代脳録」には愛鷹山関係以外の記述はきわめて少ない。しかし上京した折には、横山健吾は一人で駿河台の神学校を訪ねたり、明治二十七年一月一九日には駿河台の「魯国教会堂」（ニコライ堂）で開かれたロシア皇帝アレクサ



ンドル三世の葬儀礼の大祈禱を参観したりしている。当時の横山健吾は、既にそれほど熱心な信者であった形跡はないが、どのような感慨をもって東京を歩いていたのか。そんなことを想像してみるのも、資料を読む楽しみの一つである。

〈参考文献〉

帝室林野局編『帝室林野局五十年史』（一九三九年）

内海秀夫編『愛鷹山組合沿革史』（愛鷹山組合役場、一九四九年）

沼津市明治史料館企画展解説書『愛鷹牧』（沼津市明治史料館、一九九一年）

樋口雄彦「ロシア正教と日本 北海道・宮城・静岡県・東京都」（『歴史の道・再発見 第一巻 平泉からロシア正教まで』フォーラムA、一九九四年）

〈注記〉

（1）本資料叢書所収「愛鷹山関係雑誌」からの資料引用ないし出典表記は、資料掲載順により①②③……で示す。  
本解説一四六頁―一五一頁参照のこと。

（2）帝室林野局編『帝室林野局五十年史』（一九三九年）三〇七頁―三〇八頁。

- (3) 内海秀夫編『愛鷹山組合沿革史』（愛鷹山組合役場、一九四九年）八三頁。
- (4) 前掲『愛鷹山組合沿革史』九三頁―一三三頁。
- (5) 前掲『愛鷹山組合沿革史』は、この指令の日付を一月一九日としている。
- (6) 沼津市鳥谷・川口家文書（沼津市明治史料館所蔵）。
- (7) 前掲『愛鷹山組合沿革史』八八頁。
- (8) 『裾野市史』第四卷資料編近現代Ⅰ（裾野市、一九九三年）所収。
- (9) 沼津市鳥谷・川口家文書（沼津市明治史料館所蔵）。以下、本項の資料は特に断りがない限り沼津市鳥谷・川口家文書による。
- (10) 前掲『愛鷹山組合沿革史』七四頁。
- (11) 「民有御定方願」「官林拝借願」の二駅一町四六ヶ村の二駅一町とは沼津駅・原駅・大塚町をさし、原駅外五ヶ町四六ヶ村聯合会の五ヶ町は沼津本町・上土町・城内町・三枚橋町・大塚町をさし、その構成は同じである。
- (12) 「愛鷹山民有請願ニ付陳述書」（千福・横山正美家所蔵）。駿東郡愛鷹山入会町村人民総代として、沼津町外十ヶ町村組合管理者江藤浩蔵（金岡村長）・高野義長（長泉村長）、富岡村・須山村組合村長芹沢孝三代理助役横山健吾、有志者永井嘉六郎・森藤七郎らが、愛鷹山民有請願の理由を述べたもので、民有引戻請願書に添えて提出したと思われる（活版）。横山家には、明治二五年月日とされた明治二五年二月二六日付の請願書に添えられたものと、日付のみを明治二七年三月二五日と訂正して同日付の請願書に添えられたものとの二通が残されている。

(13) 前掲『愛鷹山組合沿革史』九四―九五頁。

(14) 同前、九五頁。

(15) 千福・横山正美家所蔵。

(16) 前掲『愛鷹山組合沿革史』九九頁。千福・横山家所蔵の「明治二十四年度ヨリ解散迄 駿東郡原町外拾ヶ町村

組合（愛鷹山組合）議按決議書綴 横山控」には、年月日不詳「諮第七号」としてほぼ同内容の資料がある。

違ひは「沼津町外十ヶ町村組合」の部分が「一ノ組合会」となっている点である。鉛筆で「確定」と書き込まれている。

(17) 前掲『愛鷹山組合沿革史』は、九月十七日に組合規定の編成が委員会で満場異議なく決定され、十一月二日に完成、各町村連署の上郡長に進達するはこびとなったとしている（九九―一〇〇頁）が、日付に若干の齟齬が見られる。

(18) 前掲『帝室林野局五十年史』三三六頁。

(19) 同前、三四〇頁。

(20) 同前、三四五頁―三四六頁。

(21) 前掲『愛鷹山組合沿革史』一〇四頁。

(22) 同前、一〇四頁―一〇六頁。

(23) 例えは、明治二四年二月一〇日の「原町外十ヶ町村組合」は「沼津町外十ヶ町村組合」の誤り、また愛鷹山の民有私下許可の年月を「明治三十一年一月」としているが「明治三十二年三月」の誤りである。

(24) いずれも千福・横山正美家所蔵。

(25) 横山健吾「履歴書」草稿より抄出。

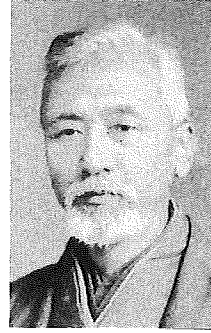
〈付記〉

資料の翻刻と解説は裾野市史調査委員の湯川郁子が担当し、校訂には市史編さん室亀崎浩子の協力を得ました。また、口絵写真の撮影には市史編さん室濱田明があたりました。

裾野市史資料叢書3の刊行にあたり、「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」の所蔵者である裾野市千福の横山正美氏はじめ御家族の方々には、資料の閲覧、写真の借用、その他いろいろお世話になりました。また、地区協力員の西島秀雄(千福)、勝又常一(葛山)、芹澤正巳(葛山)の三氏はじめ千福・葛山の方々には、愛鷹山の現地踏査等でお世話になりました。記して感謝の意とします。ありがとうございます。

# 横山健吾履歴

(大正六年一月十日 千福報徳社による横山健吾の表彰状 口絵写真参照)



富岡村千福十二番地

横山健吾

安政五年七月生

ル

一明治十八年四月四日御宿村外十ヶ村用係拝命

一明治廿年六月六日再度沼津町外百五十九ヶ町村聯合会

議員当選

一同年十一月佐野村外廿二ヶ村聯合会議員当選

一明治廿一年二月廿九日佐野村外廿二ヶ村聯合会議長命

セラル

一明治廿二年三月富岡村会議員当選

一同年三月十六日沼津町外廿六ヶ町村聯合町村会議員当

選

一同年三月十六日小泉村外三ヶ村聯合村会議員当選

一同年四月四日小泉村外三ヶ村聯合会議長命セラル

一同年四月十四日富岡村須山村組合村会議員当選

一同年五月五日箱根湖用水組合会議員当選

一同年七月二日富岡村須山村組合助役当選認可

一明治八年四月行餘舎助教拜命

一同年十一月千福夜学会ヲ設ケ自家ヲ仮用シ青年ヲシテ

修学セシム

一明治十五年七月十五日千福村会議員当選

一明治十六年五月五日駿東郡百五十九ヶ町村聯合会議員

当選

一同年六月十日駿東病院第二出張所医院担当当選

一明治十七年九月十日嶽南校建築費寄附賞状及木杯ヲ受

ク

一同年十月六日日本県ヨリ御宿村外十ヶ村衛生委員申附ラ

- 一 同年十月廿日沼津町外廿七ヶ町村組合会議員当選
- 一 明治廿三年五月八日駿東郡山林組合組織委員当選
- 一 同年十月有志ト協議シ壽橋架設ヲ画策シ廿四年四月竣工ス
- 一 明治廿四年十二月十日原町外十ヶ町村組合会議員当選
- 一 同年十二月ヨリ右組合ト協力シ元千福共有山野及元千福葛山入会山野ノ民有引戻ニ着手ス
- 一 明治廿五年十月十五日沼津町外十ヶ町村組合会議員当選
- 一 同年同月ヨリ該組合撰挙ニヨリ該管理者ト共ニ愛鷹山御料地及元千福葛山両村入会地及下郷十五ヶ村入会地等ノ払下ヲ出願シ苦心数年漸ク明治三十一年一月民有ノ許可ヲ受ク
- 一 明治廿六年三月小泉村外三ヶ村学校組合会議員当選
- 一 同年三月四日製艦費献納感賞ヲ表サル
- 一 同年三月十日沼津町外廿七ヶ町村共有建物費寄附賞状ヲ受ク
- 一 同年九月一日同廿五年下和田火災救恤米寄附賞状ヲ受ク
- 一 同年九月十五日榮橋建築費寄附賞状ヲ受ク
- 一 同年同月壽橋建築費寄附賞状及木盃一個ヲ受ク
- 一 明治廿七年十二月八日日清戦役軍資金献納賞状ヲ受ク
- 一 明治廿八年三月十日富岡村須山村組合村長当選認可
- 一 同年七月富岡村須山村赤十字社員ヲ囑托セラル
- 一 同年十二月征清軍人歓迎ニ付県知事ヨリ感状ヲ受ク
- 一 明治廿九年六月八日日清戦役赤十字事業幫助ノタメ兩陛下勅語及木杯一個ヲ受ク
- 一 明治廿九年十月八日郡制実施ニ付本郡会議員当選
- 一 明治卅年十月岳南校長ヲ聘シ自家ニテ夜学校ヲ開設シ青年ヲシテ就学セシム
- 一 明治卅一年愛鷹山民有引戻シト同時二元千福共有地ノ内字小杉平外三字ヲシテ千福共有ニ回復セシム
- 一 明治三十年三月郡農會議員当選同年四月同幹事当選
- 一 同年四月廿四日深良村外六ヶ村芦湖水利組合管理者当選
- 一 同年四月一日廿七八年戦役ノ勞ニヨリ賞勳局ヨリ木杯一組下賜セラル

一 明治三十一年十一月率先夜学会ヲ設ケ西島親則氏宅ヲ  
仮借シ青年ヲシテ就学セシム

一 同年箱根湖水逆川事件ニヨリ東京控訴院名古屋控訴院  
大審院ヲ経テ遂ニ勝利ニ帰セシム

一 同年五月十五日芦湖水利事件ノ功ニヨリ同組合ヨリ感  
状及花瓶一对ノ贈呈ヲ受ク

一 明治三十二年四月赤十字社ヨリ社業拡張ノ尽力ニヨリ  
銀盃一個ヲ受ク

一 同年有志ト協議シ資金貳百五拾円ヲ募集シ夜学堂ヲ設  
立シ青年ヲシテ夜学セシム

一 同年三月十四日愛鷹山民有ノ功ニヨリ銀盃一個及金若  
干ヲ受ク

一 明治三十三年二月夜学校基本林ヲ画策シ原野一町二反  
歩ニ杉松ヲ植樹セシム

一 明治三十四年三月千福基本財産トシテ共有山林字向山  
ニ杉松ヲ植樹セシム

一 明治三十五年十一月赤十字社終身社員トナル

一 明治三十六年五月二日静岡県臨時經濟調査駿東郡委員  
囑托セラル

一 同年十月廿六日郡會議員當選同月三十日同參事會員當選  
一 明治三十七年四月富岡村農會副會長當選

一 同年十月夜学ノ組織ヲ變更シ千福農業補習学校ヲ設置  
シ校長ニ横山良吉氏ヲ囑托セリ

一 明治三十八年三月郡農會總會議員當選  
一 同年春季ヨリ愛鷹山組合地ヲ借地シ人民總代鈴木氏等  
ト協力シ<sup>マツ</sup>経續事業トシテ千福共有基本林ヲ創設ス

一 同年四月郡農會幹事當選  
一 明治三十九年八月小泉村外三ヶ村組合学校組織改正ニ  
付キ調査委員當選

一 明治四十年四月卅日沼津町外十ヶ村組合會議員當選  
一 明治四十二年四月小泉村外三ヶ村学校組合會議員當選

一 明治四十三年六月一日静岡県ヨリ愛知県下農業視察員  
ヲ囑托セラル

一 明治四十四年三月郡農會評議員當選同時ニ幹事當選

一 同年七月郡農会ヨリ小笠榛原両郡ノ農業ノ視察員ヲ囑  
托セラル

一 大正二年四月富岡村会議員当選

一 大正三年二月駿東郡地主会員当選

一 同年四月沼津町外十ヶ町村愛鷹山組合常設委員当選

右履歴ニ徴シ其功績顕著ナリ仍テ額面ヲ贈リ之ヲ表彰ス

大正六年一月十日

千福報徳社

印





裾野市史資料叢書 3

代 脳 録 愛鷹山民有請願日誌

平成八年三月二十五日

編集

裾野市教育委員会市史編さん室

発行

裾野市茶畑三九九

電話 ○五五九一九三二七〇

印刷 有限会社 大和印刷所